

令和7年 第2回定例会 第2回臨時会

瀬戸内町議会会議録

令和7年 6月17日 開会

令和7年 6月19日 閉会

令和7年 7月 8日 開会

令和7年 7月 8日 閉会

瀬戸内町議会

瀬戸内町議会会議録目次

令和7年第2回瀬戸内町議会定例会

会期日程	3
第1日（6月17日）	
1. 議事日程	7
1. 本日の会議に付した事件	7
1. 開 会	9
1. 会議録署名議員の指名	9
1. 会期の決定	9
1. 陳情第 1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善, 義務教育費国庫負担制度の負担率の 引き上げをはかるための, 2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情について	9
1. 陳情第 2号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情について	10
1. 承認第 1号 瀬戸内町税条例の一部を改正する専決処分事項の承認について	10
1. 承認第 2号 瀬戸内町国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分事項の承認に ついて	12
1. 承認第 3号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する専決処分事項の承認 について	13
1. 承認第 4号 建物明渡等請求調停事件の調停成立(和解)に伴う専決処分事項の承認 について	14
1. 承認第 5号 令和7年度瀬戸内町一般会計補正予算(第1号)の専決処分事項の承認 について	15
1. 議案第46号 令和7年度瀬戸内町一般会計補正予算(第2号)について	18
1. 議案第47号 令和7年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算(第1号)について	43
1. 議案第48号 令和7年度瀬戸内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について	44
1. 議案第49号 令和7年度瀬戸内町介護保険特別会計補正予算(第1号)について	45
1. 議案第50号 令和7年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)に ついて	46
1. 議案第51号 令和7年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算(第1号)について	47
1. 議案第52号 令和7年度瀬戸内町農業集落排水事業会計補正予算(第1号)について	49
1. 散 会	50

第2日（6月18日）

1. 議事日程	53
1. 本日の会議に付した事件	53
1. 開 会	55
1. 一般質問	55
○柳谷 昌臣 議員	55
○里山 正樹 議員	64
○中村 洋康 議員	71
○伊東 さおり 議員	82
○永井 しずの 議員	88
1. 散 会	97

第3日（6月19日）

1. 議事日程	101
1. 本日の会議に付した事件	101
1. 開 会	103
1. 一般質問	103
○栄 克人 議員	103
○元井 直志 議員	109
○泰山 祐一 議員	115
1. 議案第55号 加計呂麻港(俵地区)改修工事(1工区)請負契約の締結について	128
1. 議案第56号 加計呂麻港(俵地区)改修工事(2工区)請負契約の締結について	129
1. 議案第57号 令和6年度(繰越)防災行政無線(同報系)親局・中継局改修工事請負契約の締結について	130
1. 議案第58号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について	132
1. 議案第59号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	132
1. 議案第60号 旧久慈小中学校を活用した農泊推進型施設の管理に関する条例の制定について	133
1. 議案第61号 加計呂麻ターミナルの設置及び管理に関する条例の制定について	139
1. 議員派遣の件	141
1. 防衛事業と地域共生調査特別委員会(特別委員会)	141
1. 所管事務調査 第三セクターの運営についての調査(総務経済常任委員会)	141

1. 所管事務調査 こども育成環境整備に関する調査(文教厚生常任委員会)	141
1. 本会議の会期日程等議会の運営に関する事項(議会運営委員会)	141
1. 閉 会	142

令和7年第2回瀬戸内町議会臨時会

会期日程	145
第1日(7月8日)	
1. 議事日程	146
1. 開 会	148
1. 会議録署名議員の指名	148
1. 会期の決定	148
1. 議案第62号 瀬戸内分屯地周辺道路改修等(補助金)工事(R6節子1工区)請負変更 契約の締結について	148
1. 議案第63号 瀬戸内分屯地周辺道路改修等(補助金)工事(R6節子2工区)請負変更 契約の締結について	149
1. 同意第 2号 監査委員の選任について	150
1. 閉 会	153

令和 7 年第 2 回瀬戸内町定例会

会 期 日 程

令和7年第2回瀬戸内町議会定例会会期日程

令和7年6月17日開会～6月19日閉会、会期3日間

月	日	曜日	会議別	会 議 の 内 容	備 考
6	17	火	本会議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○議案上程	全員協議会 各常任委員会
6	18	水	本会議	○一般質問(5名) - 通告1 柳谷 昌臣 議員 - 通告2 里山 正樹 議員 - 通告3 中村 洋康 議員 - 通告4 伊東さおり 議員 - 通告5 永井しずの 議員	
6	19	木	本会議	○一般質問(3名) - 通告6 栄 克人 議員 - 通告7 元井 直志 議員 - 通告8 泰山 祐一 議員 ○議案上程(追加議案) ○議員派遣の件 ○閉会中の継続審査・調査申出 ○閉会	

令和7年第2回瀬戸内町定例会

第 1 日

令和7年6月17日

令和7年第2回瀬戸内町議会定例会

令和7年6月17日（火曜日）午前9時30分開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣告

○開議の宣告

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 会期の決定

○日程第 3 陳情第 1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善, 義務教育費国庫負担制度の負担率の引き上げをはかるための, 2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○日程第 4 陳情第 2号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情について

○日程第 5 承認第 1号 瀬戸内町税条例の一部を改正する専決処分事項の承認について

○日程第 6 承認第 2号 瀬戸内町国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分事項の承認について

○日程第 7 承認第 3号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する専決処分事項の承認について

○日程第 8 承認第 4号 建物明渡等請求調停事件の調停成立(和解)に伴う専決処分事項の承認について

○日程第 9 承認第 5号 令和7年度瀬戸内町一般会計補正予算(第1号)の専決処分事項の承認について

○日程第10 議案第46号 令和7年度瀬戸内町一般会計補正予算(第2号)について

○日程第11 議案第47号 令和7年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算(第1号)について

○日程第12 議案第48号 令和7年度瀬戸内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

○日程第13 議案第49号 令和7年度瀬戸内町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

○日程第14 議案第50号 令和7年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について

○日程第15 議案第51号 令和7年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算(第1号)について

○日程第16 議案第52号 令和7年度瀬戸内町農業集落排水事業会計補正予算(第1号)について

○日程第17 議案第53号 旧久慈小中学校を活用した農泊推進型施設の管理に関する条例の制定について

○日程第18 議案第54号 加計呂麻ターミナルの設置及び管理に関する条例の制定について

※ 散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

令和7年第2回瀬戸内町議会定例会 6月17日(火)

○出席議員は、次のとおりである。(10名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	栄 克 人 議員	2 番	里 山 正 樹 議員
3 番	伊 東 さおり 議員	5 番	中 村 洋 康 議員
6 番	泰 山 祐 一 議員	7 番	永 井 しずの 議員
8 番	柳 谷 昌 臣 議員	9 番	元 井 直 志 議員
10 番	池 田 啓 一 議員	11 番	向 野 忍 議員

○欠席議員は、次のとおりである。(0名)

○職務のため会議に出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長	義 永 将 晃	事 務 局 次 長	喜屋武 純 仁
庶 務 議 事 係	宮 原 美 子		

○地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	鎌 田 愛 人	保健福祉課長	信 島 浩 司
副 町 長	福 原 章 仁	建 設 課 長	浜 田 高 仁
教 育 長	盛 島 正 行	水 道 課 長	栄 順 二
総務企画課長	長 順 一	商工交通課長	勇 忠 一
総務企画課企画補佐	田 原 章 貴	水産観光課長	保 島 弘 満
総務企画課財政補佐	茂 野 清 彦	農林課長兼農委局長	永 井 健一郎
総務企画課人事補佐	勝 田 忠 広	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	保 岡 直 人
総 務 企 画 課 D X 推 進 室 長	中 島 淳 弥	教 育 委 員 会 総 務 課 長	徳 田 義 孝
税 務 課 長	林 敬 郎	社会教育課長	昇 憲 二
町民生活課長	保 岡 忠 洋		

△ 開 会 午前 9時30分

○議長（向野 忍議員） ただいまから、令和7年第2回瀬戸内町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付の議事日程第1号のうち、日程第17、議案第53号、旧久慈小中学校を活用した農泊推進型施設の管理に関する条例の制定について、日程第18、議案第54号、加計呂麻ターミナルの設置及び管理に関する条例の制定についての撤回申し出を許可し、これらの議案については日程番号を欠番とすることとします。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（向野 忍議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

議席8番、柳谷昌臣君並びに議席9番、元井直志君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（向野 忍議員） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの3日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月19日までの3日間に決定しました。

△ 日程第3 陳情第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引き上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○議長（向野 忍議員） 日程第3、陳情第1号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引き上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題とします。

お諮りします。

本案は、会議規則92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、陳情第1号の採決を行います。

採決は起立によって行います。

陳情第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、陳情第1号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引き上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情については、採択することに決定しました。

△ 日程第4 陳情第2号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情について

○議長（向野 忍議員） 日程第4、陳情第2号、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情についてを議題とします。

お諮りします。

本案は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、陳情第2号の採決を行います。

陳情第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、陳情第2号、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情については、採択することに決定しました。

△ 日程第5 承認第1号 瀬戸内町税条例の一部を改正する専決処分事項の承認について

○議長（向野 忍議員） 日程第5，承認第1号，瀬戸内町税条例の一部を改正する専決処分事項の承認についてを議題とし，町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） おはようございます。承認第1号，瀬戸内町税条例の一部を改正する専決処分事項の承認について，専決理由の説明を申し上げます。

本専決は，地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律，施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和7年3月31日に公布され，同年4月1日から施行されることに伴い，瀬戸内町税条例の一部を改正し，専決処分しました。主な内容は，扶養控除に特定親族特別控除を追加すること，税関係の公示送達を電子化すること，加熱式たばこの課税方法の変更などであります。御審議の上，承認くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから，質疑を行います。

質疑はありませんか。

○10番（池田啓一議員） 確認ですけど，これは町民にとって税額が上がるってことじゃないですよ。その条例の文言の差し替えとか挿入とかですよ。

○税務課長（林 敬郎） お答えいたします。御質問の件なんですけど，変わる点はですね，大幅に言いますと，法令の改正によって項目のずれ及びですね，扶養控除に特定扶養控除，今まで入ってなかった部分が加わってきますので，所得税及び地方税，こちらのほうでもですね，若干の町民にとっては利益になるんじゃないかと思っております。以上です。

○10番（池田啓一議員） 課長，今のところ，もう少し説明してほしいんですけど，町にとっての利益ということですけど，町民の負担が増えるんじゃないですか。そのことの確認をしたかっただけです。

○税務課長（林 敬郎） すみません。ちょっと言葉足らずでした。町にとってはですね，扶養控除が入る関係で税収は減ると思います。町民にとっては，控除が増えますので，その分手取りなりがですね，増えてくると思っております。

○10番（池田啓一議員） すみません。今一度，町民にとっては税が上がるんですか。下がるんですね。その確認です。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから，討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから，承認第1号の採決を行います。

採決は起立によって行います。

本案は承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、承認第1号、瀬戸内町税条例の一部を改正する専決処分事項の承認については、承認することに決定しました。

△ 日程第6 承認第2号 瀬戸内町国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分事項の承認について

○議長（向野 忍議員） 日程第6、承認第2号、瀬戸内町国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分事項の承認についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 承認第2号、瀬戸内町国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分事項の承認について、専決理由の説明を申し上げます。

本専決は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和7年2月7日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、瀬戸内町国民健康保険税条例の一部を改正し、専決処分しました。主な内容は、課税限度額を引き上げること、所得判定基準を改正することなどであります。

御審議の上、承認くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○10番（池田啓一議員） このことについてもですね、町民にとって税が上がるのか。そしてまた、上がるのであればどのような内容なのか、少し説明していただきたいと思います。町民に分かりやすいように。

○税務課長（林 敬郎） お答えいたします。まず国民健康保険税、こちらのほうは、国民健康保険の中には後期高齢、あと介護とか入っておりますが、その中で、国民健康保険の保険料のほうですね、保険税のほうが上がります。限度額はですね、先ほど御説明あったと、議案の中にも入っておりますが、24万から26万円になります。それとですね、後期高齢、こちらの支援の分が24万から26万、合計で3万円上がることになります。それで、例えば今まで限度額に来てた方はですね、その分が最大で3万円上がると思っております。それに対してですね、今度減免があります。その減免の幅がまた増えます。5割軽減の基準が29万5,000円、こちらのほうから30万5,000円に引き上げられます。2割軽減の基準が54万5,000円から56万円に引き上げられます。これは去年の数字なんです、限度額を超えている世帯は5世帯ほどありましたので、その世帯には若干影響が出るんじゃないかとは思っております。

○10番（池田啓一議員） 我が町では5世帯ほどが上がって、ほかの方々はそれなりに、5,000円ぐらいずつ下がるってことで理解してよろしいでしょうか。

○税務課長（林 敬郎） 今の5世帯というのは昨年度の限度額を超えている世帯ですので、今年度

に関しては、7月に入って賦課が始まりますので、また何世帯になるかはちょっと分からないです。去年の所得が全部影響してきますので、上がる人、下がる人ですね。それはちょっと課税が始まってみないとはっきりとはお答えできない状況にあります。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号の採決を行います。

採決は起立によって行います。

本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、承認第2号、瀬戸内町国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分事項の承認については、承認することに決定しました。

△ 日程第7 承認第3号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する専決処分事項の承認について

○議長（向野 忍議員） 日程第7、承認第3号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する専決処分事項の承認についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 承認第3号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する専決処分事項の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。主な改正点は、再任用短時間勤務職員を大島地区消防組合瀬戸内消防分署へ派遣し、消防や救急、夜間業務に従事させるに当たり、その手当を本町予算から支出する必要性が生じたことから、各業務に係る特殊勤務手当を新たに設けたことです。

御審議の上、承認くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、承認第3号の採決を行います。

採決は起立によって行います。

本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、承認第3号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する専決処分事項の承認については、承認することに決定しました。

△ 日程第8 承認第4号 建物明渡等請求調停事件の調停成立（和解）に伴う専決処分事項の承認について

○議長（向野 忍議員） 日程第8、承認第4号、建物明渡等請求調停事件の調停成立（和解）に伴う専決処分事項の承認についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 承認第4号、建物明渡等請求調停事件の調停成立（和解）に伴う専決処分事項の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、建物明渡等請求調停事件の調停成立（和解）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

御審議の上、承認くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか、

○6番（泰山祐一議員） 1点確認したいと思います。この話に関しては以前お話も伺っており、このような形になったということで理解はいたしました。そのことも受けてなんですけれども、やはりこういった事態が、もう今後ね、ゼロに近い形、ゼロになってほしいなと思っているんですけれども、こういったことを今後教育委員会として意識をしながらですね、この里親となられる方々と伴走されるのかというところの対策案に関してですね、ちょっと確認をしたいなと思います。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） 今回の件につきましてはですね、里親さんに業務委託するというのは町としても初めてだったわけなんですけれども、やはり里親さんが慣れない中で業務に携わっておられるということを我々も認識した上で、里親さんとお子さん、預かっている子供であったり保護者さん、それから学校や地域、その連携が重要だと思っておりますし、我々教育委員会としても、…存続委員会をはじめ地域、学校、里親との連携をすることが大事だと思っております

し、里親さんの支援ですね、初めて携わる方に対しては特に関係部局の、子育て支援の部局との連携とも重要だと思っております。今後、今回の件を踏まえて、我々も、今の段階からですね、常時連絡を取るようにしたり、また学校訪問等を通じて状況を把握して、必要な連携、また保護者さんとも常に連絡が取れるような体制をとりながら、何かあったときに早期に対応できるような体制をとっていきたい、またそのようにしているところでございます。

○6番（泰山祐一議員） 是非ですね、この件を活かしていただくためにもですね、対策案のほうもいろいろ考えられている、そして既に行われているかと思うんですけども、やはり教育委員会という立場、そして学校、そして、当然ながら、この里親で預けられる子供たち、保護者、この方々、関係者に対してやはり教育委員会がどういう形で立ち振る舞いをしていくのかって非常に大事だと思うんですね。是非、ちょっとその部分ももう既にいろいろ意識されているところかと思うので、また、よりですね、その里親の方々ともですね、協議なども定期的に図りながら、いろいろうまく、この与路島ですね、この学校運営というものをですね、諮ってもらいたいなと思います。よろしくお願いします。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、承認第4号の採決を行います。

採決は起立によって行います。

本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、承認第4号、建物明渡等請求調停事件の調停成立（和解）に伴う専決処分事項の承認については承認することに決定しました。

△ 日程第9 承認第5号 令和7年度瀬戸内町一般会計補正予算（第1号）の専決処分事項の承認について

○議長（向野 忍議員） 日程第9、承認第5号、令和7年度瀬戸内町一般会計補正予算（第1号）の専決処分事項の承認についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 承認第5号、令和7年度瀬戸内町一般会計補正予算（第1号）の専決処分事項の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、当初予算成立後新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、歳出について申し上げます。教育費に767万8,000円を追加したこと。

次に、歳入について申し上げます。繰入金の基金繰入金に100万2,000円を追加したこと。諸収入に667万6,000円を追加したこと。

御審議の上、承認くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○7番（永井しずの議員） 9ページですね、10款1項2目13節、A I活用英語教育強化事業とありますが、その説明を、中身をお願いいたします。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） これは、本町で英語教育をもっと強化していかないといけないという認識がございまして、それに資するソフト支援というものを導入するというものであります。HelloWorldというところが提供している事業がございまして、文科省の全額補助を受けまして、小学校5年生、6年生、中1、中2の児童にこのWorld Classroomというソフトを入れて、それを活用していくわけですが、その中で、英作文であったり発音であったり、そういったのを個別に向上できるようなソフトが入っておりますし、また、海外との交流、国際交流にも手を挙げて、4、5人ぐらいのグループでいろんな国の子供たちと結んで生の英会話、英会話を体験できる、そのようなシステムを入れるための経費となっております。

○7番（永井しずの議員） 全額国の補助ということでよろしいですか。了解いたしました。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

○6番（泰山祐一議員） こちら、今同僚議員のほうからも御質問ありましたが、このA I活用英語教育強化事業のほうですね、雑入で費用のほうが入ってきてるところなんですけれども、この件に関して御説明いただけますか。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） 国からの委託を受けたところからお金が入ってくるということですね。国の補助金というか、そこを一旦業者さんが受けて、そこを契約をして、そこから収入が入ってくるということなので、GIGAスクールのリーディング事業等もそうですけれども、雑入としての扱いとしております。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。あとこちら、1つ分かれば確認したいんですけれども、多分、3月の文科省の事業ですかね、を申し込みされて今回の採択に至るのかなということをちょっと文科省のページで見たんですけれども、その中で80件ほどの申請があって、そのうちの30数件の中に瀬戸内町40件か、ほどの採択の中に入っていると思うんですけれども、鹿児島県内の中では、ほか瀬戸内町と同様の事業を行っているところが既にあるのかどうか、もしくは瀬戸内町が先進地なのかというところ、確認したいなと思います。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） 全国の自治体からするとですね、先ほどおっしゃられた予算の組み方、編成というのもありまして、なかなか手が挙げられない状況もあるかと思えますけれども、そのような中で応募したわけですが、件数がですね、そこまで多くはないと思えますし、県内で恐らく1カ所か2カ所、あってもですね、だと思っておりますので、先進的な取組に挑んでいるというふうに思っております。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。82件の応募があつて、46件ですかね、今回採択を受けているということで見ました。ですので、この鹿児島県のほうの教育委員会には、その採択のときはですね、決裁が瀬戸内町のみになっていましたので、もしかすると思ったので、ちょっとその辺りに関しても、鹿児島県内でもしリーディングする自治体であれば、そういったところも、今後、この7年度ですね、うまく醸成させながら、PR等々にもですね活かしていただきながら、この教育という面で瀬戸内町に移住、定住もしてみたいなというようなところまで、是非、7年度、8年度、それ以降のところでは是非底上げしていただければなと思いましたので、どうぞよろしくお願いします。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

○5番（中村洋康議員） 1点だけちょっと質問させてください。この補正予算の専決処分ですね、についてですね、少しお聞きしたいと思いますけれども、議会を開く暇のないということでありますけれども、これは、この例えば教育委員会もそうですけれども、それまでに、その申請も含めてですね、当初予算に計上をできなかった、専決という予算措置をしたという、そのことについてですね、もう少し説明をしていただきたいと思います。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） 先ほど泰山議員のほうからもございましたけれども、3月に入ってから申請、採択ということですので、当初予算に盛り込むことは毎年できないような状況になっております。一方で、契約等は4月に結んでくださいと、導入する側としても、一学期からできるだけ早くですね、取り組みたい、一年間という時限がありますので、その中で最大限活用するために4月から活用したいということもありまして、専決、4月で契約するための予算の確保という意味での専決となったところでございます。

○5番（中村洋康議員） 予算計上されていないものの支出についてですね、専決というのもありますけれども、予備費の充用というのもあるかと思えますけれども、その辺の、その区分けというかですね、どういうふうな形でやられているのか、そこをお聞きしたいと思います。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 自治体予算の編成上、予備費というものが組んではありますが、予備費に関しましては、災害等急遽必要になったものと、災害等がメインの用途となっております。その観点でいくと、今回の場合に関しましては、予備費の充当はそぐわないのかなというふうに考えております。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、承認第5号の採決を行います。

採決は起立によって行います。

本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、承認第5号、令和7年度瀬戸内町一般会計補正予算（第1号）の専決処分事項の承認については、承認することに決定しました。

△ 日程第10 議案第46号 令和7年度瀬戸内町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（向野 忍議員） 日程第10、議案第46号、令和7年度瀬戸内町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第46号、令和7年度瀬戸内町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、1号補正予算成立後新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、歳出について申し上げます。農林水産業費に3,793万9,000円、教育費に3,313万7,000円、民生費に2,565万8,000円をそれぞれ追加したこと。

次に、歳入について申し上げます。繰入金に1億4,072万3,000円、諸収入に916万4,000円、国庫支出金に190万3,000円をそれぞれ追加したこと。

次に、第2号について申し上げます。事業等の決定により追加及び変更を行ったことによるものです。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○7番（永井しずの議員） 3点ほど質問させていただきます。まず、25ページ、6款1項20目12節ですね、委託料、加計呂麻いっちゃむん市場の552万1,000円と補正がありますが、結構な金額だと思うんですけど、この中身をお願いいたします。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） この委託費について御説明いたします。この委託費はですね、当初ですね、運営事業者を公募する、昨年度する予定であったものですから、それで日程等の

遅れですね、公募ができておらず、当初はですね、4月から7月までの4カ月分を計上しております。残り8月から翌年3月の8カ月分を今回追加計上したものであります。以上です。

○7番（永井しずの議員） 了解しました。続いて26ページ，6款3項1目12節，ブルーカーボンキャッチアンドイート事業の中身の説明をお願いいたします。

○水産観光課長（保島弘満） ブルーカーボンキャッチアンドイート事業について説明いたします。水産振興係では、藻場造成，2地区の藻場造成に取り組んでおりますけども、その2地区において、食害に遭っている地区があります。その食害に遭っている地区の食害魚の密度管理，捕獲ですね、それと、その魚を活用した商品開発を行うという事業となっております。

○7番（永井しずの議員） そうですね。エコにもすごく無駄のない，無駄をしないという事業ですね，いいと思います。進めていただきたいと思います。

続いて，27ページ，7卷1項1目12節，委託料ですね，交通空白解消緊急支援事業，こちらも事業の説明をお願いいたします。

○商工交通課長（勇 忠一） 交通空白解消緊急支援事業について説明いたします。これにつきましては，6年度のほうで瀬戸内町の地域公共交通計画というのを策定しまして，その中で，交通空白地の自家用有償運送，これの基礎調査及び実証運行事業を行う予定としております。

○7番（永井しずの議員） 以前，私も議会のほうで質問させていただいたので，どんどん進めてですね，いただきたいと思います。質問は以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑ありませんか。

○8番（柳谷昌臣議員） おはようございます。それでは，何点か質問させていただきます。先ほどのほうでもありましたが，25ページになります。6款1項20目農林水産物直売所の運営のいっちゃんむん市場の委託で，4カ月で，当初上げて8カ月分を計上したということですが，こちらのほう，今後に向けては，このまま直営で行くのか，それとも公募のほうにしていくなかという現在の考えについてお聞きしたいと思います。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） 先月ですね，生産組合とも話しまして，一応ですね，今年度，公募をかける予定にしております。以上です。

○8番（柳谷昌臣議員） 確かに，民間でできることであればですね，民間のほうに任した方がいいと思いますが，そこで公募にかけたときに公募先が上がらなかった場合には，また町の直営という形で行く予定となっておりますでしょうか。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） 今，きび酢工場を譲渡して，また奄美せとうち地域公社，そういう点もありますので，加計呂麻の振興事業として地域公社のほうで運営してもらいたいと思いますけれども，またそれは生産組合との協議の場で検討していきたいと思っています。以上です。

○8番（柳谷昌臣議員） 分かりました。私も，できることなら，地域公社のほうで一緒に業務ができて，お互いにまた知恵を出し合いながら，この加計呂麻振興にも努めていただきたいと思いますという思

いもありましての質問でありました。是非、そちらのほうも生産組合等と協議して進めていっていただきたいと思います。

続きまして、26ページに行きます。これも先ほどからありましたが、6款3項1目の水産振興費のブルーカーボンキャッチアンドイート事業、これは食害魚に対する対策等になっているということですが、こちらのほうとの、その食害の魚たちを取りました、商品開発をするということなのですが、その商品はどのような商品になっておりますでしょうか。

○水産観光課長（保島弘満） 商品開発につきましては、古仁屋のつけ揚げ復活を目指しております。

○8番（柳谷昌臣議員） とても重要だと思います。以前から瀬戸内町のつけ揚げというのは注目もされていまして、今現在なくなってきておりますので、そちらの復活についてもですね、すごくありがたいことだと思いますが、こちらのほうですけど、瀬戸内町のほうで魚のほうを加工してつけ揚げにする施設というのはないかと思いますが、こちら、どちらでそれをする予定になっておりますでしょうか。

○水産観光課長（保島弘満） 商品開発をする場所なんですけども、住用の水産加工場を内諾は得ております。

○8番（柳谷昌臣議員） 分かりました。そこで、住用の施設のほうをお借りしてするということですが、これ、多分実証実験というか、そういう形になるかと思います。その上で、今後これがうまくいっていただきたいですし、うまくいった場合に、瀬戸内町内にもまたそういう施設整備のほうが必要になってくるかと思いますが、そちらについてはどのようにお考えでしょうか。

○水産観光課長（保島弘満） 今後の取組につきましては、今年度において、いろんな町内のイベント等において試作品として提供しながら、PRしながらレシピのほうを確立したいと思っていますし、また、今後につきましては、その機械設備に関しましてはいろんな方法を模索していきたいと考えております。ガバメントクラウドファンディングとかですね、いろんな方法を模索していきたいと考えております。

○8番（柳谷昌臣議員） 分かりました。こちらの事業ですが、こちらの事業、この委託ということですが、委託先はもう決定しておりますでしょうか。

○水産観光課長（保島弘満） 委託先についてなんですけども、今、予算を獲得する段階の議案となっておりますので、議案通過後にそういった手続きに入りますので、答弁は控えさせていただきます。

○8番（柳谷昌臣議員） 分かりました。ただ、公募されているその委託先、いくつかはもうあるということで、この予算が成立後にまたそちらのほうに委託するということでもよろしかったですね。

○水産観光課長（保島弘満） 繰り返しの答弁になりますけども、議案通過後に、入札なのか、また随契なのか、そういった手続きは予算通過後になりますので、現段階では答弁は控えたいと思います。

○8番（柳谷昌臣議員） 分かりました。是非ですね、この食害魚ですか、に対するこの対策、ただ

捕獲するだけじゃなく、また商品開発のほうもですね、併せてしていただけることは今後に向けても重要になってくるかと思いますので、是非そちらのほう、その委託先のほうとですね、しっかりと連携を取って成功していただけるようにしていただきたいと思います。その下になります、生物環境調査事業、こちらのほうも258万組んでおります。そちらの内容についてお伺いいたします。

○水産観光課長（保島弘満） 生物環境調査事業、258万円なんですけれども、特定離島ふるさとおこし推進事業で当初予定しておりますけれども、不採択になって、財源の組替えということになりますけれども、マングローブを植栽する、マングローブ植栽の地域を拡大するために生物環境調査を実施するという事業となっております。

○8番（柳谷昌臣議員） 分かりました。今課長のほうから、特定離島で予算を組んでたんですが、そこに該当しなかったということで予算の組替えということですが、これ、ということは一般財源からということでよろしかったでしょうか。

○水産観光課長（保島弘満） 現段階におきましては、町単独なんですけれども、企業版ふるさと納税の充当を考えております。

○8番（柳谷昌臣議員） 分かりました。そのマングローブ植栽の拡大という件ですが、こちら、場所のほうはどちらのほうになっておりますでしょうか。

○水産観光課長（保島弘満） 今回予定しておりますのは、加計呂麻地区、加計呂麻の俵地区を予定しております。

○8番（柳谷昌臣議員） それ加計呂麻の俵地区が該当、そこに向いているからそちらにするかと思いますが、そのほか、例えば小名瀬地区のほうとかでも今されていると思いますが、どうでしょう、順調に育ってきておりますでしょうか。

○水産観光課長（保島弘満） 現在、小名瀬地区でも植栽をしておりますけれども、順調に植栽ができております。また、この取組、CO₂吸収源の拡充であったり、地域の生物多様性の保全、回復事業等となっておりますけれども、小中学生と一緒に活動したり、漁師と養殖業者だったり、あと地域住民であったり、いろんな方と共にそういったCO₂の吸収源の拡充に取り組んでおります。約今800本ほど植栽しているところです。

○8番（柳谷昌臣議員） 分かりました。成果のほうも出てきておりますし、その地域と一緒に歩んでおられるということですね。このマングローブの件に関して、ブルーカーボンですね、藻場造成ということで、もちろんその魚の居場所づくり、今までなくなってきたことということですが、先日、テレビのほうでも町の水産と連携を結んでいる方が出られて、地元のほうで一生懸命されて、それがまた藻場のほうが復活してる、あそこはアマモですかね、のほうが復活しているというのも聞いてですね、すごいいい取組をされているかと思います。こちらのほうもですね、いろんな財源等あるかと思いますが、しっかりと今現在やっていて成果が出ていることですので、また今後の、将来の水産に関してもすごく重要な点だと思いますので、協力しながら、地域と、また関係団

体と進めていただきたいと思います。

○町長（鎌田愛人） このブルーカーボンの取組について、議員から、今、町が協力をお願いして、アドバイザーの方がおられますけれど、先般、小泉農林水産大臣が就任したときの記者会見の中でもですね、その方の名前も出して、その方の取組が、今後の水産業に対して、また環境問題も含めてですね、その方の取組が大変重要であるということも記者会見で述べておりました。我々、大変それを、その映像を見てですね、大変誇りに思ったところでもありますので、今後、その方とさらに連携しながら、漁業者とも連携しながらですね、今後、このブルーカーボンも含めた水産業の振興にですね、つなげていきたいというふうに考えております。できれば小泉農林水産大臣にですね、我々の取組を視察してもらいたいなというふうに思っておりますので、そのアドバイザーにもお願いして、是非瀬戸内町に来てもらうように申し上げたいなというふうに思っているところでございます。

○8番（柳谷昌臣議員） 分かりました。小泉大臣のほうもですね、注目されているということですので、今現在のちょっと問題のほうが終了しましたら、今度は水産のほうに頑張っていただきたいなという思いもあります。

続きまして、27ページになります。こちら、先ほどありました7款1項商工費のこの商工総務費の中の委託料、交通空白解消緊急支援事業、先ほど説明がございましたが、こちら。この委託先のほうはもう決まっておられますでしょうか。

○商工交通課長（勇 忠一） 委託先についてですけれども、確定しているわけではないんですが、まず、この昨年度の奄美大島交通公共交通計画、瀬戸内町の公共交通計画、ここを作成しました九州経済研究所、こちらのほうと協議を進めているところであります。

○8番（柳谷昌臣議員） そちらの委託先のほうと委託して、その後の流れとして今年度はどのような流れを計画しておられますでしょうか。

○商工交通課長（勇 忠一） これから交付申請をするところですが、交付決定後、業者選定に入りまして、まず既存の交通事業者等を集めてですね、この自家用有償運送、これの実証事業について説明し、ドライバーの研修、そのあと、地域公共交通活性化協議会、こちらの諮問を行いまして、早ければ10月以降に実証運行を実施したいというふうに考えております。

○8番（柳谷昌臣議員） 早ければ10月以降にこの実証実験が開始されるということですので、分かりました。また詳しいことは、明日、一般質問でもこれ質問しておりますので、そちらのほうで聞きたいと思います。

それでは、最後になります。35ページの10款6項1目になります。保健体育総務費、こちらの補助金、総合型地域スポーツクラブ創設支援事業、こちらのほう、102万5,000円組んでおりますが、こちらの内容の説明についてお願いします。

○社会教育課長（昇 憲二） お答えします。こちらですね、今年度、総合型地域スポーツクラブの立上げに民間の事業者が手を挙げておりまして、そちらの立上げにかかる準備に対する支援とし

て、スポーツくじ助成金を一度町のほうに歳入として入れまして、これに町からその団体への助成、補助金というふうになっております。

○8番（柳谷昌臣議員） そちらの内容の中身というか、どういうことをしていく予定というのを聞きしたいと思います。

○社会教育課長（昇 憲二） お答えします。総合型地域スポーツクラブということで、去年12月議会で柳谷議員の質問にもお答えさせていただいたんですが、こちら、民間の方々が立ち上げる公益性の高い非営利的なスポーツクラブでありまして、町民、地域の年齢、趣味、関心、技術レベルにとらわれず、スポーツを通して支え合うことができる社会の形成を目指すために立ち上げるスポーツクラブであります。ただ、現時点です、そちらの事業所のほうが県の認定を受けるために立ち上げて動いておりますが、具体的な中身は現時点ではまだ未定でありますので、強いて言えばですね、町民と行政の間に立ってですね、いろんな事柄を拾い上げて行政に連絡する。また、行政のほうからもまたこちらのクラブを通して町民の要望に応じていく、そのような形を目指しております。

○8番（柳谷昌臣議員） 分かりました。先ほど課長からもありましたが、12月議会のほうで一般質問もさせていただきました。その中で、例えばスポーツ少年団、また体育協会、そしてプレゴールデンエイジ事業、満天クラブ等、行政じゃなくても民間のほうでできることもあるのかなと思いがらの質問でしたが、今回この設立支援事業に向けては、その中の何かその1つの業務もしくは2つの業務がそちらの民間のほうにさせていただくという認識でよろしかったでしょうか。

○社会教育課長（昇 憲二） お答えします。具体的に、何度も繰り返しますが、まだどのような形で計画を立てて、どのような形の団体を立ち上げるというところまではこちらのほうでも把握できておりませんので、今後ですね、その事業所、また申請先である県のほうと連携をしまして、立ち上がった後の活動についても連絡は密にしながら、地域にとって重要なクラブになれるよう協力、連携させていきたいと思っております。

○8番（柳谷昌臣議員） 確かに、その事業者さんがですね、どこまでできるか等ですね、しっかりと見極めなければいけないと思いますし、また、県のほうとも連携をとりながら、瀬戸内町はこういう感じで進めていくという計画のほうもしっかり立てないといけないと思いますが、中学校の部活動の地域移行等も全国的にも進んでおります。まだ瀬戸内町のほうはそこまで進んでいないのかなという実感もしておりますので、是非、そちらの総合型地域スポーツクラブのほうをですね、しっかりと連携を取りながらですね、今後この社会教育、スポーツ関係のほうにですね、できるように連携をとっていただきたいと思います。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

○5番（中村洋康議員） 質問いたします。11ページです。11ページの教育費、県補助金の、社会教育補助金の440万の減、地域振興推進事業の県補助金ですけれども、これ説明をお願いします。

○社会教育課長（昇 憲二） お答えします。こちらはですね、当初の予算で組んでおりました集会

所のエアコン整備，加計呂麻地区は特定離島で承認いただいたんですが，本島側のほうをこちらの地域振興推進事業のほうで申請しておりましたが，残念ながら不採択となりまして，補助金の皆減，代わりに，こちらのほうはですね，起債に緊急防災減災事業への組替えということで有利な起債というふうに財政のほうから聞いております。以上です。

○5番（中村洋康議員） 防災，どこにありますかね。

○社会教育課長（昇 憲二） 緊急防災減災事業債という起債に財源組替えとなります。13ページに。

○5番（中村洋康議員） 分かりました。じゃあ，社会教育課の集会所のところで出てきてましたっけ。分かりました。

じゃあ，次に行きたいと思います。12ページですね。12ページの，これは2号補正の中で，財政調整基金1億1,300万余りの繰入れということでもありますけども，トータルで5億8,000万，財調からの繰入れということでもありますけども，6年度，もう決算も終わった頃だと思いますが，積戻しというか，はいかほどぐらいで，この時点での財調の残高はどれぐらいになるのか，お聞きしたいと思います。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） お答えいたします。実際の予算の動きと決算の動きとは，まだ9月補正を待って連動はするんですけれども，現状で，今，決算統計のつくる資料の中で，現在高として今見込んでおりますのが，最終的に6年度末の現在高が13億6,000万程度となっております。実質収支的には今のところ5億台と見てますので，9月のときにはその半分，2億5,000万の積立てとなっております。

○5番（中村洋康議員） ということは，10億ぐらいになる感じのていですかね。まあまあ，いいです。

次のですね，公共施設維持管理基金繰入金2,750万とありますけれども，この充当先がなかなか見にくいところがあったんですけども，大まかでも結構です。どういうところに充当しているのかですね，お答えください。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 今回，2,750万の繰入金としております。充当先としましては，15ページの一番上の役場庁舎変電施設設備等改修に充てております。これと全部で5つ充当しております。次が25ページですね，25ページの，ここは歳入だけの調整になりますけども，林道管理費6款2項4目の350万を測量設計として充当しております。次が27ページです。27ページの観光費の中の修繕料で90万組んでおりますが，これがホノホシの浄化槽のポンプになりますけども，ここに充当しております。次が，29ページの道路メンテナンス事業費補助なんですけども，ここの12委託料の橋梁詳細点検の550万に公共施設維持管理基金を充当しております。最後，31ページですね。31ページの住宅管理費の工事請負費，ふるさと住宅浄化槽改善の工事請負費に関しまして630万を公共施設維持管理基金の充当を行っております。

○5番（中村洋康議員） なかなかこの予算書だけでは見にくいところがあったもんですから，あり

がとうございます。同じく12ページですけども、雑入ですね、雑入の中での農林水産物の販売手数料、直売所の販売代金、これの計上が今この時期、これ補正で計上したのはどういう理由ですかね。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） これですね、先ほど説明したとおりですね、令和7年度ですね、公募をしまして、する予定であったんですけど、公募が間に合わず、当初予算ですね、この歳入を、手数料とかを見てなかったものですから、今回補正で計上しました。

○5番（中村洋康議員） 分かりました。また歳出のところで少し質問したいと思いますけれども、13ページですね、13ページで、4目、農林水産債の農業債、1,100万、500万と600万、それぞれ過疎債を減額しておりますけれども、これを説明していただきたいと思います。要因ですね。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 過疎債の農業水産債の説明を行います。このきび酢の運営事業費と直売所いっちゃむんの事業費なんですけども、実際の通常の運営費に係るものというのが分かりまして、実際、起債の適債性がないということで今回落とさせていただきました。

○5番（中村洋康議員） やはりその施設の人件費が掛かるようなその运营管理、運営費については起債がつかないということですよ。一般財源だということだというふうに理解をしておりますけれども、今後もですね、そういうことを踏まえた中でのですね、予算編成を最初からですね、是非よろしくお願ひしたいなと思いますが、次の林道舗装、先ほどありました350万がここに絡んでくるんだと思いますけども、基金繰入れ、ここでの辺地債が減額ということになるんですけども、この辺地債減額の理由というか要因をお答えください。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） ちょっと確認してお答えさせてください。

○5番（中村洋康議員） じゃあ、その併せてですけども、その土木債のですね、道路整備510万、ちょっと歳出と照らし合わせなければいけないかもしれませんが、歳出減によるものでしたっけ。併せてこの原因をお答えしていただきたいと思います。

次に行きます。14ページですね、14ページの総務管理費、一般管理費の人件費関係が大きく減まっています。これは各款項への振替えということ、振替えされているんだと思いますけども、これは、この補正で振替えした当初でなくて、今なんかこう振替えした理由というかですね、事情というものをですね、質問したいと思います。

○総務企画課長（長 順一） お答えいたします。今回、当初予算、12月時点で、昨年の人事配置で計算していたものが、4月の機構改革等を通して大きく人員が配置が変わりましたので、それに伴って、今回、全課において、人件費については増額がされたところ、また減額されたところがございまして、この6月で、その人事異動に伴った、配置替えに伴ったものの人件費の増減となっております。

○5番（中村洋康議員） 分かりました。15ページですね。財政管理費ですね、の22節の償還金、利子及び割引料、国県費返納金の520万とあります。説明を求めます。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） こちらの返還金に関しましては、平成26年度にがんばる地域交

付金、地方創生の財源を使って消防の救急の無線でのデジタル化の事業を行いました。この際、その入札において談合があったという判決が出たため、その分、昨年度の予算で歳入が戻って、歳入として財源が戻ってきたんですけども、このがんばる交付金を利用して補助金を支出していたため、そのがんばる交付金の返納が発生したということでございます。以上です。

○5番（中村洋康議員） その下、12款かな。企画費ですね、これは、この現状、これどういうあれなのか、少し説明していただけますか。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） こちらは歳入の組替えがありまして、それで同額なので、結局、財源内訳も出なく、ここだけ出てしまっているという状況になっております。

○5番（中村洋康議員） 予算編成のシステム上、こういうふうに出てしまうということで理解してよろしいんでしょうかね。分かりました。

次、17款、地方創生推進事業費ですね。これは科目振替えですね。分かりました。

次の18款、企業誘致雇用創出促進費ですね、チーム西方による持続可能なまちづくり事業の消耗品費ですね。85万円の説明を求めます。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） お答えいたします。消耗品費につきましては、細かな消耗品、スリッパとか、あとトイレのティッシュペーパーですとか、その他もろもろとなっております。以上です。

○5番（中村洋康議員） これは施設の設置管理条例が撤回されたということもありますので、予算的なことについては少しどこで聞いたほうがいいのかとかいうふうなことも思ったんですが、この委託料で旧久慈小中備品業務を落として、農泊施設機器設置、陳列棚と作成、この振替えた、それぞれの説明をお願いします。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） お答えいたします。まず、当初予算案におきましては委託料として計上しておりましたが、町有施設の備品であるということから、町で調達するほうが望ましいということで組替えを行っております。それぞれの詳細につきましてはなんですが、消耗品につきましては先ほど説明したとおりとなっております、備品委託費につきましては工事が伴う備品についての委託になっておりまして、それから陳列棚につきましては、雑貨店も併用するんですが、そちらの商品を並べる棚、こちらの製作を委託しております。それから、備品購入費につきましては、工事が伴わない備品の購入になっております。以上です。

○5番（中村洋康議員） 設置管理条例が撤回されたのでですね、そこも含めた形での質問を考えていたんですけども、出ていない部分についても含めた形で、この少し、この備品購入ですね、委託も備品購入、備品購入の農泊施設を備品で購入するというふうになってますけども、町直営でこういう備品も全て整備をして、そして農泊推進施設ですね、要は、施設を整備するわけじゃないですか、町の直営の、そのデザインで、コンセプトで、そしてそのあとで指定管理者、指定管理をするというような形になろうかと思っておりますけども、その経営目標というか、そのコンセプトというか、その経営方針などもこう備品、でも全てもう出来上がってしまうわけですね。そのあとで、

こういうデザイン、こういうあの部屋ですので、そこを指定管理するという、そういうことなんで
しょうかね。少しその辺が気になるところなものですから、そこを少しお答えください。どういう
方針を考えていらっしゃるのかですね。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） この施設は農泊推進型施設になっておりまして、この農泊推進
型施設を開業するにあたっての必要最低限の設備につきましてまず導入を図ると、それと同時並行
しながらですね、指定管理のほうも進めていきたいと考えております。

○5番（中村洋康議員） もうあまりここは質問しませんけども、いわゆる全て備品関係を整備する
予算であって、これを執行するに当たっては、その部屋のデザインであるとかですね、そういうの
も含めた中で整備されるという思いますので、その辺の、なんていうんですかね、宿泊施設、宿泊
するホテルの部屋のような形なんですけども、そういうデザインとかそういうものについては、こ
の委託料の中に、備品、設置の農泊施設機器であったりとか農泊施設の備品購入であったりとか、
そういう全体的なレイアウトとかですね、そういうことについてはどういう形で設定をされるの
か、されているのかということをお聞きしたいと思います。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） お答えします。箱物自体は、宿泊施設等々はもう整備されてい
るんですが、そちらにもベッドとかそういったものを配備するというふうになっておりまして、そ
の他細かなカーテンですとかいろいろなデザイン等につきましては、指定管理後に、指定管理者と
協議しながらですね、進めていきたいと考えております。

○5番（中村洋康議員） 次に行きたいと思いますが、17ページですね、17ページの2節の委託料で
すね、通知書作成業務の381万1,000円の減の要因を伺います。

○町民生活課長（保岡忠洋） お答えします。この381万1,000円、3月の予算委員会でちょっと説明
したんですが、事業コードを分ける段階で、事業コードを分けたところに381万1,000円を計上し
て、もともと組んでいたところを落とし忘れたというのが実情でございます。以上です。

○5番（中村洋康議員） 分かりました。

次、行きます。19ページですね。4目の障害福祉費ですね。この扶助費、地域生活支援事業扶助
の860万について説明を求めます。

○保健福祉課長（信島浩司） 中村議員の御質問にお答えいたします。この860万に関しましては、
障害者総合支援法の中の移動支援事業というのがございまして、御承知とは思いますが、今
年の4月から瀬戸内町のほうから龍郷町にある特別支援学校のほうに通学支援という形でやって
おりますので、移動支援事業のほうの扶助費はもともとあったんですけども、通学支援のほうは当
初想定はされていませんでしたので、その分の年間所要額を今回の補正で計上いたしました。以上
です。

○5番（中村洋康議員） 新年度からですね、早速、素晴らしい障害福祉の推進されているというこ
とをですね、見聞きして、大変嬉しく思っているところでもあります。

次に行きたいと思います。25ページですね、25ページの20目、農林水産物直売所運営事業費であ

りますけれども、先ほどの質疑等で分かったところではありますが、いわゆる全体的な補正後を入れると1,390万ということになります。施設の光熱水費等々全てが1,390万。そして、運営費の起債は、使わなかったということであると、売上分の836万6,000円ですね。そうすると、予算ベースとか概算でいくと、約550万円程度の運営費の持出しがあるということに現状ではなるんだろうというふうに思いますけれども、そういうことの認識でよろしいでしょうか。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） そのとおりであります。

○5番（中村洋康議員） その25ページですけれども、この起債の350万、これは後ほどって言いましてね。

じゃあ次に行きたいと思いますけれども、26ページです。26ページのこのブルーカーボン推進事業、先ほどからの質疑をお聞きしてて思うことを少し質問したいと思いますけれども、いわゆるこの688万円のブルーカーボン推進事業、先ほどの答弁の中で一般財源だと、そして将来的にとか、ふるさと企業版を充当も考えているんだということではありましたが、しかしながら、この中に充当は入っておりません。いわゆる純然たる一般財源だということでもありますけれども、この事業をですね、一般財源で688万ですけれども、この起債、この予算計上の段階において、特定財源などを何かこう充てるような、予算編成上できなかったのかということのをですね、お聞きしたいなと思いますけれども。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 当初、昨年の補正でありました企業版ふるさと納税というのを大きく期待している部分もありましたが、時期のずれがありまして、今回までまだ歳入が見えていない状況ではあります。ただ、今回、この事業に関しましては、特定財源、企業版ふるさと納税をまず獲得した上で進捗していこうということも踏まえて、まず予算として組ませていただきました。

○5番（中村洋康議員） 企業版であれ、ふるさと納税ですので、それを充当するというのは町独自の判断にもなってくると思います。したがって、一般財源というような見立てをですね、私はしているものですから、特にここに使わなければいけない特財ではないと、そこは判断であるということとで理解しているところであります。そこでですね、先ほどの話の中で、食害対策というのは確かにそのブルーカーボン推進事業の中でもありますけれども、アンドイート事業の中でいくと、商品開発だと、つけ揚げだとかということがありましたけれども、これはつけ揚げ商品開発をして、今後見込みとして、見通しとしてもいいんですけれども、町が直営でつけ揚げ作るといふ、事業主体で、そういうことでしょうか。どういうことなんでしょうか。

○水産観光課長（保島弘満） イート事業なんですけれども、町が作るのではなくて、その受託先のほうで商品開発を行う。そして、次年度以降、その受託先が収益を上げて自走できるようにしていきたいというふうに思っております。

○5番（中村洋康議員） いや、ですから、委託するわけですから、町がお金を払ってね、つけ揚げを作るんだと、商品開発するんだということですよ。例えば、民間事業者がそういうことやっ

て、企業誘致で作って、それに対する町が補助金を出すというのではなくて、町の事業として、町主体として委託するわけですから、町の主体事業じゃないですか。僕が言いたいのはそういうことなんです。ですから、町がつけ揚げを作るのですかということを今質問したところなんですけども、その辺の、ですからその商品開発の中での町としての予算を支出して商品開発するんだと。そして、そのあとは、それを持った、それで受託先という、受託先がまだ決まってないという話でもありましたけども、そういう企業がですね、起こす企業としてつけ揚げをですか、作るなり、その辺は起こす企業支援ということに絡めてのことなのかなというふうに理解しているんですけども、その辺を少し説明をしてください。

○水産観光課長（保島弘満） 確かにおっしゃるとおりなんですけども、町としましては、特産品というか、そういったつけ揚げが現在作られていない状況にある中で、そういったつけ揚げの商品開発をお願いしたいということと、ゆくゆくはやっぱり特産品の開発という部分での、つけ揚げということになります。

○5番（中村洋康議員） 次のですね、観光費ですね、の10節修繕料の90万でありますけども、説明を求めます。

○水産観光課長（保島弘満） 観光費の修繕料90万円につきましては、先ほど財政補佐のほうからも答弁がありましたけども、ホノホシ海岸の浄化槽のポンプの修繕となっております。

○5番（中村洋康議員） じゃあ、26ページお願いします。土木総務費の負担金、電子入札システム共同利用の29万7,000円減の、これ皆減ですね、の説明をお願いします。

○建設課長（浜田高仁） お答えいたします。電子入札システム共同利用でございます。今回、機構改革がございまして、電子入札に絡む業務を総務企画課のほうに移管したところがありまして、我々建設課で、今まで建設課で予算計上していましたが、その兼ね合いで今回建設課のほうでは予算として残しております。以上です。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 今の建設課の課長の答弁に補足となりますが、15ページの財産管理費の中に組替えた金額が計上しております。電子入札システム共同利用負担金という形になっています。

○5番（中村洋康議員） 見落としてました。すみませんね。同じく28ページですけども、道路橋梁費の社会資本整備総合交付金事業費の工事請負費ですけども、当初2,700万から625万1,000円の減という形になっていると思いますけども、これの箇所ですね、幾つかあったと思うんですけども、その中のどこなのかということですね。

○建設課長（浜田高仁） お答えいたします。まず、町道薩川実久線でございます。続きまして、秋徳佐知克線で阿木名伊須線の3路線でございます。この減額に関してはですね、国からの内示が減額になったということがございまして、625万1,000円の減額となっております。以上です。

○5番（中村洋康議員） 29ページですね、道路メンテナンス事業費補助金のここも工事請負費ですけども、ここも橋梁補修で幾つか箇所、当初説明ありましたけども、これは、これも全てなの

か、どこがどこの1箇所だけなのかとかですね、その金額は結構なんですけども、箇所的なものでお答えください。

○建設課長（浜田高仁） お答えいたします。令和7年度の工事箇所につきましては、2橋ですね、まずよろずよ橋と日の出橋でございます。この2か所に関しては、緊急性が高いということで、7年度に早急に補修をかけるというところでございます。以上です。

○5番（中村洋康議員） いや、ですから、そこの減額ですね。900万の。

○建設課長（浜田高仁） ちょっとお待ちください。すみません。その2路線で各々に減額ということで、900万の減額ということでございます。

○5番（中村洋康議員） 31ページです。住宅管理費ですね。ここでの報償費18万、委託料70万、工事請負費630万と、その補償補てん及び賠償金48万ですね、これの内容説明をお願いいたします。

○建設課長（浜田高仁） お答えいたします。まず、報償費のほうでございますが、こちらに関してはですね、住宅建替えに伴います移転の協力費ということで、18万。1カ所につき6万の3箇所で一応現在計算をしております。

続きまして、委託料ですね。委託料に関しましては、これは加計呂麻ふるさと住宅の瀬武地区なんですけど、現在ちょっと浄化槽に支障をきたしてまして、こちらの修繕に絡む委託費でございます。工事費につきましては委託を行った後の工事費用と考えております。

最後にですね、報償費ですけれども、こちらに関してはですね、先ほど報償費で協力金ということでございましたが、これに関しては、引っ越しをする、用途廃止で住宅を引越するという方々に対しての引越し費用として、1カ所16万円の3カ所の48万円ということになっております。以上です。

○5番（中村洋康議員） 36ページです。公債費の利子ですけども、22節ですね、473万4,000円の増ということですけども、利率も含めて要因をですね、お伺いします。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 公債費の利子の増額について御説明いたします。現実的に現状で利率が上がっている状況にあります。国から借りる部分とか、あと金融機関等も含めてなんですけども、現状で、1年前と比べましても0.2%ぐらいからついに1%台まで上ってきているという状況であります。

○5番（中村洋康議員） じゃあ、38ページですね、…いたします。総括でですね、比較で4名の減ということなんですけども、4名の減で、合計で2,817万3,000円増となっておりますが、主な要因、理由ですね、どういうことを考えられるのかですね、お伺いしたいと思います。

○総務企画課人事補佐（勝田忠広） ただいまの中村議員の質問にお答えします。職員の減については、途中で退職された職員がおりまして、その減も含めて4名減となっております。また、給与等の増額については、1人当たりの給与改定に伴って給与が上がりましたので、増額になっております。以上です。

○5番（中村洋康議員） 改定に伴う増ということで、単純に言えばそういうことなんですけども

ね。結構…大きいなという感じを受けますけども。39ページもですね、1名増ですけども、金額にすると3,951万増ということですね。先ほどのことから言うと、給与改定による増ということで、大きな改定があってですね、人件費的にですね、相当大きく増減しているなというふうなことを感じたところでありました。以上です。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 先ほどの13ページの町債の説明をさせていただきたいと思います。農林水産債の林業債につきまして、林道舗装事業のほうで、辺地の林道舗装事業のほうで減額の350万につきましては、当初直接工事と見込んでたんですけども、現状の中で点検委託のほう比重を占めていたということで、適債性を欠くということで減額いたしました。

次の緊急浚渫の事業に関しましては、町単の治山事業のほうに組替えという形になります。

次の土木債の辺地債の道路整備事業減額の510万に関しましては、先ほどもちょっとありましたが、補助金の内示がこの間に出て減額というふうになりました。河川債につきましては、もともと適債性の部分がちょっと不明な部分もありましたが、最終的に国土強靱化計画のほうに基づいていなかったというのが今回分かりまして、適債性がないということで減額となりました。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑ありませんか。

休憩します。再開は11時30分とします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時30分

○議長（向野 忍議員） 再開します。

質疑、ありませんか。

○6番（泰山祐一議員） 質疑させていただきます。まず、12ページ、お願いいたします。

15款2項10目、消防費県補助金の奄振ソフト防災関連施設整備事業4,800万円の全額減額となっております。こちらについての説明を求めます。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 今回の消防費県補助金で奄振ソフト防災関連施設整備事業の減額の4,800万なんですけれども、当初、組んだ際は、7年度事業として見込んでおりました。途中で令和6年度の繰越事業として財源が見つかることが見えたので、歳出の方はその際、調整できたんですけども、歳入の方でここが残ってしまったので、今回の減額となりました。

○6番（泰山祐一議員） 承知いたしました。そうしましたら、次、その下ですね。同じページの農林水産物直売所販売手数料、販売代金の雑入に關しての関連ですけども、こちら、確認ですが、令和7年度のこちらの直売所、いっちゃむん市場の方の売上に関して、年間幾らを今、見込んでいらっしゃるのかという点、確認してよろしいでしょうか。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） 年間としまして、雑入のトータルであります、836万6,000円の売上と考えております。手数料とか含めてですね。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。また、今回の質疑答弁の中でもありましたが、この公募が

間に合わなかったというお話、ございました。こちらについての見解についても詳細をお尋ねしたいと思います。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） 昨年ですね、1月から3月にかけて公募をかける予定でしたんですけど、キビ酢の譲渡関係でJAとのやりとりをしている中で、公募ができずに終わって、ということなんです。

○6番（泰山祐一議員） 承知しました。それも踏まえて、今回の7年度公募も今、検討の視野に入っているというお話もございました。ここについては令和6年度の事業の中で、今、スケジュール、1月から3月というお話もありましたが、また、令和7年度もその予定の計画を持ち越すというような形で行われる準備をしていこうというようなお考えなのかという点、確認したいと思います。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） 今年度はですね、6月の23日ですかね、また、今度、生産組合のいっちゃむん市場の総会があります。その中でですね、また再度、打ち合わせを行いまして、一応12月の議会で報告できればというふうに思っております。以上です。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。これ、まあ一つ提案です。今回、公募というところの選択肢も良いんですけども、一旦サウンディング調査を図った上で、公募という、内容をですね、精査していくというようなことを視野に入れてみてはどうかと思いましたので、こちら、また今後、課内の方、当局としてですね、是非、検討課題の一つとしていただけたらなと思いましたので、よろしくお願いします。こちらのいっちゃむん市場の件に関しては承知しました。

次ですね、15ページ、お願いいたします。14ページですね。14ページの方の2款1項1目12節、委託料、弁護士費用ですね、107万6,000円、こちらの詳細の説明をお願いします。

○総務企画課長（長 順一） 先ほど、教育委員会の与路の件に関しての、これは弁護士の成功報酬が含まれたものとなっております。

○6番（泰山祐一議員） ですよ。なので、やはり、こういった部分にやはり、ならないようにですね、やはり、町の持ち出し分というのがあります。それも100万円ですよ。大きいです。是非、この部分、教育委員会の方にもですね、配慮しながら行っているというところも十分分かっていますけれども、是非、次回以降、反省としてですね、生かしていただきたいなと思います。

次ですけれども、15ページに入りまして、先ほども名前が出ていましたが、14節、工事請負費の役場庁舎変電施設等改修、こちらの事業費が1,133万4,000円ですかね。について御説明いただきたいと思います。

○総務企画課人事補佐（勝田忠広） 泰山議員の質問にお答えします。これはですね、令和6年度8月、皆さんも御存知だと思いますけれども、8月5日に臨時議会中に停電をして、2時間ぐらい議会が中断したということが起こりました。これについては、原因不明の設備保護機能がちょっと長時間にわたって停電したところがございます。今後ですね、これ、調べたところ、やはり、ちょっと

待ってくださいね。すみません。高圧受変電の設備の方が老朽化をしているということが原因でありますので、やはり、早急に対応しないといけないということになりまして、・・・繰越プランへと7年度の予算を計上しまして、本年度中に設備を整えたいということになっております。また、その設備については、受注で生産になっておりますので、やはり、数箇月かかるということですので、この議会の予算が通りましたら、すぐ工事に移らさせていただきたいなというふうに思っております。以上です。

○6番（泰山祐一議員） 昨年、非常にですね、いろいろバタバタされて、御対応もしていただいております。この中で私が一つ、先にお伝えしたいなと思うのが、やはり、各瀬戸内町内の公共施設がもう老朽化が始まっていて、それに対して、本当に時と場合によって、すぐにこういった対応しなければならない、そのためにこの基金というものをこれからどういうふうに活用していくのかというようなところの、やはり、町のあるべき姿というようなところの強固な財政、これをどのようにして今後、町政としてですね、図っていくのかというようなこと、非常に大事ではないのかなと感じたところです。やはり、こういった部分でもやはり、対応して今はいける、それを今後、どうしていくのかというようなところをですね、また、一般質問の方でもお伺いしてみたいなというふうに思っているところです。内容については承知いたしました。

次ですね、15ページから16ページにかけてですが、お話出ておりましたチーム西方による持続可能なまちづくり事業ですね。予算の振替等々で行っていただいているお話もお伺いしました。その中でですね、令和6年9月の定例会、我々、総務経済の委員会のときですね、お話を意見書でも出させていただいたところ、ちょっと改めて読み替えさせていただいた中で、観光メニューの件をお伺いしたいと思うんですけれども、まず、自立した経営ができるよう創意工夫を図られたい。そして、地元住民や観光客がにぎわう拠点となるよう、宿泊、地産地消の食事、独自の体験メニュー、日常的に生活に必要な商品の確保等に努められたい。こちらを我々議会として意見書を提出させていただきました。そのことも踏まえて、この体験メニュー、今、どういったことを考えられて、どのような準備を図られているのかという点、確認したいと思います。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） ただいまの御質問にお答えいたします。体験メニューとしましてはですね、まず、農業体験の方、例えば柑橘農家の園地にて収穫体験とか、あと花の時期には花見体験とか、そういったことを想定しております。それから、マリンレジャーと言いますか、サップの体験メニュー、こちらについても現在準備をしていると聞いております。それから、西方地区におきましては養殖業が盛んですので、そういった養殖業者との連携を、協力をいただきまして、餌やりの見学とかですね、そういったものをできればと考えております。その他もですね、いろいろな今後、知恵出しをしながら、体験メニューの充実に努めていきたいと考えております。以上です。

○6番（泰山祐一議員） 今、お話がございました、その中の例えば収穫体験、こちら西方でどのような収穫体験を、今、お話の中で出ているのであろうか、実現できそうなのかという点、確認した

いと思います。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） お答えいたします。まず、このチーム西方の本拠地であります久慈集落におきまして、果樹の生産農家がおりますので、いらっしゃいますので、その方ですね、協力を得られた場合にはですね、そういった収穫体験を進めていきたいと考えております。また、説明がちょっと抜けましたけれども、現在、久慈地区においてはイチゴの栽培を志す農家さんが、新規就農者の方がおりますので、そういったイチゴの収穫体験も今後できたらというふうに考えております。以上です。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。やはりですね、西方でこういった農業体験というものをやはり、形にしていくというようなことは、これから非常に大事なことだと思いますので、是非、こちらの部分ですね、一つ一つ多くのメニューを御提供できるような体制づくりを、これからも準備していただきたいと思います。

あともう一つお話ございました、養殖業者への餌やり、こちらに関しても今までの議会等や当局の中でも、いろいろ話が出ていたかと思うんですが、いわゆるブルーツーリズムですね。こちらの部分、非常に私自身、今のお話聞いて期待を寄せるところなんですけれども、現実的にこれ、7年度からできそうなのかどうかという点、確認したいと思います。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） お答えします。まだ具体的な内容はこれから詰めるんですけども、なるべく養殖業者さんの負担にならないようにですね、行っていきたいと考えております。

○6番（泰山祐一議員） 是非ですね、この部分、本当に形づくりをしていただくというようなことをやはり、我々議会としても、昨年意見書でも出させていただいているとおおり、やはり、この観光の体験というものは非常に重要な点だと私自身も思っております。その中で、今、お話ありましたが、農業体験にしてもそうですし、今の養殖の件に関してもそうですけれども、まだ準備中というような段階ですね。ですので、この部分一つ一つ、このオープンに間に合わせられるもの、一つでも多くですね、つくっていただきたいなと思いますので、こちら、期待しております。この件に関しては承知しました。

また、この久慈の小中学校の利活用の予算の中でちょっと、中身に入っているか確認したいんですが、この広告宣伝費というものをしっかり、ホームページの制作費等々というものは入っているのかどうかという点、確認してもよろしいですか。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） お答えします。指定管理者が決まり次第ですね、指定管理料というものをお支払いするんですけども、そちらの方の中で支出してもらうよう想定しております。また、広告宣伝というのは非常に大事なことでと考えておりまして、もし財源が不足するようであれば、補正対応していきたいと考えております。以上です。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。いろいろお話聞いている中で、まだ初動のオープンしてから、いきなり100%に近い形の理想形で行うというようなところまではちょっといかないのかなというようなことも、ちょっと感じましたので、是非、その部分でちゃんと準備体制が整ってから、

そういった広報関係に関しても注力されるのかというところですね、タイミングをしっかりと見計らった中で、令和7年度、そして、8年度、9年度という形で準備・調整をしていただきたいなと思います。

また、今回、指定管理者に関しての条例に関して、一旦、今日に関しては持ち越しというふうになりましたが、指定管理者制度というものは取られていく予定であるという認識でよろしいのかどうかという点、確認して良いでしょうか。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） はい。指定管理者制度にて進めていきたいと考えております。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。こちらの指定管理に関しても、これからどのような形で募集をされるのか、はたまた、今、行っているチーム西方のメンバーにやはり、協力していただいてやるというようなところも、いろいろな方針があろうかと思います。その中で、やはり、地元も大事にしていきたい気持ちもありますし、しかしながら、持続可能な経営というものを、じゃあ、どのように体现していくのかというところもやはり、考えていかなければいけない点かと思います。現状で言えば、例えば西古見GATE、西古見キャンプ場、こちらの部分に関しても6年度オープンしました。非常に頑張っているかと思います。しかしながら、頑張っているというのは理解できるんですけども、やはり、この部分でいかに黒字に近づけていくのか、黒字にしていくのかという点が非常に大事かと思うので、是非、そういった部分も、西古見GATEの今までの培ってきた経験、ノウハウというようなところも踏まえながら、今後のこの久慈の小中学校の利活用ですね、というものに生かしていただきたいなと思いますので、是非、この指定管理者のところの制度設計、そして、どのような事業者の方々にですね、手を挙げてもらうのかというようなところをですね、創意工夫を図っていただきたいなと思います。その点に関していかがでしょうか。ちょっと見解を伺いたいなと思います。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） この指定管理につきましては、条例規則におきまして公募によらないことができるという文言がありまして、これまで取り組んでこられた経緯を踏まえて、チーム西方さんの方へ指定管理をお願いすることが望ましいのではないかなというふうに考えておりまして、現在、指定管理の申請書の方を受理して、中身の方を精査しているところです。また、その中で、この指定管理につきましては単年度更新という形を取っていききたいなと考えております。以上です。

○6番（泰山祐一議員） この部分も踏まえながら、逆に言えば、これまで3年ほどですかね、ずっと瀬戸内町の方とチーム西方のメンバーの方々といろいろ協議をされた中で現在に至るかと思います。その中で、当然ながら町としても、現在携わられている、一緒にやっているメンバーのこの事業を行っていくにあたっての経験値というものも把握されているかと思います。是非、そういった部分を踏まえながら、逆に何を伸ばせるのか、何が足りていないのかというところですね、棚卸ししていただきながら、事業の方、前に進めていただきたいなと思いますので、是非、この部分、西古見GATEをしっかりと、この久慈小中学校の利活用がしっかり行われて、西方に本当に光が差

したなというふうに言っていただけるような取り組みを、これから育てて醸成していただきたいなというふうに思います。内容に関しては承知いたしました。

続きまして、18ページ、お願いいたします。18ページの2款6項、監査員費のこの旅費に関してなんですけれども、これは何の旅費でしょうか。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 今回、監査員費の中で普通旅費を組むというのは、これまであまりない事例ではありますが、監査に関しまして、3月議会等から監査請求等、特殊な案件が出てきておる状況もあります。また、昨年ちょっと不幸がありまして、前任者との引き継ぎがしっかりできていない状況もあります。そこも踏まえて、研修等の旅費というふうにして組ませていただきました。

○6番（泰山祐一議員） この監査委員の、今、言われている代表監査しかり、議会からの監査の方も含めての旅費という認識でよろしかったでしょうか。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） はい。そのとおりです。

○6番（泰山祐一議員） 一つ、ちゃんと記録に残しておきたいなと思います。今回、4月から、新たに監査員の方も変わられています。その中で、3月末時点ですすね、やはり、続けられているお仕事というものを一旦退いた中で、4月、5月以降という形で進めていただけているものなのかなと思っていたんですけれども、6月の頭時点で、とある方から御連絡をいただきました。その中で、この方、この兼務をして良いのかというような問い合わせがございました。その内容に関して、実際に確認の方も担当の方にも取らせていただいて、法律的には問題ない、こちらに関しては分かりました。しかしながら、やはり、立場というものがあります。公共工事を司る、その中心の中にいらっしゃる方が監査の役職に就かれている。さらには、その公共工事の監査を行っているのか否かというところの細かいところまで、私は現場を見ていないので分かりませんが、やはり、この在り方、町のこの選任の方法の部分だつたりを、今一度、この瀬戸内監査員のですすね、基準というものを制定、令和2年にされているかと思ひますので、是非、ここの部分、今一度精査していただきたいなというふうに思ひましたので、この辺り、やはり、監査員は独立的かつ客観的な立場で公正不偏な態度を保持しなければならないということが記されておりましたので、是非、この部分ですすね、もういろいろと対応の方もしていただく準備もしているとは聞いておりますけれども、是非、お気を付けいただきたいなというふうに思ひました。はい。こちらに関しては承知いたしました。

次の方に移させていただきます。19ページ、お願いいたします。3款1項4目、障害福祉費、先ほどお話ありました、扶助費、こちらの860万円のお話、御説明もいただきました。こちらについてですけれども、どのような支援を行っているのか、この860万の算出の内訳というところですね。お伺ひしたいなと思ひます。

○保健福祉課長（信島浩司） 泰山議員の御質問にお答えいたします。支援内容としましては、瀬戸内町から特別支援学校に通っているお子様のバス、小型ワンボックスによる通学支援でございます。現在、6名の利用者がいらつしゃいます。うち1名は寮、学校に付属している寮生でございます。

ので、その1名に関しては、週末金曜日に学校から乗って、土日は自宅で暮らして、月曜日はまた、車に乗って同行という形になりますが、現在6名の利用者がいます。運転手と、中に支援員さんが1人、同乗いたします。やはり、療育を必要とする特性のあるお子様たちですので、車中で少し活動したり、時にはトイレ休憩とかございますので、どうしても支援員の同乗は必要ということでございます。今のところですね、障害者総合支援法の移動支援事業という中の制度を使いまして、その介護給付という形で、その同乗している支援員さんが車内の6人の対象者に対する、介護と言いますか、支援ですね。その分についての、1時間当たり、または90分、それ以降は30分刻みで、障害者支援法の中の介護給付費に、時間当たりの単価がございますので、それを月当たり換算いたしまして、とりあえずその6人がマックス乗車したという想定で計算してですね、もちろん、夏休みとか冬休み、春休みは外した中での上限の設定でございますが、やはり、特性のある子供たちでございますので、毎日登校ということにはいかずですね、事業者の報告では、大体平均3人から4人の乗車で通っているという状況でございます。以上です。

○6番（泰山祐一議員） 承知しました。この算出の方法というものは、時間当たりの計算になっているのか、もしくは日割りなのかとか、もしくはそういったところに関しても、ちょっと細かいところですが、お伺いできますか。

○保健福祉課長（信島浩司） これに関しては、時間の設定で介護の報酬、介護報酬が設定されております。以上です。

○6番（泰山祐一議員） 承知いたしました。非常にこの部分で、やはり、新たにですね、この制度を取り組まれることによって、本当に保護者の方々、そして、この生徒の方々もですね、助かっているかと思います。是非、こういった事例を踏まえながら、また、違いますけれども、スクールバス等々の部分でも、もしくはバスの交通時間というようなところでも、いろいろとですね、部活動、スポーツ活動に関して等々ですね、やはり、足を運ばれる遠方の方々も困っている方もいらっしゃると思いますので、是非、いろいろとこういった良い事例が増えていくというようなことは非常にありがたいことですので、そのあたりに関してもこれから引き続きですね、御検討を各課の方で進めていただきたいなと思います。こちら、承知いたしました。

続きまして、26ページ、お願いいたします。26ページの方のブルーカーボン推進事業の方ですね。先ほどお話いろいろ出ておりました。この中でお話ありましたが、このブルーカーボンキャッチアンドイート事業ですかね、の中で、商品開発でつけ揚げのお話も出ておりました。この部分でちょっと、町の在り方としてですね、私もちょっと聞いてみたいと思うんですけども、これがいわゆる例えば起業を行いたいとか、そういった中の何か募集があつて、その中でいろいろな事業の申請がある中で、予算を付けるというようなことであれば、非常になるほどと思うんですけども、今のお話を聞くとどうなのかなというところをちょっと思ったものでして、その件に関して、課長の方、どのように今後、進めていく御予定なのかという点、改めて確認してよろしいでしょうか。

○水産観光課長（保島弘満） 今後の進め方についてですけども、まず、2地区でブルーカーボンを
行っておりますけども、その1地区で食害に遭っているということで、その食害への密度管理をす
るんですけども、その密度管理、捕獲をするだけではなくてですね、その食材を、その魚を使った
何かできないかというふうに、町としても我々課としても考えていたんですけども、つけ揚げ、特
産品が現在ありませんので、そういったつけ揚げの商品開発ができないかということを調査研究し
たところ、可能性があるということで今回、この事業になったということです。

○6番（泰山祐一議員） 目の付け所だったりの良いと思っっているんですよ。しかしながら、例え
ば、じゃあ果物等々で規格外になったものを、じゃあ何か商品開発をしようと。それに対して、じ
ゃあ、独自で民間でやられている方々たくさんいらっしゃいますよね。例えばパッションのジュ
ースだったり、もしくはタンカンの何か加工品を作ったり等ですね。食害の、今、言われている魚に
関しても、私は同様じゃないのかなと思うんですね。なので、今、私がこういった例えば商品、事
業、起業だったりのコンテスト等々をやった中で、その中で、今、言われたような事業しかり、
様々なものが出てくる中で審査をされた方がよろしいんじゃないでしょうかというふうに思ったん
ですけど、今の見解を踏まえていかがでしょうか。

○水産観光課長（保島弘満） 確かにおっしゃるとおりで、観光にしてもそういった事業にしても、
行政がリーダーシップをとって事業を進めるというよりは、一般の企業の方々、漁業関係者であつ
たり農業関係者であつたり、いろいろ考えた上で、業者ができる部分と行政ができる部分というの
はあると思います。確かにおっしゃるとおりで、行政主導じゃなくて、そういった業者からの提案
でやっていった方が確かに良いとは思っているところです。今回に関しては漁協の方からですね、
そういった提案があつて、事業化したところですよ。

○議長（向野 忍議員） 休憩します。再開は1時30分からとします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時30分

○議長（向野 忍議員） 再開します。

○副町長（福原章仁） 午前中ですね、泰山議員の一般会計の質疑の中で、質疑とかけ離れたこと
を申し上げた、代表監査員の件なんですけども、我々は、監査員を選任するときにはですね、やは
り、監査員にふさわしい方、そして、この職責に全うできる方を選任するわけでございまして、ま
た、ましてや兼業禁止等とかですね、の方を選任、任命をすることはありません。泰山議員は、そ
ういった兼業禁止の法的な問題はないが、しかし、いろんな個人的な人から、一般町民からあつた
ということで、こういうふうにはですね、神聖なる議会、本会議の場で、あたかも任命した側がそ
ういった方をしてはいけないようなふうを受け取られかねない、そういった発言があつたことに
関してですね、我々は議長にもですね、その点は、質疑とは、議案とは関係ない質疑の中で発言があ
つたということに関してですね、こういうことがないようにお願いをしたいということと、また、そ

ういう方を任命することはないということを申し上げましておきたいというふうに思います。

○6番（泰山祐一議員） では、質疑させていただきます。まず、26ページのところからですね。生物環境調査事業の258万円、こちらの件についてお尋ねをしたいと思います。現在、マングローブの植栽の方ですね、進めていただいているということでお話もいただきました。この部分で、令和7年度においてなんですけれども、例えば産学連携などを取られる予定があるのかどうかという点、確認したいと思います。

○水産観光課長（保島弘満） ブルーカーボンの連携については、いろんな話があちこちの大学とかありはしますが、まだ具体的な連携には至っておりませんが、いろんな協議を進めていく中で連携はしていきたいというふうに思っています。

○6番（泰山祐一議員） 是非、そのあたりの精査の方もですね、引き続き努めていただきたいと思います。また、教育委員会と何か学校等の連携等を、マングローブの植栽をするとかですね、以前もやられていたかと思うんですけれども、その辺りの取り組みに関しては、何か計画・予定はありますか。

○水産観光課長（保島弘満） 先ほどの答弁、柳谷議員の質疑の中でも答弁しましたが、小中高校生と一緒に植栽をしたり、そういった連携はしております。今後も引き続きしていきたいと思います。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。あと、ブルークレジットなども多分、これからの取り組みの中で、このマングローブ植栽においても、何かしら動きが出てくるときが来るのかなと思うんですが、ちなみに、令和7年度においては、その辺りのブルークレジットに関して、このマングローブ植栽を通して、CO₂の部分で、クレジットでの売買ですかね、というようなところに関して何か動き等の計画があるかどうかという点に関しても確認してよろしいでしょうか。

○水産観光課長（保島弘満） ブルーカーボンのクレジットに関しては、まだ数値的なものが計算できておりませんので、そこにはまだ至っておりませんが、目指すところはそこを目指しております。

○6番（泰山祐一議員） 是非ですね、その部分に関しても、精査の方、大学の方々なのか専門の方々なのかと連携取りながら、できる限り早くですね、対応できるような環境になればお願いしたいなと思います。やはり、先ほど、午前中もお話ありましたが、今回、一財で出されるというようなことでもお話ありましたので、その他にも、今後、財源の確保もですね、何か事業等をうまく見つけられるのかどうか、組み合わせていただいたりとかですね、是非、工夫など図っていただきたいと思いますので、そのあたり期待しております。

次の質疑に移ります。次ですね、27ページ、お願いいたします。27ページの7款1項1目、商工総務費の、先ほどお話ありました、交通空白解消緊急支援事業1,100万円の事業に関してですけれども、事業内容に関しましてはある程度分かりました。その上で、令和7年度、もう少しちょっと詳細で、どのようなロードマップ、計画を考えられているのかという点、詳しく御説明いただけます

か。

○商工交通課長（勇 忠一） この予算通過後に補助金申請で事業所の決定をしてですね、8月から9月を目途に、委託先の事業者を中心に既存の交通事業者、ここら辺との協議・調整を行って、実証実験の運行について進めていきたいというふうに考えております。体制が整いましたら、地域公共交通活性化協議会、運輸局から県の交通政策課まで含めた協議会なんですけれども、こちらで諮問を行い、承認を得た上で、自家用有償運送ということで申請をし、10月以降、実証に入りたいというふうに考えております。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。その計画の中で、それぞれの個人事業主の方々が、この有償旅客のいわゆる研修等を受けて、自分たちでその有償旅客の事業をできるような形で行っていくのか、それとも、何かNPO法人等々を1団体作って、そこに参画してもらうようなイメージでいるのかどうかというところについても確認してよろしいでしょうか。

○商工交通課長（勇 忠一） この実証、今年度の実証実験でですね、自家用有償旅客運送の制度を確立しまして、その後は民間の方でNPOなり一般社団なり、法人を立ち上げていただいてですね、民間の方で実施していく方向で現在は計画をしております。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。そうしましたら、じゃあ、令和7年度は、今回、この1,100万円の事業をかけて、町の方がまず、主導でその体制作りを行っていくということで、その件、分かりました。それ以降に関しては、じゃあ、今言われたように、民の方で行っていただくというように形で切り替えていくというような意味合いでよろしかったのかどうかという点、念のため確認、良いですか。

○商工交通課長（勇 忠一） この自家用有償旅客運送については、令和5年度より6年度も含めて数回、運行している代行業者ですね、こちらと民間で立ち上げることができないかという協議を進めていたんですけれども、なかなかまとまらないものですから、6年度の交通計画の中で、自家用有償についてですね、取り決めて、また、この地域公共交通計画、これができたことによって補助事業も実施できるというのもありましたので、7年度でまず、実証的にやってみると。その後はできれば民間というふうに考えておりますけれども、どうにもならないときには瀬戸内町が事業主体で委託を出す、そういった形も考えられると思います。

○6番（泰山祐一議員） 承知しました。事業を進行して協議しながらでないと分からない部分もあると思うんですけれども、仮に町の方しかり、もしくは1団体を例えば町の方につくって、そこに加盟をしていただくと、そうなった際に、双方そうですね、やはり、事務局となる存在が必要なのではないのかなと思うんですね。そうした場合に、仮にですけれども、令和8年度からそのような動きになるのであれば、瀬戸内の海の駅の方に観光案内窓口の方もございます。そういった中で、うまくですね、この海の駅、商工交通課もありますし、連携を取っていただく中で、そこで観光の事業もしていただきながら、この有償旅客の予約等々の受付だったりですね、その案内とかしていただけるような運びというものもありではないのかなと思いましたので、是非、そうい

った部分も視野に入れながら、7年度の事業をですね、進めていただきたいというふうに思いましたので、御検討いただきたいと思います。

次の質疑に移ります。33ページ、お願いいたします。33ページ、10款2項、小学校費、3目の通信機器770万円、そして、3項の中学校費の方の同じく17節の通信機器418万円、こちらございますけれども、こちらに関して、これ、タブレットの購入かと思うんですけれども、追加予算になった理由についてお尋ねしたいと思います。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） この予算は、おっしゃるとおり、タブレットの購入に伴うものでありますが、当初、Wi-Fiモデルを想定しておりましたけれども、これをLTEモデルとすることで、携帯電話の通じる環境下では使用可能ということでもありますので、自宅にWi-Fi環境がない家庭であったり、また、野外ですね、野外に持ち歩いてタブレットを使用する、そういったこともあることから、より利便性が高くなるということから、それに伴う追加の費用、それからフィルタリングですね、そういったものの機能の強化のための増額の補正予算となっております。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。この部分で、今、LTEのお話もありましたが、そうしましたら、じゃあ、もう各学校にタブレットの方を学生、生徒児童にですね、配布の方をして、もうじゃあ基本的にはもう持ち帰って自宅でタブレットを使えるようになるというようなことで、以前のWi-Fiを生活困窮者の方にも支援などもされていたけれども、もうこの部分でもう事は足りるように、この7年度になるというような認識でよろしかったかどうかという点がまず1点と、あと、このタブレットの導入される時期の目途ですね、その点についても確認したいと思います。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） 最初の点は、そうですね。自宅に環境が十分整っていない方、家庭に対しても持ち帰りができる。それから、先ほど申し上げた野外とかですね、外に持ち出して使ったりすることもできるということがございます。それから、導入の時期は今年度内と思っておりますが、年明けぐらいから入り、準備がされていく予定としております。

○6番（泰山祐一議員） 承知しました。そうしましたら、子供たちの方もですね、そのようなタブレット教育というものを自宅でもやりやすい環境になるというようなことで、また、一步進んだ運びになったのかなというふうな気持ちになりました。また、あと、タブレットを切り替える際に、旧タブレットと言えはいいいんでしょうかね。もう今後、使わなくなるものに関しては、以前、町のホームページの方にも掲載していただいておりますが、一部は町の方の各関係所の方に使うと。大半の9割近くですかね、についてはもう処分事業者の方に任せていくというような運びにもなっておりましたので、この辺りについても、もう既に決まっている話かもしれないですが、もし仮に、各近隣の地方自治体とかですね、そういったところで何か有効にさらに使っている取り組み等々があったり、もしくは売却されるのか分からないですけれども、そういった部分のも、もし目を光らせていただいて、よりよく、町の財源になるのか、もしくは町のために使われるのかとかですね、そういったところに目を向けていただきたいなというふうに思います。はい。こちら以上です。

あと、最後に、離島甲子園事業に関してお尋ねをしたいと思います。35ページですね。こちら、40万円の負担金とあります。こちらの離島甲子園の詳細に関してお尋ねをしたいと思います。

○社会教育課長（昇 憲二） お答えします。離島甲子園、地理的環境から島外との交流機会の少ない全国の離島中学生が一堂に会し、野球を通じて交流を図り、新たな人間形成や健全な青少年の育成を促進することを目的に、2008年度より開催されております。本年度、瀬戸内町も計画しようかなと思ったんですが、やはり、1自治体参加するのに250万円負担金が必要ということで、瀬戸内町としては参加しない判断をしたんですが、やはり、前年度、ほかの自治体の中で、参加人数というのは限度があるんですが、空きがあったときにですね、古仁屋中学校の生徒がそちらの自治体の合同チームとして参加させてもらった経緯がありまして、本年度もその自治体に空きがあった場合はということで今回、予算要求をさせていただいています。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

○3番（伊東さおり議員） 26ページなんですけれども、生物環境調査事業についてです。確認でございますが、こちらの方が俵集落の方とおっしゃっていましたが、こちら、集落の方たちにはもう打診済みでいらっしゃるのでしょうか。

○水産観光課長（保島弘満） 集落の方への周知についてはちょっと後で確認して答弁したいと思いますが、俵地区の場所ですけど、日裁協ですかね、あの場所で約5,500平米のところを生物調査しようと考えております。

○3番（伊東さおり議員） そうなりますと、マングローブの本数なんですけれども、どれくらいになる予定でしょうか。

○水産観光課長（保島弘満） 植栽の本数については、まずは、生物環境調査を実施して問題ないということであれば、その後に検討していきたいと思っております。

○3番（伊東さおり議員） 俵集落は最近、子供がすごく増えておりまして、とても素敵な集落なんですけれども、もしそちらの方でそのようなことを取り組むとしたら、また、一つの大きな、加計呂麻にとっても名所と言いますか、そういったところが増えるような気がしますので、是非、頑張ってくださいと思います。ありがとうございます。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第46号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、議案第46号、令和7年度瀬戸内町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 議案第47号 令和7年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算（第1号）について

○議長（向野 忍議員） 日程第11、議案第47号、令和7年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第47号、令和7年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、当初予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は、人事異動に伴う人件費を調整したことであります。

御審議の上、議決くださいますよう、お願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（中村洋康議員） 数点、質問いたします。まず最初に、8ページですけども、職員給与関係手当の減額がありますが、説明を求めます。

○保健福祉課長（信島浩司） 中村議員の御質問にお答えいたします。まずは、職員の異動がございました。給与の高い職員が事務員として配置して、入って間もない給与の低い職員がこちらの方に来ましたので、一般職員に関してはその入替えによる差額でございます。医療職につきましては、昨年までは3人医者がいらしたんですけれども、今回も県の方に3人ということで申請していたわけですが、どうしても医者不足ということで1人減になったということでございまして、地域枠というところの枠が1人減となりました。その分に伴う人件費の減ということで、このような計上となっております。以上です。

○5番（中村洋康議員） 職員の人事異動に伴うものと医者の1名減ということでありますね。分かりました。医療機器の購入費ですね、の計上がありますけれども、説明を求めます。

○保健福祉課長（信島浩司） 御説明いたします。医療機器の方に関しましては、トッパシリンジポンプと言いまして、注射液とかを注射器に挿入するときに適切な分量を測る機械がございまして、その購入に伴うものと、あとはX線装置の一部について、更新の時期に来たということでございます。あとは、画像診断のワークステーションと申しまして、皆様がレントゲンを撮ったときに、医務室でこう、画面にこう、レントゲン撮った白黒のやつをこう上にカサッとはめて、中が、肋骨とかが見えるような画像があると思うんですけれども、そこら辺の取替え等でございます。以上で

す。

○5番（中村洋康議員） 丁寧にありがとうございます。

もう一点です。医療費の医薬品ですね。この1号補正というかですね、こういう状況の中で、498万ですか、の計上ですけども、要因というかですね、理由を説明ください。

○保健福祉課長（信島浩司） 御説明いたします。当初、各種ワクチンの費用をこちらの方に計上していたんですけれども、当初からコロナワクチンでありますとかインフルエンザ、そして、最近は带状疱疹、島で言う胴巻きというやつですかね、带状疱疹の罹患する方が増えておりまして、そこに対するそのワクチンの費用とかも年間費用を見込みまして、この補正で計上させていただいたということでございます。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第47号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、議案第47号、令和7年度瀬戸内町巡回診療施設特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第12 議案第48号 令和7年度瀬戸内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（向野 忍議員） 日程第12、議案第48号、令和7年度瀬戸内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第48号、令和7年度瀬戸内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、当初予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、歳出について申し上げます。総務費の一般管理費に16万円を追加したこと。

次に、歳入について申し上げます。繰入金の一般会計繰入金に26万7,000円を追加したこと。

御審議の上、議決くださいますよう、お願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、議案第48号、令和7年度瀬戸内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第13 議案第49号 令和7年度瀬戸内町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（向野 忍議員） 日程第13、議案第49号、令和7年度瀬戸内町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第49号、令和7年度瀬戸内町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、当初予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、歳出について申し上げます。保険給付費の介護サービス等費に500万円を追加したこと。地域支援事業費の社会保障充実に424万1,000円を追加したこと。

次に、歳入について申し上げます。国庫支出金の国庫補助金に400万9,000円を追加したこと。

御審議の上、議決くださいますよう、お願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（泰山祐一議員） 1点、質疑させていただきます。9ページの歳出になりますが、2款1項5目、施設介護サービス給付費の負担金介護医療品サービス500万円、こちらについての説明を求めます。

○保健福祉課長（信島浩司） 泰山議員の御質問にお答えいたします。この500万の経費につきましては、この介護医療院というところに入所する対象者が1名発生したということでございまして、この介護医療院と申しますのが、医療と介護を一緒にしたような施設でございます。老健とかもそうなんですけれども、この介護医療院と申しますのは、医療色がより強い病院で、かつ介護を行うという施設でございまして、例えばですけれども、痰の吸引、喀痰吸引を常に行う利用者でありますとか、あと経管栄養ですね。鼻から管によって栄養を摂るという方とかですね。あと人工呼吸、酸素療法が常時必要な方という対象者が利用する施設となります。従いまして、常にこう、医療の処置によって過ごしていくような施設となりますので、1人対象者が出たとしてもですね、経費が高く、このような年間所要額を計上したということでございます。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第49号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、議案第49号、令和7年度瀬戸内町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第14 議案第50号 令和7年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（向野 忍議員） 日程第14、議案第50号、令和7年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第50号、令和7年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、当初予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は、人事異動に伴う人件費を調整したことであります。

御審議の上、議決くださいますよう、お願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、議案第50号、令和7年度瀬戸内町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第15 議案第51号 令和7年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（向野 忍議員） 日程第15、議案第51号、令和7年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第51号、令和7年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、当初予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

まず、第1表の歳出について申し上げます。船舶交通費の総務管理費に340万7,000円を追加したこと。フェリーボート費に174万1,000円を追加したこと。加計呂麻ターミナル事業費に466万4,000円を追加したこと。

次に、歳入について申し上げます。国庫支出金の国庫補助金に4,768万8,000円を追加したこと。諸収入の雑入から3,713万8,000円を減額したこと。

御審議の上、議決くださいますよう、お願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（中村洋康議員） 数点、質問したいと思います。9ページですね。7ページだ。ごめんなさい。7ページお願いします。雑入です。

加計呂麻ターミナル、電気料91万6,000円ということがありますが、雑入での収入ということで、

これは日本郵便の負担分ということなんでしょうか。お尋ねします。

○商工交通課長（勇 忠一） この電気料については、郵便局が使用する部分の電気料と、あと、農林課の備蓄冷蔵庫ですね。野菜の冷蔵庫があるんですけど、そこの分の電気料として計上しております。

○5番（中村洋康議員） 今回、加計呂麻ターミナルの設置及び管理に関する条例が、今日は取り下げられていますので、関係するですね、予算関連についてですね、予算について、この場で少し質問したいと思いますけども。そうですね。日本郵便、郵便局のですね、このターミナルにおけるその施設使用料ですね。当初予算では98万、これは郵便じゃなくてですね、使用料として98万ということでありましたけれども、郵便局の施設使用料というのはどれぐらい見込んでいらっしゃるんですかね。

○商工交通課長（勇 忠一） 月額9万8,000円を見込んでおります。

○5番（中村洋康議員） このターミナルにかかる予算ですけども、加計呂麻ターミナル事業ということで歳出が735万5,000円ですね。そして、歳入予算額として199万6,000円というような年間見込みでありますけども、その中に、郵便局は窓口業務ということで歳出、関連しますけども、73万3,000円が一般会計の予算計上でありました。いわゆるこのターミナルの施設事業ということでいくと、この735万5,000円に委託があったとしても、その収入としては199万6,000円ということになるというふうに私は認識しているんですけども、それ以外に何かありますか。

○商工交通課長（勇 忠一） ターミナル、加計呂麻ターミナルとしての歳入についてですけども、予算計上している電気の負担金代、あと、郵便局のその使用料、その分が現在見込んでいる収入すべてであります。

○5番（中村洋康議員） 施設の設置管理条例の中でですね、内容については質問したいと思いますけども、予算関係でいくと、いわゆる、やはり、歳出が740万程度、歳入が200万程度ということになりますけども、やはり、その管理運営経費ということ言えば、やはり、500万程度の経費がかかってくるということになるかと思いたすけども、そういう認識というか見込みでよろしいんでしょうか。

○商工交通課長（勇 忠一） はい。そのような形になりますけれども、あくまでもフェリーかけろまの利用する待合所としてですね、国庫補助対象経費となるように現在、協議を進めているところであります。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

○6番（泰山祐一議員） 10ページ、お願いいたします。こちら、現在、職員数の方が今回の補正で1名減となっておりますが、現在の体制としては23名から22名になるということですけども、この辺りに関して現場としてどうなのかという点、確認したいと思います。

○商工交通課長（勇 忠一） 現在の補正後の22名が適正な職員数という、船員数という形になるんですけども。船員ばかりではないですけども、事務所も含めてですね。6年度末までは1人多い体

制でちょっと運用しておりました。現在ですけれども、ちょっと体調不良とかそういった方がおりまして、運航管理者、また、安全統括管理も現場に出て、何とか運航している状況であります。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、議案第51号、令和7年度瀬戸内町船舶交通事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第16 議案第52号 令和7年度瀬戸内町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について

○議長（向野 忍議員） 日程第16、議案第52号、令和7年度瀬戸内町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第52号、令和7年度瀬戸内町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、当初予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、所要の措置を行おうとするものですが、その主な内容は次のとおりであります。

今回の補正は歳出のみの調整であります。収益的支出の農業集落排水事業費用の営業費用に231万円を追加したこと。

御審議の上、議決くださいますよう、お願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（中村洋康議員） ただいまの議案説明、231万増ということでありました。委託料の増ということでありましたけども、これの説明を求めます。

○水道課長（栄 順二） 中村議員の御質問にお答えいたします。今回、231万円の計上につきましてではありますが、農業集落排水事業、こちらは公営企業会計へと移行されております。経営戦略の

策定というものを総務省の方から求められておまして、今回、この経営戦略の策定における委託費用の計上を行っております。ただ、上水道事業、簡易水道事業、すべて、公営企業会計につきましては、経営戦略というものを求められておりますので、上水道、簡易水道につきましては今回は改定で、農業集落排水事業につきましては、今回初の策定ということで、計上しておまして、この発注に関しまして、それぞれ発注するのではなく一本で発注して、なるべく経費を下げようということ一本で発注しております。その中の農業集落排水事業にかかる部分の計上というふうになっております。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、議案第52号、令和7年度瀬戸内町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

○水産観光課長（保島弘満） 議案第46号の2号補正での答弁について訂正させてください。

まず、泰山議員の質疑の中でJブルークレジットについての質疑があったんですけど、私、具体的にはまだ進んでいないという答弁をしましたが、今年の9月において、9月の申請に向けて関係機関と進めているということでした。訂正してお詫びいたします。

次に、伊東議員の質疑で、俵集落の説明についてはという質問がありましたけども、現在ではまだ行っておりません。今、調査をしている段階で、植栽可能となった場合は俵集落で説明して、協力いただける分についてなどなど話し合いをしていきたいと思います。以上です。

○議長（向野 忍議員） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日、6月18日水曜日は午前9時30分から本会議を開きます。

日程は一般質問であります。

本日はこれで散会します。

散会 午後 2時17分

令和7年第2回瀬戸内町定例会

第 2 日

令和7年6月18日

令和7年第2回瀬戸内町議会定例会

令和7年6月18日（水曜日）午前9時30分開議

1. 議事日程（第2号）

○開議の宣告

○日程第 1 一般質問(通告順)

- 1 柳谷昌臣議員
- 2 里山正樹議員
- 3 中村洋康議員
- 4 伊東さおり議員
- 5 永井しずの議員

※ 散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

令和7年第2回瀬戸内町議会定例会 6月18日(水)

○出席議員は、次のとおりである。(10名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	栄 克 人 議員	2 番	里 山 正 樹 議員
3 番	伊 東 さおり 議員	5 番	中 村 洋 康 議員
6 番	泰 山 祐 一 議員	7 番	永 井 しずの 議員
8 番	柳 谷 昌 臣 議員	9 番	元 井 直 志 議員
10 番	池 田 啓 一 議員	11 番	向 野 忍 議員

○欠席議員は、次のとおりである。(0名)

○職務のため会議に出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長	義 永 将 晃	事 務 局 次 長	喜屋武 純 仁
庶 務 議 事 係	宮 原 美 子		

○地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	鎌 田 愛 人	保健福祉課長	信 島 浩 司
副 町 長	福 原 章 仁	建 設 課 長	浜 田 高 仁
教 育 長	盛 島 正 行	水 道 課 長	栄 順 二
総務企画課長	長 順 一	商工交通課長	勇 忠 一
総務企画課企画補佐	田 原 章 貴	水産観光課長	保 島 弘 満
総務企画課財政補佐	茂 野 清 彦	農林課長兼農委局長	永 井 健一郎
総務企画課人事補佐	勝 田 忠 広	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	保 岡 直 人
総 務 企 画 課 D X 推 進 室 長	中 島 淳 弥	教 育 委 員 会 総 務 課 長	徳 田 義 孝
税 務 課 長	林 敬 郎	社会教育課長	昇 憲 二
町民生活課長	保 岡 忠 洋	社会教育課長補佐	田 原 浩 治

△ 開 会 午前 9時30分

○議長（向野 忍議員） これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付の議事日程第2号のとおりであります。

△ 日程第1 一般質問

○議長（向野 忍議員） 日程第1、一般質問を行います。

通告に従って、質問者は順次、一般質問席において発言を許可します。

通告1番、柳谷昌臣議員に発言を許可します。

○8番（柳谷昌臣議員） おはようございます。一般質問を始める前に、少しお時間いただきたいと思います。嘉徳海岸の護岸工事についてですが、去る5月23日に最高裁において、一部住民からの公金差し止め訴訟の上告審、受理しないとの決定がくだされました。とても重い決定だと感じております。その後、6月6日に町長、議長、住民代表、そして、出身者、関係者代表で県知事の方に嘉徳海岸侵食対策工事の早期完成に関する要望書を提出しました。県知事からは、県としても住民の命や財産を守るため、早期に整備を進めたいとの返答でした。嘉徳海岸は長きにわたって工事が進んでおりません。この決定を基に、一日も早い工事の再開と早期完成を願っております。

また、6月に入り、まだ梅雨明けはしておりませんが、毎日じめじめ暑い日が続いています。町民の皆様におかれましては、水分補給、また冷房等、しっかり利用して、暑さ対策をし、体調管理に努めていただきたいと思います。

それでは、令和7年第2回定例会において、通告に従い一般質問を行います。

まず、農業振興についてです。

- 1、本町所有のビニールハウス数と所在地について伺います。
- 2、農業研修を修了された研修生のサポート体制について伺います。
- 3、新規就農者に対する国・県・町の補助事業について伺います。また、過去3年間の活用実績について伺います。

次に、商工業振興についてです。

- 1、起業家支援補助金制度の過去3年間の活用実績と、実績を踏まえた上での要綱の見直しについて伺います。

- 2、各事業所における高齢化、担い手不足の後継者対策について伺います。

次に、交通対策についてです。町内の交通弱者対策として、ライドシェア導入についての見解を伺います。

最後に、子育て支援についてです。本町においても、支援が必要な子供たちが増加傾向にありますが、大島特別支援学校の分校、若しくは分室の設置に対する見解を伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○町長（鎌田愛人） おはようございます。柳谷昌臣議員の質問にお答えする前に、6月5日に大阪、

関西万博の中で、世界自然遺産5地域における催し物がございました。その中で、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の代表として、奄美の島唄が披露されました。しかも、瀬戸内町の職員でもあります、里朋樹君がひぎゃ節を披露して、国内外に発信しました。そのあとの世界自然遺産5地域会議、子ども作文コンクールにおきまして、これも奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の代表として、中学生の代表として、古仁屋中学校2年生の脇田勇波君が選ばれ、さらには、この5地域の中学生の代表として、その会場で作文を読み上げることができました。その勇波君の作文は、ここが僕の居場所という題でした。その中で、壮大な景色とともに、温かい人がいて、その全てに僕は育ててもらっているんだと感じたという作文の中に書いてありました。改めて、この奄美大島、瀬戸内町を誇りに思うところでもありますし、その会場で瀬戸内町の2人が発表する機会を得たということは大変喜ばしくも思いますし、我々町民もそのことを誇りに思い、自然も大事にしながら、そして生命、財産、先ほど柳谷議員が言っていた嘉徳のことも含めて、住民の生命、財産も守りながら、そして人の温かさ、その温かさの中で子供たちが育っていく、そういう思いを、この万博を通じて感じたところでございます。引き続き、この万博、相撲もありますけれども、瀬戸内町を国内外に発信していきたいというふうに考えております。

それでは、柳谷昌臣議員の一般質問にお答えします。

1点目の農業振興についての、本町所有のビニールハウス数と所在地についてお答えします。ハウスの数については、10棟で、全て嘉鉄に設置しています。

次に、農業研修を修了された研修生のサポート体制についてお答えします。研修終了後の就農開始準備等のため、研修終了後、最長2年間のサポートハウスの使用を可能としており、農林課、農業委員会、大島支庁農政普及課で構成しています。新規就農担い手育成支援チームを中心に、新規就農者が円滑な経営基盤が図られるよう、サポート体制を構築しています。また、鹿児島県の農業未来創造支援事業、新規就農者育成対策を活用することで、負担軽減を図っています。

次に、新規就農者に対する国・県・町の補助事業についてお答えします。国の補助金として、49歳以下については、研修中の支援として、就農準備資金、年150万円。経営発展支援事業として、経営開始資金、年150万円、最長3年間の補助があります。町独自の支援として、瀬戸内町ふるさとUターン就農支援制度として、50歳以上の新規就農者へ就農準備資金、年150万円。経営発展支援事業として、経営開始資金、年150万円、最長3年間の補助を行っています。また、過去3年間の活用実績については、国による補助事業である経営発展支援事業の経営開始資金として、令和4年度、5件。令和5年度、6件。令和6年度、8件で、町独自で取り組んでいる瀬戸内町ふるさとUターンによる就農支援金として、令和6年度、1件です。

2点目の商工業振興についての、起業家支援補助金制度の過去3年間の活用実績についてお答えします。令和4年度、0件。令和5年度、3件。令和6年度、2件となっております。実績を踏まえた上での要綱の見直しについては、補助対象者の要件見直しなどを含め、起業家が利用しやすい制度となるよう、随時、改正を行っております。今後におきましても、町商工会などから御意見等を伺い、

さらに利用しやすい制度となるよう努めてまいります。

次に、各事業所における高齢化、担い手不足等の後継者対策について、お答えします。昨年、町内の各事業所向けに雇用、人材確保、職場環境に関する事業者向けアンケートを実施しましたところ、約4割の事業所が必要な人材が確保できていないという回答でした。瀬戸内町では、奄美5市町村にて連携し、雇用創出と地域活性化を目的とした奄美大島雇用創造協議会を活用した人材育成や就農支援に取り組んでいます。主な内容は、様々な分野に合わせた人材育成支援セミナーや合同企業説明会を開催し、担い手不足や後継者対策につながる取組を実践しています。また、今年度より鹿児島県と事業承継支援プラットフォーム業者が連携し、事業承継マッチングサイトを開設しましたので、是非、活用していただければと思います。

3点目の交通対策についての、町内の交通弱者対策としてのライドシェア導入についての見解についてお答えします。本町としましては、ライドシェアではなく、自家用有償旅客運送を導入し、交通弱者対策を行いたいと考えています。その方法として、今議会にて、補正予算に計上し、承認していただきました、交通空白解消緊急支援事業補助金を活用し、自家用旅客運送の導入に向けた基礎調査及び実証運行事業を行います。

4点目の子育て支援についての、本町において、大島特別支援学校の分校、若しくは分室の設置に対する見解についてお答えします。議員の御指摘のとおり、本町におきましても、少子化に反し、療育を必要とする子供は増加傾向にあります。今年度より大島支援学校への通学支援を実施し、支援の選択肢は広がりましたが、地元で専門の療育を受けられることは一番の理想であると考えています。分校、分室の設置基準等を参考に、継続して検討していきたいと考えております。

教育行政については教育長が答弁いたします。

私からは以上です。

○教育長（盛島正行） おはようございます。柳谷議員の一般質問、子育て支援についてお答えします。

大島特別支援学校の分校、若しくは分室の設置に対する見解についてお答えします。特別支援学校の設置については、分校や分室を含め、県の所管事項となりますが、遠距離のため、大島特別支援学校への通学な、通学が困難な子供たちのために、本年度より町の通学支援事業として送迎バスを委託運行しています。町教育委員会としまして、町立学校の特別支援教育の充実を令和7年度の重点施策に掲げているところであり、地元の小・中学校と連携して、特別支援学校による巡回指導や訪問指導の機会を増やすなど、特別支援学校のセンター的機能を最大限活用できるよう努めてまいります。また、該当する児童・生徒や、生徒数や、通学に要する時間や精神的、経済的負担など、地域のニーズを把握し、県教育委員会とも情報共有し、支援のあり方等について研究してまいります。

○8番（柳谷昌臣議員） それでは、2回目の質問にまいります。

まずは農業振興についてですが、今回、農業振興については、この新規就農者を中心としたこの

サポートについて、質問させていただきました。本町の所有のビニールハウスは嘉鉄地区に10棟ということです。この10棟については、全てもう現在は使用しておりますでしょうか。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） 10棟ありますうちで、研修ハウスが2棟、サポートハウスが3棟、実証ハウスが3棟、マンゴーハウス1棟、育苗ハウス1棟となっています。今現在は使用している状況であります。

○8番（柳谷昌臣議員） 分かりました。現在は空いている場所はないということで、全て使用しているということですが、研修された方が新たに、この最長2年間のサポートハウスを使い終わって、そのあと、自らこのハウスを建てるなりしていかなければいけないという見解ですが、例えば本町において、以前使っていたけれども、もう今は使っていないよというハウス等はございますでしょうか。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） 今、町の方ではそういったことは把握しておりませんが、そういった情報があればですね、情報を共有したいと思っています。

○8番（柳谷昌臣議員） やはり新しくね、ハウスを建てることもですね、大事ですが、それについては、いろんな、奄振等も踏まえている中で、若干時間のかかることだとも認識しております。その中で、町内でもし利用していないハウス等があればですね、是非、その新規就農者の方と、今現在、所有している方との間に入っていただくというか、サポートをしていただいて、その新規就農される方が、新しいところですね、できる体制をつくっていただきたいと思いますので、今後も新規就農者に対しては、しっかりとサポート体制、または伴走して進めていっていただきたいと思います。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） そういった情報があればですね、借りたい方とですね、情報を共有しまして、空きハウスの持ち主の方とですね、意向調査を行い、新規就農者へ貸し借りがスムーズに行われるよう、努めていきたいと思っています。

○8番（柳谷昌臣議員） 是非ですね、そちらのサポート体制も、これをさらに強化して、この新規就農者、この瀬戸内町はですね、特にこのパッションにおきましては、ブランド化をされて、鹿児島ブランド団体として認定も受けておりますので、今後もですね、このパッション踏まえ、瀬戸内町の農作物、さらなる期待ができることだと思っております。サポートの方を、是非、していただきたいと思います。

また、新規就農に関してですが、農林水産省の方でもこのサポート体制構築事業、または環境整備事業等あるかと思えます。こちらについては、本町では利用されているのかの確認をしたいと思っています。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） 今、本町の方では、今年度ですね、鹿児島の農業未来創造支援事業として、2件ほど採用しようとしています。

○8番（柳谷昌臣議員） その辺は大島支庁の方、また県の方ともですね、しっかりと協議をした上で、この本町に似合う新規就農者の支援というのが必要となってくるかと思いますが、そちらにつ

いては、しっかりと協議はなされているとは思いますが、その情報の方もですね、是非、その新規就農される方々にも、しっかりと共有して、一緒に進めていっていただきたいと思います。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） 町長の答弁でもありましたように、本町では新規就農担い手育成支援チームとして、毎月1回、開いております。その中でですね、新規就農者を交えてですね、情報の共有を図りながらやっていますので、また、濃い情報の共有ができればと思っています。

○8番（柳谷昌臣議員） 分かりました。今、研修されている方、また、今後ですね、やる気があって、こう農業したい方という方々がですね、しっかりとそう、順番どおりにできるように、今後もサポートの方、是非、よろしくお願いします。

続きまして、商工業振興についてです。こちらの方も何回も議会の方で一般質問させていただいております起業家支援補助金制度ですが、1回目の答弁で、活用実績について、令和5年度が3件、令和6年度2件となっているということですが、この3件、2件、合計5件の方々と、その後、何かしら意見交換、協議等は行っておりますでしょうか。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） 柳谷議員の御質問にお答えします。その後の意見交換なんだけれども、現在、行っておりません。今後、行っていきたいと考えております。以上です。

○8番（柳谷昌臣議員） そちらの方で、是非、行っていただきたいと思います。こうやって補助金の方、出してありますが、どうなっているのか。また、その方々もですね、活用はしたが、現在、こういう困り事とかありますということもありますので、是非ですね、意見交換等も、という場を、しっかりともっていただきたいと思います。

また、商工会などから御意見を伺っているということですが、先日、商工会の方に伺ったところ、担当補佐の方が来られてですね、いろいろと意見交換をしたということも聞きました。一番は、この従業員の数というのがですね、やはり引がかかるということで、例えば奄美市の方でいきますと、別の補助事業等があつて、従業員を雇わなくてもできるという事業の方もいるかと思います。そういうのもですね、しっかりと勉強していただいて、さらにこの商工会とも協議をもつていただき、この支援の補助金制度、もっといい活用法、できると思いますので、引き続き、関係各所との協議、意見交換、是非、続けていただきたいと思います。

また、続きまして、後継者対策の方ですが、私も商工会の方に伺ったところ、商工会の方でもアンケートを採って、採った中で、ここ10年間、これからですね、13事業者の方がもう閉める意向になっていると、商店街の方で。その中で、半分の事業所は、もう自分の店舗をもう貸すつもりもないということで、今後10年度、若しくはそれ以降のこの瀬戸内町内のこの商店街がどのようになっていくのかなととても心配しております。その中で、先ほど1回目の答弁でもありました、最後の方ですが、鹿児島県と事業継承支援プラットフォーム業者が連携し、事業継承マッチングサイトを開設して活用していただければと思いますということですが、すごくこれ、このマッチングサイトの利用というの、していただきたいと思います。これについて、この呼び掛け、また、その広報に

についてはどのようにお考えでしょうか。

○商工交通課長（勇 忠一） 広報についてですけれども、このマッチングサイトができてすぐの頃にですね、広報紙なり、あとSNS等で発信しております。それでですね、つい最近なんですけれども、国が設置する相談機関として、窓口としてですね、事業承継引継ぎ支援センターというのも、最近、できております。これについてはですね、既に親族、従業員承継が決まっている場合等の、何から始めればいいのかとかですね、そういった場合。また、第3者承継で後継会社がないがどうしようというのとか、あと後継者、人材バンクということでですね、創業を希望する方と後継者不在の事業者とその後継者人材バンクとして、マッチングとか、そういったのを支援していく相談機関となりますので、こちらの方も、これはこの答弁を書いたあとに資料をいただいたもんですから、これをですね、また近く広報して、そういう創業、また事業承継の支援として広報していきたいというふうにも思います。

○8番（柳谷昌臣議員） 分かりました。その国の方の支援の方もあるということですので、是非ですね、今後、その広報の方が大事になってくるかと思います。そちらの方もですね、しっかりと皆さんが分かりやすい広報をしていただきたいと思います。また、この事業継承においてはですね、例えばその、今、その事業をされていって、従業員の方々に事業を引き継いでもらおうとかいう方法もあります。また、それこそUターン対策、Uターンをされる方々にこういうお店が空きますと、どうですかという案内等も結構、今後、活用によっては上手くできるのではないかなと思います。例えば、その町長と、各郷友会の方にも行かれますが、今後ですね、郷友会の方でも、例えばそのUターンに対しての就農支援の件を案内したり、またふるさと納税の案内をしたりしておりますけれども、この商工業についてもですね、事業継承について、是非、一度、興味を持たれる方には連絡をしていただきたいと思いますということもですね、是非、各郷友会の方でお伝えしていただければと思います。

○町長（鎌田愛人） すばらしい提案だと思います。私もですね、そのことについては気づいておりませんでした。これまで、議員が言われるように、ふるさと納税等ですね、お願いをしておりましたが、島に帰って仕事がしたいが、そういう店がない、店舗がないとかいうことで躊躇している方もおられると思いますので上手く、今あった、事業継承できない店舗ですね、そこと、また調査した上でですね、そういう意向、意向をですね、そういう店舗、貸してもいいよという、そういう意向調査の踏まえた中で、そういうこともやっていきたいと思っていますし、また町独自のUターン者に対する資格取得補助制度がありますので、そこなども活用する中でいかにして、Uターン者も含めて、空き店舗を活用した商工業の発展につなげていくかというのは大事だと思いますので、郷友会の活用もですね、今後、やっていきたいというふう考えております。

○8番（柳谷昌臣議員） この事業継承に関しましては、この後の商店街ですね、町のにぎわい、とても今後については、重要になってくるかと思うので、是非、この町、また商工会、関係団体、関係者、そして出身者、全てにですね、この情報の方ですね、上手く伝えて、また有効に活用

していただけるよう、今後とも取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、交通対策についてですが、1回目の答弁でもありました、昨日もありました、この自家用有償旅客運送ということで、交通空白解消緊急支援事業補助金を計上されていました。中身的にも、昨日、説明を聞いた上でですが、この実証実験後、早ければもう来年度からこの制度は始まるという認識でよろしかったでしょうか。

○商工交通課長（勇 忠一） この事業につきましては、これから補助金申請、事業者選定を行うわけですが、10月辺りからですね、実証実験を始めまして、同時並行して、8年度からそういう事業を行いたいという事業者がいるかどうか、そこら辺の調査も、発掘も含めまして、8年度からできる限り、民間の方でできるかどうかですね、そこを探っていきたいというふうに考えているところです。

○8番（柳谷昌臣議員） そこで、ちょっと一つ確認したいんですが、この実証実験はこの古仁屋市街地ということでよろしかったでしょうか。

○商工交通課長（勇 忠一） 古仁屋市街地をメインと考えておりますけれども、瀬戸内町、古仁屋を発着とする分でしたら、制度的には空港まででも利用が可能というふうな制度となりますけれども、実証実験で、その町外まで含めるかですね、そこについては、まだはっきり決定していないところです。

○8番（柳谷昌臣議員） 分かりました。この事業、とても有効な事業だと思います。でも、瀬戸内町にいたっては、古仁屋市街地はもとより、この西方地区、また嘉鉄地区、山郷地区、加計呂麻地区、与路地区、請島地区ありますので、是非ですね、この地域に見合った実証実験というのが必要になってくるかと思います。この委託される方とはですね、こちらの実情をしっかりと把握していただき、地域の方々がですね、こういう交通に、を望んでいるというのを、しっかりと実証していただきたいとも思います。この自家用有償に関しましては、奄美市の方では笠利町、住用町の方で、もう既に始めています。また、宇検村の方でも、10月よりライドシェアの実証という、奄美大島においても、この交通に関してですね、公共交通の活性化、または、この実際、ライドシェア等ですね、皆さん、取り組んでおります。瀬戸内町もですね、遅れてはいないと思いますが、是非ですね、この対策については、早急に、なおかつ皆様にしっかりと皆様の役に立てるような、この自家用有償旅客制度をしていただきたいと思います。その上で、瀬戸内町には公共交通のバス事業者が2社あると思います。本島内と加計呂麻内とあります。そちらの方とも連携することが重要だと思いますが、そちらについてはどのようにお考えでしょうか。

○商工交通課長（勇 忠一） 既存の路線バスと自家用有償が競合するようになってはいけませんので、バスの時間帯については、バスの利用を促すとかですね。また、バスがちょっと運行するのに時間が合わない地域とかもありますんで、そこら辺を自家用有償でカバーできないかとか、そういったところを、現在、考えているところです。

○8番（柳谷昌臣議員） そちらの方、是非ですね、本町のこのバス業者の方ともしっかりと連携を

とっていただきたいと思います。話を聞きますと、やっぱり路線バスありますけれども、ほとんど、本当、乗っていないとか、少ない人数で乗られている路線等もあるかと思います。そちらもですね、この自家用有償旅客運送によってですね、使う方も、また使われる方もですね、いい制度になるかとも思いますので、そちらの方、是非、一緒に連携しながら、しっかり実証実験をし、進めていっていただきたいと思います。

最後に、子育て支援についてです。この大島支援学校の分校、分室ができないのかということですが、昨日の補正予算の方でもありました。現在、その瀬戸内町としては、4月より通学支援事業として送迎バスを委託運行していると。新聞の方にも載っておりましたが、保護者の方からはすごく感謝されているということです。これは、本当、とてもすばらしい事業だと思います。それを踏まえた上でですが、やはり教育長の答弁にもありました。その児童・生徒の通学に要する時間や精神的、経済的負担、これはある。本当にですね、この声もいただいておりますのが現実であります。それを踏まえた上で、例えばですけれども、これ、提案というか、古仁屋高校の方の一室をお借りして、そちらの方でこの支援、分校、分室というのができないのかということですが、教育長、これ、県の教育委員会の方とこういう協議等はもたれておりますでしょうか。

○教育長（盛島正行） 直接、協議という形ではないんですが、本年度になってからも、県の特別支援教育課の課長が来庁がありましたので、訪問がありました。今回のこの通学支援をやっていることを含めて、1時間余りかけていることは、大変、子供たちの負担であるということは話をして、何とかならないもんですかという話は、課長にはですね、伝えておるところです。県の方としては、何か1島1校というような、いろんな条件があって、大変厳しいという話はしましたが、うちの実情を直接伝える機会が、本年度なって、ありましたので、伝えてあります。

○8番（柳谷昌臣議員） その上で、ちょっと一つ確認したいんですが、本町、この通学の方、今、4月からされているということですが、加計呂麻の方から通われているお子さんはいらっしゃいますでしょうか。

○保健福祉課長（信島浩司） おはようございます。柳谷議員の御質問にお答えいたします。

今ですね、昨日も答弁いたしましたけれども、6名通っております、そのうちの1名がですね、加計呂麻の出身でございましたけれども、朝の瀬戸内からの出発の時間を考えると、加計呂麻から発着していたのでは、古仁屋からのバスに間に合わないということで、親子でですね、古仁屋の方の町営住宅の方に引っ越しをして、今、古仁屋の町営住宅の方から、朝、登校しているという実情でございます。

○8番（柳谷昌臣議員） 加計呂麻の方から古仁屋の方に引っ越しされて、それで通学されているということですね。やはりこの瀬戸内町は、この子育てのみならずですが、やはり離島も有しております。その上で、本当にこの子育てだけではございませんが、苦勞されていること、たくさんあるかと思います。それで、この支援学校にこの通うに当たっても、そういう、町内でもサポートが以前よりは格段とよくなっておりますが、まだまだ足りないというふうに感じております。そこで、

瀬戸内町のみならず、例えばその古仁屋高校の方に1室、そういうことができることによって、近隣、例えば宇検村で、奄美市の住用地区の方も通学の方がより便利になるとも考えております。是非ですね、県の教育委員会に、例えば県内、ほかの離島もありますが、この本土の方とのこの実情の違いというのもですね、しっかり分かっていただきながら、協議の方をですね、今後も、すぐすぐできることではないとは認識しておりますが、この思いを伝えていくことがすごく重要になってくるかと思います。その中で、奄美大島以外の離島、例えばですね、喜界島、徳之島、沖永良部におかれましては、高等部のこの支援教室というのがあるというふうに、情報の方をいただいております。でも、ほかの喜界島、徳之島、沖永良部、与論におかれましては、この小学生、中学生におかれても、そういう方々がいるかと思えます。それを踏まえて、この大島全体で、やはり取り組んでいかなければいけないと思いますが、そこで、町長に一つ、お聞きしたいんですが、ほかのこの首長さんたちと、今までそういう協議があったのか。もしなければ、今後、そういうことは重要だと思えますけれども、そちらについて、どうお考えでしょうか。

○町長（鎌田愛人） 奄美群島におけるですね、そういう特別支援学校がない離島で、小・中学校の支援学級に在籍する児童・生徒数というのが、令和6年5月1日段階の数ですけれども、徳之島で206人、屋久島で103人、奄美群島じゃないですね、県内でですね、徳之島で206人、屋久島で103人、沖永良部島で100人、与論島で36人、喜界島で34人という数字が県から発表されております。瀬戸内町のみならずですね、離島、各離島においても、そういう問題を抱えている中で、同じ離島を有す、離島の中の町村としてですね、やはりこのことは大事なことだというふうに思っております。鹿児島県としてですね、優先順位を、協議会の中で優先順位を決めて、特別支援学校の分地というんですかね、優先順位で1位が曽於地区、2位が伊佐湧水地区、3位は姶良地区と、県本土ではそういう順位をつけておりますが、今後ですね、同じ離島の町村とですね、連携しながら、そういう離島に対しての特別支援に対する支援をですね、働きかける、そのための情報交換は大事だというふうに思っていますので、今後ですね、そういう自治体とともに連携しながら、取り組んでいきたいと思っていますし、また先ほど加計呂麻のそういう子供がですね、古仁屋に引っ越したという話もありましたので、そのことも踏まえて、瀬戸内町は離島を有しておりますので、そのことも踏まえてですね、関係町村と連携していきたいと思っていますし、また教育委員会、県教委ともですね、そういう話をしていきたいと思っています。先般、県の教育長と懇談した際にですね、我々、瀬戸内がやっている大島支援学校への通学支援について、感謝の言葉もいただきました。今後、療育に力を入れていきたいという私自身の思いもありますので、そのことも踏まえて、瀬戸内の教育委員会、そしてまた、県教育委員会、関係する離島の町村と連携して、この特別支援に関する取組がですね、充実されるよう、図っていきたいというふうに考えております。

○8番（柳谷昌臣議員） 是非、そうしていただきたいと思えます。今後ですね、支援が必要な子供さんたちが増加傾向になる可能性というのも十分あります。なってからでは遅いと思えますので、是非、今のうちにですね、早め早めに、この県、また関係市町村、また同じ離島の方々ともです

ね、しっかり意見を持ちながら、離島においても、こういう経済的、また精神的な負担軽減になれるよう、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（向野 忍議員） これで、柳谷昌臣議員の一般質問を終わります。

休憩します。再開は10時35分とします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時35分

○議長（向野 忍議員） 再開します。

通告2番、里山正樹議員に発言を許可します。

○2番（里山正樹議員） 一般質問の前に、一言、挨拶をさせていただきます。昨年12月、初議会の一般質問において、大島特別支援学校までの通学支援について提案させていただきましたところ、わずか数カ月という短期間で、今年4月から通学支援が実現いたしました。町長はじめ迅速かつ的確に対応してくださった関係担当課の皆様には、心より敬意を表するとともに、深く感謝を申し上げます。障害のあるお子様を持つ保護者の皆様にとって、この支援はただの通学手段の確保に留まらず、子供たちの可能性を広げる希望の一步となりました。支援学校に近づくにつれて笑顔を見せる子供たちの姿や、毎日元気に登校する様子を見るたびに、こうした仕組みが実現された意義の大きさを実感しております。通学支援の実施により、支援学校で学ぶという選択肢が現実のものとなり、子供たちにとって適切な学びや療育の環境が保証されることは、何にも代えがたい価値です。今回の決断と行動は町の福祉行政における前向きな姿勢とスピード感ある対応力を強く感じさせるものであり、私は町民の一人として誇りに思っております。また、先日開催された第1回せとうちフクシ未来フェスタにおいても、多くの町民が福祉の大切さを共有し、支援の輪が確かに広がっていると、ことを感じました。企画運営に御尽力くださった関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。こうした地域ぐるみの取組は本町が誰も取り残さない社会を目指している証であり、大変意義深いものであると感じております。どうか今後も、子供たちの成長を町全体で支えていけるような仕組みづくりに御尽力いただきますよう、引き続きお願い申し上げます。

それでは、通告に従い、一般質問に移ります。

1番目の質問。自動車、軽自動車の奄美ナンバー登録について。

1、瀬戸内町に転入された方に対し、奄美ナンバーへの登録を周知、案内する取組を強化できないか、伺います。特に住所変更手続きの際に、軽自動車の登録変更についても、丁寧に案内することが有効と考えますが、町の対応方針をお聞かせください。

2、軽自動車税は町税、普通自動車税は県税とされ、いずれも重要な財源です。奄美ナンバーへの変更が進むことで、町の税収増にもつながると考えられますが、町当局の見解を伺います。

2番目の質問に、自衛隊官舎と地域活性化について。

1, 現在の陸上自衛隊官舎数は足りているのか。今後、増設計画はあるのか、伺います。また、増設する場合には、阿木名集落のような大規模な1カ所集中ではなく、誘致を希望する集落に複数個を分散して設置することを防衛省と協議できないか、伺います。

2, 集落ごとの官舎設置は地域活性化や人的資源の補完に寄与し、集落行事等を通し、地域との交流や将来的な移住・定住につながると考えます。また、通園、通学等における課題はスクールバス、ライドシェアの活用で対応できないかと考えますが、町としての見解を伺います。

三つ目の質問に移ります。農業振興、繁殖農家、サトウキビ農家について。

1, 黒毛和牛繁殖農家の増減推移、20年前、15年前、10年前、5年前、現在について、伺います。また、今後5年後、10年後における繁殖農家の見通しについて、町としてどのように捉えているか、見解を伺います。

2, 第3セクターで引き継がれたかけろまきび酢事業を生かすためにも、原料となるサトウキビの安定供給、増産が重要だと考えますが、町としての方針、考えを伺います。

1回目の質問を終わります。

○町長（鎌田愛人） 里山議員、里山正樹議員の一般質問にお答えする前に、冒頭、大島支援学校への通学支援のことが述べられましたが、その提言、その後の協力について、感謝申し上げます。また、引き続きですね、本町の福祉行政への御協力をお願い申し上げたいというふうに思います。

それでは、里山正樹議員の一般質問にお答えします。

1点目の自動車、軽自動車の奄美ナンバー登録について。瀬戸内町へ転入された方に対し、奄美ナンバーへの登録を周知、案内する取組について、お答えします。窓口業務において、転入者が手続きに来られたときに、奄美ナンバー登録に対しての周知等は、変更手数料がかかることによる負担増や、手続きに来られる方が一部の方に限られているなどの理由により、行っておりません。窓口に来られた方には、引っ越ししたときや、所有者が変わったときの車の手続きに関するチラシにてお知らせしております。

次に、奄美ナンバーへの変更が進むことで、町の税収増にもつながると考えられますがについて、町当局の見解をお答えします。軽自動車税は4月1日現在、瀬戸内町内に定置場がある軽自動車等に対して課税されます。奄美ナンバーに変更することによって、定置場が瀬戸内町に変更されることにより、税収増は見込めると思います。今後は、転入手続きに来られた方に、町民生活課の協力を得ながら、車の変更手続きを行う必要性について、チラシを配布し、周知していきたいと思えます。

2点目の自衛隊官舎の整備と地域活性化について。陸上自衛隊官舎数は足りているのか。今後の増設計画、また、集落に複数個を分散して設置することを防衛省と協議できないかについてお答えします。現在、瀬戸内分屯地隊員の宿舎は阿木名集落に2棟で65戸と、65戸あります。現時点では官舎数は不足しており、民間の住宅活用で対応しているのが現状であります。今後の増設計画や誘致を希望する集落への分散して設置については、一般の公営住宅や民間集合住宅とは異なる特有の

要件があり、その要件を満たすためには、新たな宿舎を分散させて建設することはかなり難しい、厳しいものと推測されます。よって、まずは地元部隊との協議が必要になってくると思います。

次に、集落ごとの官舎設置に伴う通園、通学におけるスクールバスやライドシェアの活用についてお答えします。集落への官舎設置については、かなりハードルが高いことが予想されますが、一方で、借家、空き家を利用した隊員が移住・定住するための家屋については、制限はなく、希望する隊員が増えるよう、町をはじめ、集落において、受入体制を整えるべく、努力することは必要と考えます。その体制が整った結果、将来的にスクールバスやライドシェアが必要な場合は対応していかなければならないと思っております。

3点目の農業振興、繁殖農家、サトウキビ農家についての、黒毛和牛繁殖農家の増減推移について、お答えします。20年前、45戸、15年前、37戸、10年前、29戸、5年前、22戸、現在、16戸で、20年前に比べますと29戸の減となっております。

次に、5年後、10年後における繁殖農家の見通しについてお答えします。現時点において、繁殖農家を取り巻く状況は依然として厳しく、楽観できるものではありませんが、こうした困難を乗り越えていくため、県や国の支援制度を積極的に活用することにより、経営基盤の強化を図る導入事業を生かし、繁殖牝牛の血統や能力を重視した維持、確保に向けた取組を継続してまいります。また、昨年度に実施した簡易経営診断結果を基に、飼料自給率の向上を図り、飼料購入に係る経費の削減を目指しております。その一環として、これまで植え付けてきた草種に加え、収量や耐水性に優れた草種の導入を推進し、自給飼料の安定的な確保が進められるよう、関係機関と連携して技術指導に努めてまいります。

次に、第3セクターで引き継がれたかけろまきび酢事業を生かすためにも、原料となるサトウキビの安定供給、増産が必要だと考えますが、町としての方針、考えについてお答えします。サトウキビの生産者、作付面積の今後の計画、目標につきましては、令和8年度に改定予定の鹿児島県サトウキビ増産計画において、令和17年度の目標値として、生産者戸数21戸、栽培面積17.5ha、目標反収5,558kg、生産量857tを計画しております。その増産計画と合わせきび酢村施設整備基本計画の基本方針に示しております遊休農地の活用、再生、作業体系の見直しと省力機械化の推進、サトウキビ生産量の安定的確保、雇用の創出に向け、着実に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○2番（里山正樹議員） ありがとうございます。2回目の質問に移ります。

本町の令和7年度軽自動車税の歳入予算では、3,600万余りですが、ここ数年の軽自動車税の推移を伺います。

○税務課長（林 敬郎） お答えいたします。ここ数年という話ですが、すいません、以前のちょっと資料、本日、ちょっと準備していなかったもので、6年度と7年度の推移についてお答えします。6年度が、こちらの軽自動車税全てになりますが、件数が5,076件、金額が3,658万1,900円となっております。令和7年度、こちらの方がですね、件数が5,046件、金額が3,740万4,100円となっております。

ます。

○2番（里山正樹議員） この軽自動車の税収増を図るため、町のSNSや役場の窓口で啓発ポスターの掲示と、情報発信などの広報活動を強化する考えはないか、伺います。

○税務課長（林 敬郎） お答えいたします。現在まではですね、先ほどの答弁でもありましたが、窓口に来られた方にチラシでお知らせするぐらいでした。議員からですね、こういうお話がありましたので、町民生活課の方とですね、お話をしまして、町民生活課の方において、車の手続きを忘れずというチラシを配布するようにですね、依頼しております。ただしですね、町民生活課の方もいろんな御説明がありますので、そういったのはもう配布のみでしております。SNSとか町の広報紙、こちらの方もですね、今後は載せるような形で検討していきたいと思っております。

○2番（里山正樹議員） さっそくの対応、ありがとうございます。瀬戸内町に移住された方々、奄美ナンバーに切り替えることより、瀬戸内町への愛着が深まり、将来的に町外に移動された方々がふるさと納税などを通じて、町に貢献する可能性も高まると私は考えております。これは、町のブランド価値向上にもつながると期待されますが、町としての見解を伺います。

○税務課長（林 敬郎） この奄美ナンバー、御当地ナンバーがですね、登録されたのが平成26年なるんですが、そのときの目標と言いますか、世界自然遺産に登録される。そして、瀬戸内、奄美をPRできるということで、奄美ナンバーが普及したというふうに、ちょっと思っております。議員がいうようにですね、奄美ナンバーに変えることによって、奄美への愛着とか、そういうのがですね、持たれるとは思いますが、奄美からほかのところ、市町村、県外に行くそうですね、逆に今度はそちらの方に、車の定置場。車の定置場というのは、車検証に載る住所ですね。そちらの方を変えないといけなくなりますので、そちら、奄美ナンバーの方は、ほかの市町村のナンバーに変わると思います。ですが、奄美ナンバーにすることによって、自分自身が奄美に行って、どういう体験をしたとか、そういう気持ちがですね、湧いて、ふるさと納税とかに期待ができるんじゃないかというふうには思っております。

○2番（里山正樹議員） 今年の4月に私の知人の自衛隊員が県外に転出されたんですが、転出する1年前に、漸く奄美ナンバーに変えて、向こうでも奄美ナンバーを、奄美ってどこだとなるので、奄美ナンバーでいろいろ奄美の位置を教えて、ここの旅行につながるようにと考える隊員もいらっしゃいます。窓口で配布とか、SNS、町の町政だよりとか、その辺に掲示をすることは、プラスにつながると思うんで、是非、よろしくお願いいたします。

○税務課長（林 敬郎） 町民生活の方にはですね、確認しますと、年間、瀬戸内町に転入する方が約400件ぐらいあるそうです。そのほとんどが3月、4月に集中しておりますので、その4月かですね、5月ぐらいの広報紙にですね、そのような形で載せることができたらいかなというふうに考えております。

○2番（里山正樹議員） 是非、お願いします。

また、自動車、自賠責保険料については、奄美大島では本土と比較して大きな優遇処置がありま

す。例えば普通自動車では、本土約2万円に対し奄美大島では7,800円、軽自動車では本土約2万円に対し奄美大島では7,300円と、大幅に負担が軽減されます。こうした経済的メリットも踏まえ、町として奄美ナンバーへの登録を促す取組を一層進めるべきだと考えますが、最後に町長、どうでしょうか。

○町長（鎌田愛人） 奄美大島世界自然遺産に登録されてですね、6年が経過しました。いかにこの奄美をアピールするかということは大事だというふうに思っています。また、そのナンバープレートのその都会でもですね、プレートの名前で結構みんながこう一喜一憂するというのも聞いておりますので、奄美のナンバーが全国で走ることは大変すばらしいことだというふうに思っております。

○2番（里山正樹議員） 是非、取組をお願いします。

次の質問に移ります。自衛隊官舎、一部の情報によれば、芦瀬地区、県道沿いの町有地において、官舎建設の計画があると聞いていますが、町として、その事実関係について伺います。

○総務企画課長（長 順一） ただいまの御質問にお答えいたします。芦瀬地区での建設というのは、これは巷の噂の話だと思いますが、町にそのような情報が、ただいま、細かな点については入ってきておりませんので、これについては、お答えがすることができかねますので、御了承ください。

○2番（里山正樹議員） 了解いたしました。また、入ってきたときには、早めに周知をよろしくお願いいたします。

○総務企画課長（長 順一） そのような情報が町に入り、またこれは防衛省としても、やはり公開というのがありますので、それを確認した上で、情報の公開にしていきたいと考えております。

○2番（里山正樹議員） 1回目の質問でもいたしました。私は官舎を集落ごとに分散して整備することは、地域の活性化や人的資源の補完に大きく寄与すると考えております。自衛隊員が地域行事に参加し、住民との交流が生まれることで、将来的な移住・定住の促進にもつながります。また、上下水道など、インフラ整備面においても、補助金の活用が見込まれ、本町に多面的に効果をもたらすものと期待しています。実際に、隊員が集落の豊年祭に参加し、住民とともに相撲をとりながら楽しく過ごしたと声も伺っております。こうしたふれあいの場が地域との信頼関係を深め、ともに暮らす実感につながっていることを強く感じています。先日、開催された防衛講話、奄美を守るにおいて、奄美駐屯地指令長谷川一等陸佐も、自衛隊が地域と共存、共栄をすることの重要性について言及されておりました。私はこの共存、共栄の考え方を踏まえ、瀬戸内町が率先してそのモデルになるような取組を実践していくべきではないかと考えております。以上を踏まえて、地域分散型の官舎整備について、町長の考えを伺います。

○町長（鎌田愛人） 1回目の答弁でもしましたが、宿舎を分散させて建設することはかなり厳しいものがありますが、それを踏まえて、今、防衛省の方で奄美市と瀬戸内町において、新たな家族用の官舎の予算が組まれております。これはこれとしてなんですけれども、今現在でも、単身含めで

すね、官舎が足りないのが現状です。我々も探してもおります。探しているんですけども、なかなかそういう、貸すような空き家がないというのが現状でですね、大変困ってもおりますが、集落に自衛隊の官舎として建てるのは大変厳しいものがあると思います。自衛隊としては、数戸まとめと。そうすると、インフラ整備もできると思いますが、1戸1戸に対するインフラ整備というのはなかなか厳しいものがありますが、あとはですね、集落の空き家を貸す場合に、集落の意向をですね、その家主も含めてですけども、自衛隊に貸すのか。それとも、移住者に貸すのか。その持ち主、また、集落の方々の意向にもよると思いますので、そこはその判断に委ねるしかありませんが、やはり多くの隊員が生活する中でですね、官舎、大人数の、大人数での官舎よりも個別の宿舎がいいということもありますので、是非、そういう空き家があればですね、是非、紹介、議員にも紹介していただきたいし、当然、家主の了解の得た上でですね、紹介していただければ、我々として自衛隊にもつなげていきたいと思っておりますので、まずはそういう空き家を探しながら、自衛隊が、隊員が、そういう快適な生活をできるようにですね、我々も努めていきたいと思っております。また、新しい家族用の官舎につきましても、まだ場所は決まっておりますが、常に情報交換しながらですね、この事業が着実に実行できるよう努めていきたいと考えております。

○2番（里山正樹議員） 各集落に1戸1戸とかじゃなくて、数戸、複数戸、10戸未満とかいう官舎を提案できたり、各集落でそれほど大規模な土地もないと思うんで、10戸未満の官舎が点在できればいいのかなと思っておりますが、それについてはどうですか。

○町長（鎌田愛人） 建てる方としてはですね、財務省の許可をもらわないといけないんですけども、一つに何10戸というのが効率的だというのが、考えがあります。それを踏まえた上で、集落の分散する、集落に複数戸というのは、あとは防衛省と財務省の話になると思います。それが、私も理想だというふうに思います。古仁屋とか阿木名に集中するのではなくですね。集落に分散して、複数戸、それは理想だというふうに思いますので、今後、そういうことも含めて、防衛省、関係者と話しする際にはですね、そういうことも可能じゃないかということを、可能性も検討してくれと。まずは土地をね、探さないといけませんけれども、そういうことも含めて、防衛省とは、今後、話をしていきたいと思っておりますし、また今後、隊員がどれくらい増えるか分かりませんが、それに備えるというのは大事だと思っておりますので、引き続き防衛省とそういう情報交換をしていきたいと考えております。

○2番（里山正樹議員） この前、長谷川一等陸佐もおっしゃっていましたが、瀬戸内町が陸上自衛隊、今後、海上自衛隊等入ってきて、この瀬戸内町が全国に先駆けてモデル地区となれるようなことを、やっぱり町側から防衛省側にも働きかけは必要だと思います。引き続き、働きかけ、よろしく願いいたします。

○町長（鎌田愛人） 了解しました。

○2番（里山正樹議員） 最後の質問に移ります。サトウキビ栽培に取り組む新規就農者に対して、収入保障や資材費補助、技術指導など、町として具体的な支援制度や取組がないか、伺います。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） サトウキビについてはですね、ほかの農産物と違いまして、国・県・町の補助事業がですね、極端に低くなっております。そういうことを踏まえましてですね、また、生産農家とですね、話をしてですね、サトウキビの栽培時のとか、収穫時の省力機械化。そういったもの、それとですね、サトウキビ栽培面積の拡大等をですね、十分話し合っていきたいと思っております。今現在、進めていますのが、サトウキビ生産農家に対して、何かできないことはないかということは問いかけております。

○2番（里山正樹議員） また、現在の新規就農者育成対策事業、準備型では、研修期間中に年間最大150万円の支援があると思いますが、この対象作物にサトウキビを加えることは可能でしょうか。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） 準備資金についてはですね、町が審査をしまして、県・国へ補助申請をします。その段階でですね、町が主体となるものですから、サトウキビ関係もですね、支援になると思います。

○2番（里山正樹議員） 是非、お願いします。奄美地域の基幹作物として、担い手農家の確保にもつながると考えます。是非、いい補助や、その辺は活用してもらうようによろしく願いいたします。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） 今、調べて、サトウキビについては先ほど答弁しましたように、国・県の補助が本当に低いということがあります。その中でですね、本町ができる独自の助成、それをですね、加計呂麻、奄美せとうち地域公社をですね、とおしてですね、何とかできないものかと、今、模索している途中です。

○2番（里山正樹議員） 探していただけるように、よろしくお願いいたします。

私は一次産業が衰退すると、町が衰退するとの考えを持っているので、是非、この一次産業従事者の支援とかの取組があったら、次々活用していただきたいと思っています。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） 令和11年度より、中山間地域整備事業、加計呂麻地区が県主体で工事が進むことになっております。その中でですね、キビ酢の畑を造成してほしいとか、要望があればですね、是非、農林課の方へお声を掛けてもらえればですね、県につないで、そういうサトウキビ畑をですね、造成したいと思っております。

○2番（里山正樹議員） 令和11年度からですね。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） 令和6年度まで、一応、構想計画をつくりまして、今度から、令和7年度よりプランを策定します。事業を実施には、令和11年度を予定しております。

○2番（里山正樹議員） これは、農家さんに周知の方はできますか。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） これは農家さんではなく、加計呂麻、請島、与路島の区長を通してですね、全集落から要望を取っております。

○2番（里山正樹議員） 是非、また、そういう事業をもってきて、新規農家が広がってくれることを願います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（向野 忍議員） これで、里山正樹議員の一般質問を終わります。

休憩します。再開は、午後1時30分とします。

休憩 午前 11時12分

再開 午後 1時30分

○議長（向野 忍議員） 再開します。

通告3番、中村洋康議員に発言を許可します。

○5番（中村洋康議員） 本会議場に御出席の皆さん。そして、ケーブルテレビやY o u t u b eなどで御視聴される町民の皆さん、こんにちは。令和7年第2回瀬戸内町議会定例会において、通告に従い、私の一般質問をいたします。

全国各地方で問題されているように、瀬戸内町でも高齢化や少子化、過疎化の進行に伴い、人口減少が進んでおります。そのため、病院に行ったり、介護サービスを利用したり、あるいは日用品の買い物に行ったりする際に、町内の移動がだんだん難しくなっています。子供たちの習い事やスポーツ活動における町内移動においても、保護者の負担がますます大きくなっています。現在、運行している交通機関だけでは、こうした住民の皆さんの町内移動のニーズに十分に答えられていないのが現状ではないでしょうか。そこで、1点目の質問です。

自家用有償旅客運送事業の実施について。令和6年度予算審査特別委員会の審査を基に、町議会の意見として、本町の交通インフラ対策として、自家用有償旅客運送制度等を早急に検討され、住民の生活維持に努められたいと申し入れたところであります。令和6年度及び令和7年度の鎌田町長の施政方針においても、導入について検討すると述べられていますが、これまでの具体的な取組状況を伺います。

次に、町行政の政策実施に当たっては、社会の変化に柔軟に対応し、時代の流れに合った新しい事業にも積極的に挑戦していくことが求められる時代になってきていると思います。昨今の瀬戸内町においても、時代の要請に応え、地域の活性化に向けた取組として、町独自の町営施設の整備や第3セクターの立ち上げなど実施してきております。この積極的な挑戦については評価されるものでありますが、事業運営に当たっては、独立採算が基本となるものであります。実施した事業の効果や運営実態については、費用対効果を検証し、改善点があれば迅速に見直すことも必要であります。今後、ますます厳しい財政事情となる瀬戸内町にとって、施設の維持費用や事業の運営費補助金の支出は大きな財政負担となってきます。そこで、事業の効果検証と改善に向けた取組が必要不可欠であるという考えのもと質問いたします。

2、町直営事業及び第3セクターの運営について。

(1) 西古見G A T Eの整備目的、整備事業費総額及び運営収支見込みについて伺います。

(2) チーム西方による持続可能なまちづくり事業、農泊推進型施設、あらとんとの館の整備

目的、整備事業費総額及び運営収支見込みについて伺います。

(3) 奄美せとうち地域公社の設立目的、かけろまきび酢事業初期投資事業費総額及び運営収支見込みについて伺います。

(4) 第3セクター、株式会社瀬戸内フェリーの設立目的、出資金等初期投資費用総額及び経営収支見込みについて伺います。

(5) 第3セクター奄美アイランドドローン株式会社の設立目的、出資金等初期投資費用総額及び経営収支について伺います。

以上、1点目の質問といたします。

○町長（鎌田愛人） 中村洋康議員の一般質問にお答えします。

1点目の自家用有償旅客運送事業の実施についてお答えいたします。令和6年度において、瀬戸内町地域公共交通計画を策定し、自家用有償旅客運送導入については、令和7年度に検討、8年度より開始と計画しております。令和7年度においては、今議会にて補正予算に計上し、承認いただきました、いただきました、交通空白解消緊急支援事業補助金を活用し、自家用有償旅客運送の導入に向けた基礎調査及び実証運行事業を行います。

2点目の町直営事業及び第3セクターの運営について。西古見GATEの整備目的、整備事業費総額及び運営収支見込みについてお答えします。まず、整備目的についてですが、大きく三つあります。一つ目は、西古見集落を中心とする本町西方地区の地域活性化です。本キャンプ場をきっかけに、通過型の観光から滞在型観光への転換を目指し、地域の雇用増を含め、地域の飲食業や宿泊業への広がりも期待するものです。二つ目は、地域防災力の向上です。西方地区は大雨のときに、大雨時、災害時、土砂崩れによる道路寸断での孤立等を幾度となく経験してきました。地域の中に住民が避難でき、さらにその場所で非常用、緊急用の電源が利用できます。施設運営で利用するEV車も配備していますので、その車自体が非常用電源となり、近隣の集落にも災害時に向かうことも可能となります。三つ目は、本町における再エネ実証の場としての活用です。太陽光パネルは既に設置されておりますが、今後はマイクロ風車発電機の整備も予定しており、この西古見ゲートにて実証された各再エネ設備が本町全体のゼロカーボンへの取組へ転換していくことを期待しております。次に、整備事業費総額についてですが、2億1,058万4,000円。工事請負費が1億9,443万6,000円。委託料が714万8,000円となっております。次に、運営収支についてですが、令和6年度は収入が129万2,000円、支出が1,112万4,000円で983万2,000円の赤字となっております。

次に、チーム西方による持続可能なまちづくり事業あらとんとんの館の整備目的、整備事業費総額及び運営収支見込みについてお答えします。整備目的としましては、久慈集落及び近隣集落への交流人口の拡大を目指すため、旧久慈小・中学校を拠点に、地域独自の自然環境や文化、農林水産物など、多様な地域資源を生かした宿泊、食事、体験メニューを提供することで、通過型観光から滞在型観光への転換を図り、地域の活性化と所得向上を目指すこととしております。整備事業費の総額につきましては、1億5,341万9,000円となっております、運営収支見込みにつきましては、現在、

指定管理者の意向を示している団体から提供されている事業計画書によりますと、3年後の目標数値として売上高2,443万7,000円、支出2,169万5,000円、純利益274万2,000円となっております。本事業につきましては、本年度より本格運用が開始される予定であります。指定管理者が安定した経営ができるよう、関係各課とも連携を図り、支援してまいります。

次に、奄美せとうち地域公社の設立目的、かけろまきび酢事業初期投資事業費総額及び運営収支見込みについてお答えします。設立目的につきましては、小規模農家の高齢化及び担い手不足を解消するため、小規模農家の販売促進、流通の支援を行うことを設立、設立目的としております。次に、かけろまきび酢事業初期投資事業費総額につきましては、令和6年度の準備補助金として512万7,000円、令和7年度の運営費補助金として2,500万円、令和7年度キビ酢事業運営出資金として6,000万円、計9,012万7,000円となっております。運営収支見込みにつきましては、5か年の損益事業計画において、令和7年度は売上高の見込みが4,000万円と予想し、仕入れ高が過去3年の平均56%を見込み、2,240万円と見積もり、売上総利益が1,760万円に対し、人件費等、ランニングコストの2,245万8,000円を差し引き、485万8,000円の赤字ではありますが、5年後には黒字になる運営収支見込みになっております。

次に、第3セクター、株式会社せとうちフェリーの設立目的、出資金等初期投資事業費総額及び経営収支見込みについてお答えします。設立目的について、貨物フェリーを運航する有限会社山畑運送より、天長丸の老朽化、船員確保を理由に会場運送業からの撤退の申し出があり、貨物フェリーがなくなった場合の加計呂麻島、請島、与路島の住民への影響を考慮し、存続に向け検討した結果、第3セクター、株式会社せとうちフェリーを設立しました。出資金等初期投資事業費総額について、会社設立、設立準備金として30万円、出資金として120万円、運営費用として170万円支出しています。経営収支見込みについて、令和6年度収支見込みは2,899万円の黒字となっています。

次に、第3セクター奄美アイランドドローン株式会社の設立目的についてお答えします。ドローンの技術を活用し、防災から生活物流にわたる地域課題の解決と新たな生活スタイルの確立を図ることを目的としています。出資金等、初期投資事業費総額について、主な支出として、令和4年度に奄美アイランドドローン株式会社の前進となる瀬戸内町エアモビリティ事業推進協議会に対し、ドローン活用によるスマートタウン推進事業として1億円、令和5年度は同じく瀬戸内町エアモビリティ事業推進協議会に対し2,000万円、それと第3セクター法人設立の出資金として1,500万円となっております。経営収支については、令和5年11月28日に設立され、事業年度末の翌3月31日までの令和5年度の経営収支は606万円のマイナスとなっております。令和6年度の経営収支は325万円のマイナスとなっております。以上です。

○総務企画課長（長 順一） すいません、今の町長の答弁で、第3セクターせとうちフェリーに対しての6年、出資金に対して120万とお答えしましたが1,200万円、そして、運営費用として170万円と答えましたが1,700万円の支出となっておりますので、訂正いたします。

○5番（中村洋康議員） それでは、2回目の質問をいたします。

まず、1点目のですね、自家用有償旅客運送事業の実施につきましては、昨日の補正予算審議及び本日同僚議員からの一般質問に対する説明でですね、大方、理解したところではありますけれども、確認の意味も含めて、質問をさせていただきます。地域公共交通会議での結論として、具体的にですね、どのような制度を目標として、実証運行事業を行う予定でしょうか、質問いたします。

○商工交通課長（勇 忠一） 自家用有償旅客運送についてですけれども、まず、各集落、交通事業者等からのヒアリング、事業説明等を行った後にですね、交通事業者、運行、運輸支局等と運行の計画の検討を行い、それを確定したの、検討、確定した後にですね、自家用有償旅客運送の資格を町が得るための申請を行います。そのあと、地域交通、公共交通活性化協議会、ここの中で、を開催して、その運行の許可をいただきまして、町としての運行の方針を決定する予定としております。周知等のチラシ等も作成、配布してですね、説明会、町と委託先の業者と、また、そういった説明会等も開催する予定としております。

○5番（中村洋康議員） 次にですね、ライドシェアという言葉もよく聞きますけれども、自家用、自家用有償旅客運送、今回、町が進めようとしているものと、ライドシェアというもののですね、違いというか、その辺、少し説明していただけますか。

○商工交通課長（勇 忠一） ライドシェア、よく聞く言葉なんですけれども、Webサイトやスマホ等で予約からして、運転手と乗客をマッチングさせるサービスであります。日本版ライドシェアというのがありまして、これが日本の方で行っているタクシー会社のみが運行できる、タクシー会社が、一般のドライバー、2種の免許を持たないドライバーと自家用車等でですね、運行できるというサービスであります。自家用有償旅客運送とは、バスやタクシーのみでは十分な移動サービスが提供されない過疎地域等で、日常生活における移動手段を確保するため、国土交通大臣の登録を受けた市町村、若しくはNPO法人等が自家用車を用いて、有償で運送するものであります。

○5番（中村洋康議員） 分かりました。ということであれば、自家用有償運送、自家用有償旅客運送事業、町の方では進めるということですが、予算審議や一般質問等の説明でもですね、10月以降の実証運行事業の予定だということで、供用開始については、来年度に向けてですね、そういう準備をしていきたいということでありましたけれども、先ほどもありましたが、事業主体というものをですね、その民間のそういう任意団体を考えているのか、若しくは、公共でですね、町、公共というか、町の方で主体となって進めていこうと考えていらっしゃるのか。現時点での目途というかですね、その辺をお聞きたいと思います。

○商工交通課長（勇 忠一） この自家用有償旅客運送についてはですね、令和5年度、6年度においてもですね、代行事業者等、3社を集めてですね、民間でそういう団体を立ち上げられないかという相談を何度かしたところだったんですけれども、なかなかそういう話がまとまらなかったものから、6年度において、瀬戸内町地域公共交通計画、これを作成して、補助金を得て、町として事業が実施できるようになりましたので、今回、実証実験を行い、その、その実証に当たっても、現在の運行事業者等も参加していただきたいというふうに考えているんですけれども、その中で

すね、町としては、8年度以降について、今年度、後半の方については、その次期、そういう法人を立ち上げて、有償運送を継続して行う事業者等をですね、ずっと発掘と言いますか、探していきたいというふうに考えているところで、8年度以降については、できれば民間の有償、自家用有償旅客運送事業者として運行していく方を私としては目指しております。ただ、どうしてもそういうことが実現できなかった場合にはですね、町が事業主体で事業者へ委託を出す。そういった形も検討していかなければならないというふうに考えております。

○5番（中村洋康議員） 分かりました。奄美市などではですね、既に実施しておりますので、早めですね、供用開始に持って行けるようにですね、要望というか、お願いしておきたいと思います。

次に行きます。町の直営事業及び第3セクターの運営についてということで、西古見GATEについてであります。この西古見GATEの目的云々ありました。これは、地域再生計画の方でもですね、その今後の計画、目標などをですね、記載されておりますので、少しその中からですね、幾つか質問したいと思っておりますけれども。滞在型ということで、を目指すということで、奄美大島サンセットプロモーションの事業、南部周遊コースの中でですね、宇検村、大和村との連携も視野にですね、考えているんだというような、そういう計画がございましたけれども、現在ですね、県道の曾津高崎線の方から宇検村道までの道路ですけれども、西古見、屋鈍間等についての、普通に車両の通行ができるような、今、状況なのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○建設課長（浜田高仁） お答えいたします。村道ですね、屋鈍曾津高崎線が、町と宇検村の境から屋鈍集落の方に走っていますが、今現在ですね、通行は可能でございます。宇検村側の方で舗装事業を入れてまして、舗装事業工事が入っている間は通行止めになっているということは聞いております。令和8年度まで舗装事業が行われるということで、残り1kmぐらい、未舗装区間が残るということでございますが、通行は可能ということでございます。

○5番（中村洋康議員） 通行は可能。それほど多くの、実態として、車両の通行は見られないというのも現状でしょうかね。どうでしょうか、その辺。

○建設課長（浜田高仁） すいません、その辺はちょっと確認はとっていないんですが、通行ができるのかできないのかの確認を取った話では、可能ではあるということでございました。以上です。

○5番（中村洋康議員） 令和5年度ですね、総務経済常任委員会の所管事務調査の報告を受けて、町議会から町当局へ、西古見集落からキャンプ場までのですね、農道整備をしてほしいというような要望、ありましたけれども、その後の取組状況というか、どのような方になっているのか、お聞きします。

○水産観光課長（保島弘満） 令和6年3月議会での意見書において、交通事故防止策の農道整備等を図られ、等の対策を講じられたいという文がありましたけれども、関係課と協議した結果としては、受益者農家戸数の関係で、農業関係の補助事業は厳しいということでしたので、主管課として、再度、どの部分が危ないかを調査の上、事業化に向け、財源確保等に努めたいと思います。そ

の補助事業のメニュー等の調査をしたいと思います。

○5番（中村洋康議員） この西古見GATEについてはですね、再生エネルギーの整備推進ということも併せ持った事業ということにもなりますけれども、太陽光発電、風力発電及び木質バイオマス発電の整備を推進してですね、西古見GATEの電力を全て賄うというような、そういう計画が、再生エネルギーの計画策定の報告書などにもありましたけれども、そのような方向性をもって、今後も整備促進していこう、推進していこうということなののでしょうか、お聞きします。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） 中村議員の御質問にお答えします。議員御指摘のとおり、西古見ゲートにつきましては、再生可能エネルギーの実証の場としての意味合いが多くあります。この再生可能エネルギーを活用しまして、平時や非常時に安定した電力の確保、災害時においてはですね、集落住民や近隣住民が充電を行なえるような機能を有する施設となっております。現在、太陽光設備の方、備え付けておりまして、今年度におきましては、令和6年度の繰越、奄振の交付金を活用しまして、小型の風力発電の方を導入予定しております。議員御指摘のバイオマスにつきましては、再エネの導入目標の中で、そういった記載もありましたけれども、なかなかバイオマスとしましては、原料の確保とか、いろいろなちょっと課題も多くて、なかなか現実的に進めていない状況となっております。今後もですね、バイオマスについては、できるのかできないのか、検討、検証していきたいと考えております。以上です。

○5番（中村洋康議員） 西古見GATEについてはですね、電気自動車の充電スポットも整備されておりますけれども、これまで民間の車両のですね、電気事業者の充電などの利用状況があるのかどうかということも含めお伺いします。

○水産観光課長（保島弘満） EV充電スポットの民間利用の実績なんですけれども、昨日現在まで、実績はありません。

○5番（中村洋康議員） 地域再生計画の中にですね、令和9年度を目途に、ランニングコストを全て事業収入で賄えるとしておりますが、先ほどの赤字額、983万2,000円ということでありました。予算上はですね、520万の管理運営委託ということでもありますので、この辺がちょっと400万余り差額なので、補正対応なのかな、どうか、この辺、ちょっと分かりませんが、この9年度を目途に事業収入で独立採算できるんだというようなことを書いてありますけれども、この目標、計画の実行性というか、今、どのように考えているのかをお伺いします。

○水産観光課長（保島弘満） 地域再生計画の中で、令和9年度にはランニングコスト、ランニングコストを事業収入を賄えるように努力していくという、書いてありますけれども、令和6年度のランニングコストが216万円。令和7年度、今、数カ月しか経っておりませんが、月で20万円程度、かかっているところです。現在までの月の収入として、売上は18万程度あるんですけれども、収入としては16万円程度ですので、令和7年度から8年度にかけて、月20万のランニングコストの収入を目指していきたいと考えております。

○5番（中村洋康議員） 事業収支ですけれども、管理運営のね、例えば、令和7年度の管理運営委

託料として520万円、計上してあるんですよ。いわゆる、その部分が事業収入で賄えるんだ、賄えるということなのかということを改めて、また、お聞きします。

○水産観光課長（保島弘満） 運営管理費、令和7年度については520万円計上してありますけれども、このうちの3分の2は人件費となっております。先ほど答弁したのはランニングコスト、いわゆる水光熱費ですね、そういったことを答弁したんですけれども、今現在、月16万円程度の収入ですので、令和7年度から8年度にかけて、取り組んではいきたいと思うんですけれども、現時点ではかなり厳しい数字となっております。

○5番（中村洋康議員） 次にいきます。チーム西方による持続可能なまちづくり事業、農泊推進型施設、これ、あらとんとんの館というね、集落、学校のですね、前の原石の方に銘板としてこうあるものですから、あらとんとんの館という形でですね、話させてもらいましたけれども、この施設の内容につきましては、設置管理運営条例等、明日、出てくるんですかね。そういうの、分かりませんので、改めて聞きませんが、宿泊と食事処、そしてまた、農泊体験等の提供施設のための整備ということでもありますけれども、ここです、このいわゆる学校跡地の有効活用ということでの公共施設。交流、交流人口であったり、地域活性化であったりありますけれども、施設としては、学校跡地の有効活用ということになるかと思えますけれども、いわゆる民間企業の誘致ではなく、町の直営施設として整備をしたという、その理由は、理由についても少しお聞きしたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） お答えします。運営当初ですね、町営の施設として、始動した方がよいのではないかという判断の下、町直営で、そのような方針で進めてまいりました。今後につきましては、指定管理者のですね、経営状況等も踏まえまして、譲渡なのか、売却なのか、そのときにならんと分らん、分かりませんが、検討していきたいと思えます。以上です。

○5番（中村洋康議員） いわゆる、その町の直営の施設として、ホテルとレストラン、言い方は宿泊と食事処、体験ということですね。ということは、町、町の直営でありますので、町のその経営計画なども立てられているというふうに思えます。その中で、事業を推進する中においてですね、指定管理者という制度を導入するということでもありますけれども、いわゆるそのビジョンというか、その目標は町の方で立てて、そして、指定管理者らの方にそれを共有してもらうというような形で進めるということになるかと思えますけれども、そういう、公の施設の指定管理の中での随契というような形にもできるということで、少し聞いておりますので、現在でも、そういう方向性で指定管理を指定しようということであろうかと思えますが、そういう中で、このビジョンというものをですね、どういう経営計画なんだということを共有されているという、共有していくという、そういうことでよろしいんでしょうかね。町の方でそういうものを策定してあるということですね、その辺を少しお聞かせください。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） お答えします。将来的なビジョンにつきましては、町の方と、あと、その指定管理の方々、指定管理を志している方々との意見交換の中で整合性をとっております。

す。指定管理になることでですね、創意工夫、サービス向上によって売り上げが増加するという
ことですので、今後、指定管理者が決まりましたら、自由な経営方針の下、経営が図られるものと考
えております。以上です。

○5番（中村洋康議員） 一般、1回目の答弁の中でですね、3年後を目標数値として、純利益274万
2,000円というふうなことを書いてございますが、現時点においてですね、施設運営、運営に係る
委託料、予算ベースですけれども、460万という形を、予算を計上しております。3年後の話ですか
ら、3年後にならないと結果は分からないんですけれども、それまで、今年度、7年度、運営に係る
ものが、さっき言いましたけれども、460万ですね。予算、足りそうですかというような、少しこの、
今年度、来年度、オープンが、グランドオープンがもう少し先なんだと思いますけれども、そこら
の1年間の管理運営という形で、町が運営委託料として460万とありますけれども、これで十分だ
というふうな見込みをもっていらっしゃいますか。

○総務企画課企画補佐（田原章貴） 予算的にはちょっと厳しいのかなという認識はあります。今
後、検討していきたいと思います。以上です。

○5番（中村洋康議員） 西方地区のですね、名所として、また、地域の活性化に寄与する拠点施設
となるとともにですね、やはり独立採算で運営委託料の発生しないように、事業推進できますこと
を期待しております。

3番目ですね。奄美せとうち地域公社のかけろまきび酢事業でありますけれども、JAから町直
営事業となったことでのですね、大きな変化。変更点というかですね、その辺はどういうことにな
るんでしょうか。お聞きします。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） 4月1日から運営を開始しまして、まだ2カ月足らずですけれ
ども、一番変わったのがですね、従業員が、の意識改革ですね。新たな事務局長を迎えてですね、
その積極的なですね、販売意識、そこら辺がですね、従業員にも大分浸透してきていると聞いてお
ります。

○5番（中村洋康議員） キビ酢工場、その公社の事業形態というか、この進め方ですね、方針とい
うものを少しお聞きしたいと思いますけれども、いわゆるサトウキビの生産から、それを黒糖、キ
ビ酢にしても、压榨して、それを源酢生産ですね、源酢生産として、そして、キビ酢の製造、そし
て、販売。そういう一貫した事業形態、経営形態を目指すのかですね、それとも、今、既存の黒糖
製造会社などありますけれども、製糖工場ありますけれども、そちらの方から源酢を受けてです
ね、キビ酢製造するのか。その一環なのか、それとも、その源酢仕入れで、分業でやる計画なの
か、現時点での計画をお聞かせください。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） 現時点での計画はですね、今、4社からキビ、キビ酢の源酢
を仕入れています。その源酢をですね、仕入れてですね、希釈して販売する。あくまでもキビ酢の
源酢は生産者が作る。それを買って、販売するという形を取っていかうと思っています。

○5番（中村洋康議員） やはり分業という形のですね、進め方ということ、今、計画されている

ということですね。キビ酢についてはですね、一定の、現在でも需要、ありますし、今後においてもですね、さらなる売り上げ拡大というもの、期待できる、大変優良な特産品だというふうに私も考えておりますので、期待いたしますけれども、期待しているところでもありますけれども、さらなる売り上げの拡大に向けてのですね、計画などをお聞かせください。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） さらなる売り上げの増加にしましては、まずJAから受け継いだ販売先、それを確実に確保する。そこをまず確保しないと販売も伸びていかない。その後、今、実施していますのが、関東瀬戸内会にての販売PRと、中部瀬戸内宇検村会でも販売PRしています。今後ですね、やっていこうと思っているのが、鹿児島特産品ネットかごよろへの掲載とか、奄美せとうち地域公社独自のネットショップの開設等も販売拡大を狙って立ち上げところです。

○5番（中村洋康議員） 分かりました。期待しております。

次に行きます。第3セクター株式会社せとうちフェリーですね、についてでありますけれども、民間貨物フェリー会社から第3セクター株式会社せとうちフェリー、令和6年の4月3日設立となった、なっておりますけれども、このことにより、貨物フェリーの運航及び会社経営についてのですね、変更点について、どのようなものが、かをお伺いします。

○商工交通課長（勇 忠一） 3セクターになったことによる変更点でありますけれども、引き続き山畑運送の方へ会社の方のフェリーの方の運航をしていただいておりますので、大きく変更というものはありません。民間の経営手腕に大きく期待しているところであります。また、会社が分かれたことによりですね、これまで山畑運送のトラック、陸送の部分も同じ会社内でしたので、料金が発生していなかったと思うんですけれども、その分の料金というのも収入になったため、6年度の売上については、かなり伸びてきております。予想、想定よりですね、伸びてきているところです。

○5番（中村洋康議員） 今後についても、こう想定というかですね、する中で、少し聞きたいんですが、町営及び第3セクター含めですね、町村、基礎自治体の町村でですね、運航会社をいわゆる2社所有している自治体というものはあるんでしょうか、伺います。

○商工交通課長（勇 忠一） 瀬戸内町のように町営と3セクターの貨物フェリーということで、九州運輸局等にも確認したんですけれども、正確、はっきりとしたことは確認できませんでした。県内で調べますと、3セクターで運営しているのが天長フェリー、あと、甕島商船ですね。甕島商船については、いちき串木野市、薩摩川内市が出資しているんですけれども、薩摩川内市の方がですね、その甕島商船の方へ、その3セクで運営しているものとは別に、また、船を提供している、賃貸している。提供、出しているというふうな話は、鹿児島、県内の造船会社等からですね、あと旅客船協会ですか、そちらの方に問い合わせると、そういった状況ではないかということでありました。

○5番（中村洋康議員） 併せてになるかもしれません。経営、経営の健全化に向けてのですね、や

はり組織づくりなど、検討されているというふうに思いますが、この近々のこの短期的なものではなく、中・長期的なことも含めてですね、その経営健全化に向けての、については、どのような協議などされているのかですね、現時点で結構ですけれども、何かありましたらお聞かせください。

○商工交通課長（勇 忠一） 経営健全化に向けて、特に町と会社でそういう協議会等を立ち上げて協議ということは行っていないんですけれども、会社の社長及び会計士を交えてですね、経営状況等を確認しているところであります。経営の健全化に向けた経費削減、経費の削減等はもちろんでありますけれども、加計呂麻島、請島、与路島等ですね、公共工事等による輸送というのがかなりの部分を含めておりますので、そこら辺の工事のですね、平準的な、年間とおし、年間、年によって増減がないようにですね、平準化を求めています、会社として、こう当局や、また、県へですね、要望というのでも考えていかなければいけないのかなというふうには思います。

○5番（中村洋康議員） そうですね。今、課長がおっしゃられたようなことが、素人的に、目にはですね、すぐすぐ、なんかこう、そうだなというふうな納得感があるところでもありましたけれども。加計呂麻島、請島、与路島への貨物運送にとって、やはり欠くことのできない貨物フェリーではありますが、瀬戸内町の財政負担を考えた場合ですね、聖域なき改革を断行して、経営赤字のやはり削減というものもですね、図ることは必要不可欠であると思います。当局の危機感を持った取組に期待をして、したいというふうに思います。

次に行きます。第3セクター奄美アイランドドローン株式会社についてでありますけれども、令和8年3月31日をもって、会社存続期間が満了となる奄美アイランドドローン株式会社については、日本航空株式会社との設立協定に基づきですね、当初に定められていた存続期間を更新することなく解散すべきであるというのが私の基本的な考えです。この立場に基づき、企業経営の視点、公共性の視点、さらには地域経済に与える影響の視点から、現時点における瀬戸内町町内での、瀬戸内町内でのドローン事業の実態と今後の方向性を明確にすべく、質問をいたします。

まず、企業経営の視点から。奄美アイランドドローン株式会社の営業収支についてですね。営業収入金額をお伺いします。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 営業の収入金額としまして、町の歳入の方にドローン運送サービス収入としまして、6年度の決算額は1万2,700円となっております。

○5番（中村洋康議員） 年間営業支出金額を伺いますけれども、この第1回目ですね、答弁の中で、営業収支についてはということで、営業収支は606万円のマイナスとなっています。営業収支は325万円マイナス。少し意味が分からないんですけれども。どこだったつけ。そのA I Dの年間の営業支出、支出金額をお伺いします。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） A I Dの方から決算報告書等をいただいておりますので、その中で支出、費用の金額としましては、損益計算書の中で見られるところとしましては、約4,150万円となっております。

○5番（中村洋康議員） 少し外れますけれども、A I Dのドローンの台数ですね。取得金額及び台

数と所得、取得金額です、取得金額です。所有権は瀬戸内町にあるのでしょうか、伺います。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） ドローンの台数と所有のことということでよろしいですかね。

一応、町の保有としましては、5台です。あと1台、今、メインで動いていますフェザーという機体はレンタルで持っております。計6台、町の保有は5台ということになっております。

○5番（中村洋康議員） このドローンの操縦。やはり今も日本航空の事業所から遠隔操縦ということになっているのでしょうか、伺います。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 目視で見れるところは操縦もありますけれども、実際、目視できないところにおいては遠隔という形で操縦されております。

○5番（中村洋康議員） 次に、公益性の観点からということでお伺いしますが、悪天候によるですね、せとなみ欠航時のドローンの運航回数を伺います。併せて、せとなみが運航時にドローンが運航できなかったというような事例があるのか、回数なども分れば、お答えください。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） せとなみが悪天候のときの、悪天候でせとなみが欠航したときに、ドローンが運航したという、6年度の事例としましては、8月に1回、9月に2回という形になっております。なんだっけ。せとなみが運航して、いいですか。

○5番（中村洋康議員） 時間もありませんので、あれですけれども、災害時のですね、救援物資の搬送等を想定ということでありまして、本町の集落は全て海に面しております。物資の量などのことを考えるとですね、海上輸送で事足りるのではないかというふうに思いますけれども、ドローンでなければ、先ほどのその悪天候時のせとなみ欠航云々の話ですけれども、もありますけれども、ドローンでなければ搬送できないという想定というのは、どういう場合を想定されているのでしょうかね。お伺いします。

○総務企画課長（長 順一） ただいまの、議員の方からも、やはり町としては陸路では無理という状況に、離島においてはありますので、海からの方が、空からの物資輸送となります。その際、災害時において、港湾が破壊されたり被害に遭ったり、また、船舶においても被害にあった場合の、もう一つの方法として、空路での対策として、このドローンを活用した輸送というのが考えられるということで、この事業に取り組んでいるところでございます。

○5番（中村洋康議員） もう時間があまりありませんので、地域経済、地域経済、今の質問もなかなか私としては説得力ないなというふうに思ったりもしますが、地域経済の面からですね、与える影響の面からということで、A I Dへ町補助金として3,300万を補助していますけれども、この補助した先ですね、先ほどA I Dの収支決算の話などもありますけれども、A I Dが、の支出の中ですね、町内のどこか個人、事業所であつたりとか、そういうところに支出というのは、なかなか難しいというふうに思いますけれども。そこでですね、もう時間もありませんので、これまでの質疑等も踏まえて、地域経済に与える3,300万のその支出先についてもですね、なかなか影響がないというふうに私は思います。町長に提言いたします。奄美アイランドドローン株式会社については、8年3月31日の存在、会社の存続期間をもってですね、終了し、更新しないという判断をし

ていただきたいというふうに思いますけれども、町長のお考えをお伺いします。

[発言する者あり]

○議長（向野 忍議員） どうぞ。

○町長（鎌田愛人） 今後の考えですけれども、議員からいろいろ指摘もございました。今回の住民のね、困りごとの解消とか、ドローンによる物資輸送や災害時の対策として事業を進めておりますが、そこで株式、株主としてですね、奄美アイランドドローン株式会社への体制の強化や、また、住民の理解を深めるための説明会及び情報の開示をお願いしております。その上でですね、住民等の意見を踏まえながら、年内にはですね、今後についての方針を判断したいというふうに考えております。以上です。

○5番（中村洋康議員） 終わります。

○議長（向野 忍議員） これで、中村洋康議員の一般質問を終わります。

休憩します。再開は2時45分とします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時45分

○議長（向野 忍議員） 再開します。

○総務企画課長（長 順一） 先ほどの中村議員の町長の答弁に対して、先ほど2カ所ほど修正をかけたのですが、すいませんがあと2カ所ほど修正がありましたので。西古見GATEの対しての整備事業費総額において、町長が2億1,058万4,000円とお答えしましたが、正確には2億158万4,000円と修正させていただきます。もう1カ所が、第3セクターせとうちフェリーに対しての、経営収支見込み額、6年度の見込み額ですが、町長の方で2,899万円とお答えしましたが、正確には2万8,990円を修正させていただきます。

○議長（向野 忍議員） 通告4番、伊東さおり議員に発言を許可します。

○3番（伊東さおり議員） 皆様、おがみんしょうらん。一般質問に入る前に、鎌田町長はじめ職員の皆様にお礼をお伝えしたく、少しお時間をいただきます。まず、令和9年に完成しました瀬相・於齊間にあります加計呂麻トンネルの大掃除です。この季節、210mのトンネル内部は涼しく、地域住民には最高のウォーキングコースに、観光客には最高のサイクリングコースとなりますが、長きにわたり蓄積された塵芥がLEDライトに不気味に照らし出され、不衛生なトンネル内部を露呈しておりました。通学やウォーキングで御利用なさっている近隣住民の皆様から、是非に是非に清掃をお願いしてほしいとの陳情をお受けし、建設課に伺い、お伺いしたのが、お願いしたのが、今年3月下旬。翌月には早速取り掛かってくださり、5月にはすっかりきれいになり、地元住民や久しぶりに加計呂麻観光にいらしたサイクリング愛好家も大変気持ち良くなって驚いたと喜んでおりました。農林課長はじめ、農林課職員の皆様もお骨折りに心から感謝申し上げます。

次に、フェリーかけろまの運航率の高さです。船長はじめ、船員の皆様の並々ならぬ御努力の賜

物だと痛感しております。ありがとうございます。

最後に、フェリーかけろま、せとなみの車検時自動車航送料の完全無償化に心から感謝いたします。昨年11月に初当選させていただいて、まず調べたことは、加計呂麻地域島民にとってあまりにも高すぎるフェリー自動車航送料対策でした。そんな中、目に留まった資料がありました。十島村の知事とのふれあい対話です。離島の航送料の現状を知った塩田知事は県単独事業である特定離島ふるさとおこし推進事業の補助対象に、新たに車検時自動車航送料補助を追加し、十島村、三島村は平成6年から、車検時自動車航送料の補助を活用開始しました。十島村、三島村に続き、我が瀬戸内町、加計呂麻地域も今年4年度より、車検時自動車航送料が全額無償化となり、加計呂麻地域島民は大感激し、嬉し涙を流していらっしゃる方もいらっしゃいました。ひとえに鎌田町長、商工交通課長、職員の皆様に大変感謝いたします、ありがとうございます。先月20日に伊仙町で開催されました、奄美群島市町村議会議員大会後に、塩田知事とお話する機会に恵まれ、加計呂麻地域の島民は涙を流して喜んでおります、ありがとうございましたと、直接、お礼申し上げることもできました。知事との御縁をくださいました伊仙町と、伊仙町議員の皆様にも感謝いたします。おぼろだれん。

それでは、通告に従い、令和7年第2回定例会の一般質問に入らせていただきます。

1、かけろまきび酢村について。

その1、「農業振興と活力あふれるサトウキビ産業を創出するかけろまきび酢村」構想に至ったきっかけと、その展望をお尋ねします。2025年3月31日に瀬相のキビ酢工場は「JA奄美瀬戸内支所」から、瀬戸内町が出資する合同会社「奄美せとうち地域公社」へ譲渡されたわけですが、2022年、こちら、9月29日付けの【きび酢村施設設備基本計画】概要版の計画から、なんら変更はないのか、お尋ねします。

かけろまきび酢村が、加計呂麻島や島民とどれだけ密接な関わりになるのか、施設の全貌をお願い、お尋ねします。

それぞれのカテゴリーの従業員は何名ほど予定されているのか、お尋ねします。

加計呂麻島の小・中学校の先生方や古仁屋や名瀬から通っていらっしゃる方がほとんどであるが、きび酢村に従事なさる方もそういう形をとるのか。それとも、加計呂麻島に集合住宅を造って、住んでいただくのか、お尋ねします。

6、加計呂麻住民への情報公開や説明会はどのようなタイミングで、いつ頃になる御予定なのか、お尋ねします。

次に、質問2です。離島地域子ども通院費等支援事業について。

1、令和7年度の町政運営に望む基本な、基本的な考えと主要な施策にあります出産、子育て支援の充実について、「妊娠期から子育て期に至る切れ目ない子育て支援」「医療地域格差の是正について」とありますが、産婦人科、小児科がない加計呂麻地域の「妊娠期から子育てに至る」世代の経済的、精神的、肉体的御苦勞を我が事、丸ごととしてお考えになられたことはあるか、お尋ねし

ます。

2、鹿児島県は離島地域出産支援事業に216万4,000円の当初予算を組んでおり、我が瀬戸内町も妊婦検診時のフェリー自動車航送料無償化、交通費や宿泊費がタダなど、大変手厚い助成をしてくださっていることに心から感謝いたします。さて、子育て支援に力を入れている我が鹿児島県はさらに前述した離島地域出産支援事業の約14倍以上の3,083万3,000円の予算をとり、離島の子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、病院がなく、島外の医療機関に通院する際の交通費などの助成を行う市町村に対して、費用の一部を助成する離島地域子ども通院費支援事業を今年度から実施しております。当事業を加計呂麻地域に一刻も早く活用していただきたいのですが、当局の見解を伺います。

最後に、加計呂麻地域島民、31年間の悲願である、フェリーかけろま、せとなみの自動車航送料運送について、見直しをお願いしたいです。

1、軽自動車片道3,130円、往復ですと310円マイナスの5,950円の自動車航送運賃ですが、いわずもなごの物価高騰や厳しい自然環境の下、大型の道具や工具が必要になる農業、畜産業、漁業住民者の皆様、従事者の皆様、並びに、御先祖のお墓を守り、集落を守り、集落の伝統文化を守り、細々と生活している少子高齢化真っ只中の加計呂麻地域島民にとりましては、この6,000円は異常なほど高額です。現行の自動車航送料運賃はどのようにして算出されたのか、お尋ねします。

去る5月12日、総務経済常任委員会は第3セクター天長、株式会社天長フェリーの視察に、長島町に伺いました。長島町について下調べをしましたら、長島町本島、諸浦島、伊唐島、獅子島と有人離島がございました。そちらの方では、過疎債ソフトを使って、割引を、車両運送に割引をしておりました。我が瀬戸内町ですが、こちらにふるさと納税6番、安心・安心、共生・協働、こちらは地域課題の解決や住民ニーズに応える公共サービスの提供を目指す取組とあります。こちらのまわづくりに資する事業を充て、さらに午前中、同僚議員の里山議員もおっしゃっていましたが、軽自動車の税金は町税となるので、住民の住所は加計呂麻地域、車の地域は加計呂麻地域か瀬戸内町であることを条件とし、軽自動車税を必然的に瀬戸内町へ納めてもらうことで、自動車航送料運賃島民割引は、島民割引と大幅な値下げは可能だと思われるが、当局の見解をお尋ねします。

3、観光客の車の利用が激減しているが、こちらについての当局の見解をお尋ねします。

以上、第1回目の質問を終わります。

○町長（鎌田愛人） 伊東さおり議員の一般質問にお答えします前に、先ほど冒頭、加計呂麻、加計呂麻島、請島、与路島の車検時の航送料のお話でしたが、このことは長年ですね、公明党のティダ委員会というのがあります。奄美ティダ委員会、公明党の国会議員や県会議員の皆様方が奄美群島を回る中で、瀬戸内町での意見交換などする中でですね、長年、瀬戸内町の要望として、その意見交換の中で申し上げておりました。そしてまた、公明党の県会議員の皆様方がですね、県議会でそのことを知事の方に提言している中で、漸く特定離島ふるさとおこし推進事業のメニューの中にですね、この離島の航送料の、が対象になったということで、私以上に公明党の皆様方がで

すね、御尽力のおかげだということを、情報として提供しておきたいというふうに思います。

それでは、答弁いたします。

1点目のかけろまきび酢村についての、農業振興と活力あふれるサトウキビ生産業を創出するかけろまきび酢村構想に至ったきっかけと展望についてお答えします。農業全般において、担い手不足と農業従事者の高齢化等の課題があり、加計呂麻島発祥の特産品で、付加価値の高いかけろまきび酢の製造販売体制の確立を図ることにより、加計呂麻島の遊休農地の活用と雇用創出による農業振興をはじめとした、きび酢黒酢の伝統継承を含め、交流活動の場を設けることにより、地域力の増進のため、施設整備を行う、活力あふれるサトウキビ産業を創出することを展望して構想に至っています。

次に、きび酢村施設整備基本計画の概要版の計画から何も変更はないのかについてお答えします。現時点では、令和7年4月1日から譲渡されたきび酢工場の運営を軌道に乗せることを最重要課題と位置付けておりますので、まずはきび酢工場の運営を重点的に進めていきたいと考えておりますが、きび酢村の施設規模や7月7日にオープンします加計呂麻ターミナルの施設機能や導線等を考慮した事業の計画変更が必要と考えます。

次に、かけろまきび酢村が加計呂麻島と、加計呂麻島や島民とどれだけ密接なかかわりになるか、なるのか、施設の全貌についてお答えします。先ほどの回答と重なりますが、今後、オープンする加計呂麻ターミナルの施設機能や導線等を考慮した事業の計画変更が必要と考えられるため、施設の全貌については、計画変更を検討する中で、加計呂麻島島民の意見も参考に組みたいと考えています。

次に、それぞれのカテゴリーの従業員数は何名ほど予定されているのか。また、きび酢村に従事される方も古仁屋か名瀬から通う形の、をとるのか、それとも、加計呂麻島に集合住宅を造って住んでいただくのかについてお答えします。計画変更する中で、施設規模が決まっていきますので、計画変更する前で、する中で、検討していきます。

次に、加計呂麻住民への情報公開や説明会はどのようなタイミングでいつ頃になる予定なのかについてお答えします。情報公開や説明会については、計画変更する中で、加計呂麻住民の意見も参考に組みたいと考えています。

2点目の離島地域子ども通院費等支援事業についての、妊娠期から子育てに至る世代の経済的、精神的、肉体的御苦勞を我が事、丸ごととして考え、考えたことがあるのかについてお答えします。本町においては、産婦人科がなく、また、妊婦検診においても奄美市まで行かないと受診できない状況であることに心を痛めているところであります。このことは、本町の大きな課題と考え、加計呂麻島、与路島、請島においては、さらに深刻であることは十分認識しているところであります。

次に、県の離島地域子ども通院費支援事業を加計呂麻においても活用できないのかについてお答えします。離島において対応できる受診機関がない場合において、島外への受診交通費においては助

成対象となります。与路島，諸島，加計呂麻島で受診できない子供が本島側医療機関で受診する場合において，適用されます。

3点目の加計呂麻地域島民，31年間の悲願である，フェリーかけろま，せとなみの自動車航送運賃見直しについての，現行の自動車航送運賃はどのようにして算出されたのかについて，お答えします。現在の運賃は，先代のフェリーかけろま就航後の平成7年4月に車両3m以上，4m未満で2,060円から3,000円と改定し，消費税率改定に伴い，現在の3,130円となっています。運賃の算出に当たっては，原価計算書，輸送及び収入実績明細書，人件費明細表，指定区間に係る総括原価算定表，指定区間比率などにより，運輸局と協議を行い，算出しています。

次に，自動車航送運賃島民割引は可能だと思われるが，当局の見解についてお答えします。自動車航送運賃島民割引がフェリーかけろまでも可能かどうか，運輸局，県交通政策課と協議を進めていきます。

次に，観光客の車の利用が激減しているが，当局の見解についてお答えします。観光客利用の車両航送台数は把握していないため，答えることができませんが，減っているとしたならば，加計呂麻島のバス，レンタカー，レンタサイクル等を利用しているものと推測いたします。以上です。

○3番（伊東さおり議員） きび酢村構想については，承知いたしました。こちらの方なんですけれども，ゲートボール場とか，グラウンドゴルフ場とかあったと思いますけれども，島民の方が，こういった施設があったらいいよね，なんていう声もちろほら聞こえますので，是非，着手，着工なされる場合には，そちらの方の島民の声というのを，是非，聞いていただいて。加計呂麻・・・の方ですと，本当に少子高齢化で大先輩方がいっぱいいらっしゃいます。その先輩方がどうしたら楽しめるかというのが，やはり大先輩たちが一番やりたいこと，一番楽しみたいことであったりすると思いますので，是非，その声をくみ上げていただいて，造っていただけたらと思います。そうしますと，鎮西村，実久村がありますけれども，御高齢者の方たちが集まって，いろんなことができ，もうゲートボールできないわ，グラウンドゴルフできないわとなさっているときに，この普通のテーブルとかでいろいろお話ししながら歌を歌ったりしながらとか，そういった，すごい素敵な光景も見えたりしますので，是非，大先輩方の御意見をくみ取ってください。

次に，2番目の加計呂麻の子供たちの運賃ですとか，助成金について，詳しく教えていただければと思います。

○保健福祉課長（信島浩司） 伊東議員の御質問にお答えいたします。離島の子供たちが病院に行ったときに，県の方でその通院費について助成をする県独自の制度ができました。これについては，その島内で対応できる医療機関がない場合には，例えば大島本島でありますと，その高度医療を要している県病院でさえ対応できない難病とかですね，あった場合には，県本土に行って，そこに行くまでの交通手段の分を助成するという制度でございまして，実は町においても，本島外に出るほどのその症状を当初は想定しておりましたけれども，前回の伊東議員の質問と今回の質疑で，伊東議員の方もその県の方に確認はしたと思いますけれども，当局としても再度，確認したところで

ね、県の要綱には、島内で対応できないということでございますので、島内ということは、例えば加計呂麻島、請島、与路島。加計呂麻島でしたら、その民間の診療所と一部徳洲会さんが曜日によってやっているときがありますけれども、例えば、請島、与路島においては、月に2回、巡回、巡回診療はやっておりますけれども、そのタイミングで受診できない子供たちとか、例えば、あとほかにはですね、それぞれ請島、与路島、加計呂麻島には歯科、歯医者さんがございませんので、その島内で対応できないということです。例えばその歯医者にかかる場合は古仁屋、若しくは、名瀬の方に行ってかかる分は、対応可能ということをこちらで確認できましたので、このことについてはですね、制度始まる前に町、我々としても、担当としても詳細に制度のことを詳しく聞いておくべきだったんですけれども、議員の指摘をきっかけに、ちゃんとした、きちんとしたことが分かったという点では感謝しております。ということでございますので、加計呂麻島はもちろん、請島、与路島について、その島において対応できない医療行為があるときには、その島から出た場合の交通手段については、補助をできるということでございます。以上です。

○3番（伊東さおり議員） 詳しく調べていただいて、加計呂麻島も対応できるというお答えに大変感謝いたします。加計呂麻島の私どもの集落の西阿室にも、今年の4月に北海道から2歳児、4歳児、あと小学校3年生、5年生、4人、お子さんを連れていらした、移住した家族がありました。一番心配なさっていたのが、病院に行くときにはすごくお金かかるけれども、どうしたらいいんだろうというお話でした。こちらの方は、加計呂麻島に1ターンでいらっしゃっている皆さんの大体それが悩みの種なんですよね。先ほども申しましたけれども、小・中学校の先生たちがどうして加計呂麻の本当に、加計呂麻島に住まないのか聞いてみましたところ、いや、子供が万が一何かがあったときに怖いんですということをおっしゃっていました。だから、朝5時に起きて通っているんですということで、すごく気の毒になりました。そういった島にも関わらず、1ターンでいらっしゃってくださるという皆様と、あと、ずっと加計呂麻の伝統を守り、お墓を守り、いる、昔からの子供たちですね、DNAを引き継いでいる子供たち。この子供たちの健康、安心・安全を守るためにも、このようなことを瀬戸内町がこれからやりますということをおっしゃっていただいて、大変嬉しく思います。

次に、よろしいでしょうか。次に行ってよろしいでしょうか。フェリーの航送料の件なんですけれども、見通しとしましてはどのような感じ、感触と言うか、町としましては、安くできそうなのか、ちょっと無理だとか、その辺、教えていただければと思います。

○商工交通課長（勇 忠一） 車両の島民割引についてですけれども、答弁のとおり、運輸局、県の交通政策課とですね、協議をして、また、町の財源もありますので、財政当局とも協議の上ですね、実現に向けて取り組んでいきたいというふうに思います。

○3番（伊東さおり議員） 私、天長フェリーの社長の、社長にすごく応援を受けましてですね、是非、島民で6,000円はちょっときつすぎるよということで、本当に加計呂麻島の皆さん、楽にしてあげてねということ、波戸正和社長から応援を受けまして、社長のアドバイスなどもいただき、

いろいろ調べさせていただきました。長島町なんですけれども、その過疎債ソフトを使っておりまして、その事業内容としまして、フェリー運賃補助事業というものを使っています。その目的が、志々島島民の交通費減軽と天長フェリーの利用促進を図ることを目的に、車両運賃の一部を補助する。住民向け割引など、公共性を配慮した特別運賃の設定。補助により、特に生活必需品や地域特産輸送コストを低減するケースが多い。増収対策。自動車航送の利用促進による、島民の利用促進による収益の向上。住民の生活を支える価格設定ということでしたら、こちらの方が柱になっておりました。それで、私、帰ってびっくりしたのはですね、フェリーかけろま、いつもでしたら、もうその昔でしたらば、車が満杯だったんですね。観光客もすごくひっきりなしに下りまして、どうしたんだろうと思いますと、ある観光客の方がうちにまいりまして、空港から加計呂麻まで、今までは車で渡したんだけれども、自損事故が多いということで、加計呂麻島には渡さないでくれという制約を確認されるそうです。それで、観光客を、本当の純粋な観光客の方たちが加計呂麻に渡ることは不可能になりました。名瀬の方から、名瀬で加計呂麻が大好きな方、リピーターでいらっしゃるんですけども、朝早い生間港に行って、大体ずっと回って2時のフェリーで名瀬に帰るというのが定番になっています。これでですね、本当に、もし加計呂麻島民がこれを使っていたら、すごくいいだろうなと思ひまして、とても、空間スペースがもったいなくてですね。例えばこちらの方を加計呂麻島民の方がですね、例えば1日ですよ、1日4.6台、加計呂麻島民の方、これ、私の試算で2,980円にしました、島民割引で。2,980円、1日4.6台、1カ月139.8台、年間1,677.8台。この空間スペースをたったの4.6台で利用ただけで、年間500万円の売り上げがあります。本当にもったいないことだと思いました。国は地方自治体の自立を促進しています。今ですね、本当に日本国、もういろんな、もう世界情勢が目まぐるしく変わっておりまして、こういうときにこそですね、地方都市、地方自治体ですね、内需拡大による積極財政がとても必要であると思います。それで、最後になりますけれども、私の言いたいことなんですが、瀬戸内町は1956年、昭和31年9月1日に加計呂麻地区の実久村、鎮西村に古仁屋町、西方村が合併され、瀬戸内町が発足しました。現フェリーかけろまは合併60周年に合わせ、就航計画を進めたという新聞で読んだ記憶があります。来年度は合併70周年に当たります。これを記念して、航送料の大胆な島民割引をする時期が来ているのかと思います。苦節31年間の加計呂麻島地域島民の願いを、願えていただきたく存じます。私の質問は以上になります。ありがとうございました。

○議長（向野 忍議員） これで、伊東さおり議員の一般質問を終わります。

再開は、3時35分とします。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時35分

○議長（向野 忍議員） 再開します。

本日の会議時間は、永井しずの議員の一般質問終了まで、あらかじめ延長します。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） 先ほどの伊東さおり議員の答弁の中で、少し事実と異なることがあるかなと思いましたので、教育委員会から報告させていただければと思います。加計呂麻の小・中学校の先生方は古仁屋や名瀬から通っている方がほとんどだということをおっしゃられたんですけれども、実際は管理職を含め、加計呂麻地区で勤務されている県費職員23名のうち、12名の方が加計呂麻島外、古仁屋、奄美から通われていらっしゃるということで、割合的には5割ちょっと、52%程度ということですので、加計呂麻に住まれて頑張っている先生方もいらっしゃるということで、報告させていただければと思います。ありがとうございます。

○議長（向野 忍議員） 通告5番、永井しずの議員に発言を許可します。

○7番（永井しずの議員） こんにちは。一般質問の前に、午前中、町長からもありましたが、先日の大阪万博においては、瀬戸内町の島唄の披露や中学生の作文の朗読、そして、8月5日には相撲文化の披露なども予定されており、瀬戸内町をさらに国内外に発信する機会を与えていただいたことを大変誇りに思います。これを機に、ますます観光客が増え、町が活性化していくことを願っています。

それでは、令和7年度第2回定例会において、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず1点目、せとラジの現況について。今年の6月末まで放送休止期間となっていますが、今後の見通しを伺います。

2点目、国道58号線沿いのトイレ事情について。以前にも議会にて質問し、3月議会においては、同僚議員が質問していましたが、奄美市から住用を過ぎるとトイレがありません。その後、検討されたか、伺います。

3点目、本島側以外の地域医療について。加計呂麻・請・与路島は台風などで救急艇やドクターヘリの出動が不可能な場合の医療体制を伺います。

4点目、（1）生徒数が2・3人以下で、次年度の入学が見込められない学校の対策は行われているか、伺います。

（2）町内の学校においてのいじめの認知件数を把握できているか、伺います。

これで、1回目の質問を終わらせていただきます。

○町長（鎌田愛人） 永井しずの議員の一般質問にお答えします。

1点目の瀬戸内町ラジオ放送業務の現況についてお答えします。現在、令和7年6月末まで休止期間としております。コミュニティFM放送業務につきましては、放送再開を含めた今後の対応に向けて、一般社団法人せとうちラジオ放送や島内の関係事業者等と、本町において協議、調整を重ねてまいりました。そうした中、令和7年5月30日付で、一般社団法人せとうちラジオ放送から、本町に対し、同日をもって法人解散の手続きを進めるとの報告がございました。今後、当該法人からの正式な届け出が提出された場合には、本町として、これまでの経緯や町民への情報発信手段のあり方も踏まえ、総合的に判断し、適切に対応してまいります。

2点目の国道58号線沿いのトイレ事情について。以前にも議会にて質問し、令和7年3月におい

て、3月議会において、同僚議員が質問していましたが、奄美市から住用を過ぎるとトイレがありません。その後、検討されたか、されたかについてお答えします。現在までに調査したことは、奄美市住用にある道の駅の公衆トイレへ分かりやすい案内表示板の設置について調査しております。現時点で分かっていることは、その案内表示板設置にかかる全てが本町の負担となること。また、道路管理者への道路占用許可が必要なこととなっています。以上のことから、案内表示板設置の必要性も含め、調査、研究をしているところであります。

3点目の本島側以外の地域医療について。加計呂麻島、請島、与路島は台風などで救急艇や奄美ドクターヘリの出動が不可能な場合の医療体制についてお答えします。まず、救急艇おおとりと奄美ドクターヘリについては、台風時に限らず、荒天等の気象条件により運航できない場合があります。気象状況により、いずれも運航できない場合は、本島側への搬送手段がないのが現状であります。救急艇おおとりとドクターヘリが運航できない場合の医療体制につきましては、請島、与路島には常駐している町の看護師に往診等の対応をしていただくことになります。加計呂麻島の場合は、開業医の方が島内に居住しておりますので、連絡、調整を行った上で、往診等を依頼することになると思います。気象状況により、救急艇やドクターヘリが運航できない場合の医療体制は、離島を有する本町にとりまして、喫緊の課題だと認識しております。

教育行政については、教育長が答弁いたします。私からは以上です。

○教育長（盛島正行） 永井しずの議員の一般質問、町内の学校事情について、お答えいたします。

まず、1点目の生徒数が2・3人以下で、次年度の入学が見込めない学校の対策について、お答えします。学校の存続は非常に難しい課題ですが、教育委員会としては、地域の実情を踏まえ、学校や地域、存続委員会とも連携しながら、日本の里かけろま留学制度の周知や小規模特認校制度の導入のほか、集合学習やICTを活用した交流学习、地域資源を生かした特色ある教育活動等を通して、学校の魅力向上とその情報発信に努めています。

2点目の学校において、いじめの認知件数を把握できているかについてお答えします。町内の小・中学校におけるいじめを認知した学校数と認知件数については、毎月把握し、県教育委員会へ報告しています。令和6年度において、認知した学校は7校、認知件数は延べ77件となっています。

○7番（永井しずの議員） では、2回目の質問をさせていただきます。

まず、最初、せとラジの現況についてですね。私が3月の定例会において質問した際、当局からは放送休止期間を今年度6月末まで延長申請を、せとラジから提出したという回答を受けていました。今月がですね、その6月なので、質問をさせていただきました。町民の方からは、仕事をしながらラジオを聞いて、運転をしながらも聞くのが楽しみにしているという声を多数聞いております。また、奄美FMのようにですね、公告を募ったり、サポーター会員を募ったりして、そのやり方を変えてですね、再開ができないものかと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務企画課DX推進室長（中島淳弥） 答弁いたします。まず、これまで町におきましては、放送再開も含めた複数のパターンを想定しながら、対応の検討を進めてまいりました。具体的には、現

在の、現在、法人による立て直し。また、新たな事業者への委託。町による直営。そして、放送業務委託事業自体の廃止といった選択肢を視野に入れて協議を行ってきたところです。併せまして、平成23年度に導入したラジオ放送設備につきましても、現在、更新時期を迎えておりまして、その更新に係る費用は概算で4,000万円程度と見積もりされております。今後、また、正式な届け出が法人から提出された場合の町としての判断ですね、そういったところは、こうした財政的な側面に加えて、先ほどのサポーターの獲得とか、そういったところも含めましてですね、近年の情報発信のデジタル化の進展など、社会全体の環境変化なども踏まえつつ、総合的に判断していきたい、そういったことを考えております。以上です。

○7番（永井しずの議員） 平成23年から14年目、この通信機器の更新時期にあるということですね。4,000万とおっしゃいましたが、たったの14年ですので、例えば年に換算すると1年で285万ぐらいですよ。この金額を14年で割った場合ですよ。ですので、一気に4,000万というと、すごく大きな金額だなと思うんですけども、これを年に換算すると285万ぐらいだと、これからちょっと考える余地もあるんじゃないかなと思ったりもしたんですが、もう、そのいろんな、期限が6月の末という総務省とのやり取りですかね。それはもう町においては、これは無理だと判断されているのか。今後、もしかしたらやってもいいよという企業、事業者が現れたらできるのか。そこら辺をはっきり、ちょっとおっしゃっていただきたいです。

○総務企画課DX推進室長（中島淳弥） 町としましては、現事業所からのですね、正式な届け出、そういったところが出されてからの判断にはなりますが、かなり厳しいものがあるのではと感じているところです。以上です、はい。

○7番（永井しずの議員） 今日、この場でははっきりは言えない立場もございましょう。少しでもですね、町民の人も楽しみにしているので、よい方向が見込めればということで質問させていただきました。よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に行きます。2点目、国道58号線のトイレに関してですね。私が前質問した際も、ある町民の方から、やっぱ切羽詰まって、住用を過ぎるとトイレがない。女性なので、そこら辺でするわけにもいけない。これは中高年の、私たちの中高年の悩みに限らず、観光客とかですね、にも、これは関係することだと思うんですね。私が最近聞いた、その町民の方からの話だと、空港に姪っ子を迎えに行きました。その帰り、私たち、ここに、もう地元の方は、それから以後はトイレはないというのは認知しておりますので、例えばその奄美、グランドゴルフするのもありますよね。海の、道の駅だったり。そういうところでも、とにかく何回もその前で回数をして、そのあとないということは認知しておりますから、だんだん分かってきましたが、それを知らずに来る観光客とか、空港、帰省客とかですね、やはりそれを分からずに、切羽詰まった思いで、すごく大変な思いをしているという話を聞きました。それで、その先ほど、道の駅の公衆トイレの看板の表示板のこともありますが、表示板のことを私は訴えているのではなくてですね、トイレのことなんですけど、要は間に合わせ、とにかくトイレが、用を足したいときの、そんなに立派な施設を造る

んではなくて、トイレ、1人分でもいいです、間に合わせに用を足せるようなトイレが設置できないかということ、聞いているんですけども、いかがでしょうか。

○水産観光課長（保島弘満） その国道58号のトイレ、網野子トンネル過ぎて、瀬戸内、古仁屋までですね、その間のトイレの設置についてなんですけれども、補助事業とか、いろいろ町としましてその条件、メニューだったり、そういったことは調査はしております。また、水がありませんので、水を使わないトイレの設置とかですね、そういったことについては調査はしておりますが、現状においては、町全体のトイレ施設関係、年間の清掃委託料と浄化槽清掃委託料で4,025万円。これ、毎年かかる費用です。こういったことも考えますと、その財政的にも厳しいのかなということもありますけれども、今、代替案として、官民連携共同での課題解決策というのが一つありまして、これは中村議員を通してお話があったんですけども、阿木名伊須蘇刈線の個人店舗のトイレのシェアです。今月で委託契約締結しておりますけれども、そのトイレ施設、トイレの施設自体は個人負担。運営に係るものが町負担。トイレトペーパーであったり、石鹸であったり、清掃用の洗剤であったり、清掃にかかる人件費等は町負担。そういった委託契約を締結しております。この取組を、今後、この国道58号沿線でできないものか、関係者と話し合いをしていきたいと考えております。

○7番（永井しずの議員） 前は、私は瀬戸内町の入口の網野子に、何年も前に町が借り受けた、買い取ったですね、ちょっと広場がありますよね、パッションフルーツのその看板。そこをということも考えたんですけども、やっぱり業者に聞くとですね、やっぱり水道の本管があるときは、1m当たり5万ちょっとは最低かかるだろうということを聞きました。だから、水道の本管があると言えば、もう集落側になるわけですよね、どうろの反対側じゃなくて。それで、やっぱりそこはちょっと無理なのかなとは思いました。その、できればその集落側だと、もう水道の本管があるので、そこの、ちょっと、そこらに畑が網野子、たくさんありますので、そちらの畑の方をちょっと買い取って、トイレができないものかと思っていたんですね。その阿木名の件をおっしゃいましたが、その空き家になるわけですかね。住んでいらっしゃる方が普通にトイレを貸していただける、そういうことになりますか。

○水産観光課長（保島弘満） 個人店舗になります。お店ですね。

○7番（永井しずの議員） いずれにしても、その網野子から古仁屋市街地に来るまでの間に、1カ所、そういうトイレがですね、あったら、とにかく切羽詰まったときに用を済ませる場所があればいいと思うので、是非、その話を進めていただきたいと思います。この質問は以上になります。

3点目、本島側以外の地域医療。3月の議会ではですね、全体の地域医療について質問をさせていただきましたが、今回は、やっぱり本島側だと台風が来ても、風、雨が強くても、車、陸なので、どうにか救急車が行けると思うんですね。でも、加計呂麻・請・与路は救急艇、または奄美ドクターヘリも行けないので、そのときはどうするんだと思つての質問です。また、この間、加計呂麻でイベントがあつてですね、測候所、あそこに参加したときに、加計呂麻の方が、ある方が、御高齢

の方なんですけれども、台風が来たら加計呂麻は見捨てられるのと言言葉を私にかけたんですね。はい、はっと思って、そのとき、気づいたんですよね。そうよね、そうですね。そのとき、だから、是非、今回はその質問をさせようと思って、質問させていただきました。ある、そのことも踏まえて、ある加計呂麻の看護師がですね、既存している、新しく建てるんじゃなくて、今、既存している施設の一室を借りて、今、開業医がいらっしゃいますので、もしよかったら、その一室で間に合わせ、船も何もない、間に合わせに治療ができる、いろんな器具が必要なんでしょうけれども、その加計呂麻の中で治療ができるような場所はないものかということをおっしゃいました。ある施設の方の話に聞くと、以前、県の方に、その施設の一室が空いているので、その開業医の方も承知の上で申請したそうです。すると、法人とか個人ではできないという、断られた、受理されなかったそうです。それで、瀬戸内町、町として、申請していただいたらいかなものかと思うんですけれども、どうですかね。既存の施設を使って。

○保健福祉課長（信島浩司） 永井議員の御質問にお答えいたします。悪天候時の救急搬送、そして、その患者におかれましては、物理的に船も出ない、飛行機、ヘリコプターも、ヘリコプターも飛ばないとすると、その好天になるのを待つしかないという実情があります。今、おっしゃったその加計呂麻島につきましては、開業医がいらっしゃるということで、その一室を借りての申請ということでしたけれども、恐らく、そのスペース的という問題とか、あと、衛生面とか、設備の関係とかで、許可が出なかったという点があると思います。今、御質問のその町として一室を整備してということになります。そこに関しては、空き家情報も含めて、検討していくということしか、今はお答えできないのかなということでございます。そして、請・与路に関しましては、診療所はありますが、そして、看護師も常駐してはいますけれども、医師がいないということでございます。これにつきましては、今、今年度から取り組んでいる遠隔診療ですね、それぞれ離島に、その体が鮮明に映るカメラを設置して、本島側の医者が詳しく診て、看護師とかにこう指示して、処置するということでありますが、そこにつきましては、今年度から段階的に整備していく予定でございますので、その、本当は医者がいて診ればいいんですけれども、そうはいつでも、物理的にできない状況ではございますので、そういった機器とかも整備して、何とかこう急な、急場しのり、しのぎではございませんけれども、できる限りの体制は整えておかなければいけないのかなというところでございます。以上です。

○7番（永井しずの議員） いろんな条件があり、難しい面があるということですね。せっかくその加計呂麻の看護師がね、そういうふうなことをおっしゃって、また、その開業医の方も、すごいそのときは乗り気だったそうなんです。そこら辺を、また、いろいろと知恵が出てくると思っていますので、分かりました。今、現時点ではちょっと無理があるようですね。了解いたしました。

あと、救急車の、3月の質問したんですが、加計呂麻には1台しかないですよね。加計呂麻は徳浜から実久まで、すごく、伊東議員もよくお分かりだと思いますが、距離がありますね。1台では、例えば1件、1日に3件出た場合、端っこから端っこ、行くのは本当、大変です。それでですね、そ

の、また同じ加計呂麻の看護師さんからおっしゃるには、やっぱり優先順位、一人は命に係わる、くも膜下とか脳梗塞だとか、倒れている。でも、行かなきゃ分からないけれども、切り傷であった。ちょっとした応急措置で済んだ。そういうこともあるそうです。それで、その容態をですね、普通の、一般の方が、周りにいる人が、看護師ももちろん駆けつけましたが、いる人が、どうにかこんだけ、瀬戸内町はDXが進んで、デジタル化が進んでいるんですから、消防署とその携帯でその模様、容態ですね、その患者の模様を携帯で写して、消防署の方に動画を送って、そこで、その救急車が優先順位を決められるんじゃないかという提案があったんですね。そこら辺は、どうでしょうか。難しいでしょうか。

○総務企画課長（長 順一） ただいまの質問にお答えいたします。議員がおっしゃる、この携帯電話を使った通信システムですが、これについては、この間、最近、テレビでも放送されておりました。県内に2市、鹿児島市と霧島市が導入、消防局が導入してスタートしております。これは、第一発見者ないし通信、最初、見つけた方々と消防組合の通信司令部の方で、通信を携帯を使つての通信の中で、やはりその患者の動態、写した中で、通信司令部から指示をしながら、どうしたらいいかと、また、どういう対処をしたらいいかということ、やはりアドバイスをしながら、的確な指示を与えるということで、現在、こういうのが、今、鹿児島県でも2カ所ほど始まっております。この件に関しては、やはり大島地区消防組合でも考えていかなければならない課題かと思いますので、町当局としても、大島地区消防組合の提言をさせていただいて、こういうことが可能なか。また、これから先、調査、研究を進めて、導入に向けた話し合いができるのか。お願いしてまいりたいと考えております。

○7番（永井しずの議員） 是非、進めていただきたいと思います。では、この質問は以上になります。

4点目、町内の学校事情についてですね。最近、1人しかいないという学校があります。それで、やっぱり1人しかいないと、勉強面は先生が一对一で教えてくれます。けれども、人とのコミュニケーションをとるのがすごく難しくなっているんですよね。それで、あんまり、うちで下宿もしたことありますが、人との会話が苦手だったり、そういうことがあるんですね。御存知のように、池地ももう小学校が休校で、中学生が1人になりました。ある請阿室の人がですね、自分はもう都会にもう何年か後、帰るんだけど、その家をもし里親制度というのをするんだったら、家を提供してもいいよということをおっしゃったんですね。そういう人がいるんですが、いかがでしょうか。難しいですか。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） 池地小学校の存続問題につきましては、大きな課題とは捉えておりますけれども、先日も、6月の9日ですかね、池地小・中学校、池地の存続委員会の方々とも話す機会がありました。教育委員会も、教育長、私、また、担当と訪問して、いろいろお話もしたところですが、そこでは、まずはその加計呂麻留学制度ですね、これに向けて、募集、それから、住居の確保、仕事の確保、そういったことで協力していこうという、それぞれできることをや

ろうということでありました。また、それがなかなか上手くいかない場合は、その里親ということも考えられるけれども、その時の話では、今、すぐにという方は、その場ではおっしゃられなかったんですけれども、今後、常会等で話してみられるということでありました。ただ、里親、1人だけいればいいではなくてですね、もう議員も御存知だと思いますけれども、その方がなんかあって、子供見れなくなったとか、その方が島からちょっと離れる機会があるとか、そういったための、こうサポート体制というんですかね、そういったのもしっかり確保できた上でないと、ただその1人、1家庭、いらっしゃればいいのかというでもないと思っておりますというような話もしたところでありますので、今後、また、そのような方がいれば、個別にですね、できるかどうかは検討していきたいと思っておりますけれども、まずは留学制度による募集、それから、地元でも郵便局とかですね、仕事についても協力できるだけしたいということもございました。空き家についても2件ほどですね、改修を含めて、また、すぐに入れるところもあるということでございましたので、それに向けて、協力してやっていけたらと思っておりますのでございます。

○7番（永井しずの議員） 池地に関しては、何年か前ですね、廃校になった学校を開校する。これはもう、その集落の人が全員で一致協力して、本当に校庭を整備したり、全員でやりましたよね。そのとき、また、子供が、また、いたのですよね、古仁屋から引っ越したりですね、したと思うんですね。そのことを考えると、本当に集落の協力なしではできないことですよ。里親、募集するにしても、生徒が来ないとそれは必要ないということですよ、生徒がいないと。生徒も都会から呼んだりするんですけれども、もう既に与路がやっているのです、同じような、近くでね、それができるかどうかちょっと不安なんですけど、もし、一つの案です、もしですね、1人でいるとスポーツもできないです。ほかのいろんなスポーツができないですよ。やっぱり友達とか同窓生、学校に生徒がいた方が、いろんな人とかかわり合ったり、スポーツができたりしますよね。スクールバスというのがあるんですから、これはのちのちの話なんですけど、スクール船、船で、一つの学校に、人数がいる学校に船でこう通わせる。そういうことも考える、のちのちです、すぐではないと思いますが、考えられると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） 船での送迎ということ、加計呂麻の学校にとかという想定ですかね。そこは、今、この段階で余談をもっては申し上げられませんが、里親制度をその島内でバスで送迎とかですね、寮を運営するということは、与路島でも行っておりますけれども、その、そこにかかる人、存続の条件としては、開校の条件としては、3世帯以上で4年間は継続して就学できる環境にある場合ということが前提ですけれども、先生の配置とかですね、寮の運営、また、そこにかかる経費、それから、スクールバス等も、予算的な部分も相当ありますし、また、池地ではないところから通うとなると、そこにかかる、また、人の確保とか、様々な課題もありますので、まずは今年できるところに全力で、先ほど申し上げたことをですね、取り組んでいきたいというふうに考えております。

○7番（永井しずの議員） 瀬戸内町も財政が本当に大変な中ですね、本当、お金がかかりますよね、

分かります。とにかく、できれば都会の方からですね、留学制度を利用して来られたらいいなと願っております。

あと、2点目の町内の学校のいじめの件数ですね。私は人権擁護委員をやっている立場から、11月、12月に何校か人権教室に伺っております。そこで、やはりいじめのことも話をします。令和5年の統計によると、全国のいじめの認知件数は73万2,568件だそうです。過去最多となり、その中で小学校が80%を占めているそうです。小学校の低学年の大半が、まずはからかいに該当する、からかうんですよね。それが、相手にとってはからかいではなくて、受け止める方は、それがもう嫌な思いをしたり、辛い思いしたり、それがいじめに発展するということです。それで、現在、大体、理由はいじめだと思うんですが、町内で不登校の児童・生徒数が、大体、何人ぐらいいらっしゃるか、分かる範囲でいいんですが、お願いします。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） 毎月5日以上、欠席が続くような子供の報告というのはございますけれども、それが20件、20件ぐらいだとしますと、病気であったりですね、家庭の事情であったりというのがありますので、その中でも不登校傾向というのは、数名、5・6名程度だと捉えております。

○7番（永井しずの議員） 不登校の、してもそうですが、いじめのこともそうなんですけれども、家庭でも、子供と会話をし、子供の変化に気付いてほしいと思うんですよね。学校においても、何かしら子供たちはSOSを発信していると思います。先生たちは、今、本当に忙しいと思いますが、学校においても、子供の変化、心配りとやっていただきたいんですね。そういうことを、教育委員会として、月、年に1回、年に2回とか、指導に行かれていますか。

○教育長（盛島正行） いじめ問題につきましては、県の施策の一つでもあって、それに沿ってやっているんですけれども、前学期はじめをいじめ問題を考える習慣として取り組みましよう、鹿児島県教委が進めているところで、本町もそれにそってやっています。そして、最低、この期間中にアンケート調査をする。状況によっては毎月、実施している学校もあります。できるだけ多めを、アンケート調査を実施したり、教育相談をもって、子供の実態を把握するというのは。いじめの認知件数というのは、多くてもいいんだというのが、子供たちをよく見ているから、そういうの、分かるんだ。逆に0というのはちょっと心配だねというのが、これ、文科省も県も言っているところで、私たちも学校にはそういう働きかけをして、件数じゃなくて、見つけて、そして、それをできるだけ早めに解決していくというスタンスで学校には指導しているところです。

○7番（永井しずの議員） そうですよね。アンケート採ったり、まずは把握をして、たとえからかいであっても、相手がそれがいじめだと思ったらいじめですもんね。それを聞いて少し安心しましたが、現在の学校現場で、先生方はとても忙しくですね、働き方改革も行われているぐらいです。もし、学校でそういういろんな問題が起こったとき、家庭のせい、学校のせい、教育委員会のせいなど、悪者探しをするのではなく、まずは先にその問題行動だけをまずは指導していただきたいと思いますよね。そちらの方はどうでしょうか、教育長。

○教育長（盛島正行） 永井議員の質問にお答えします。やはり実態を把握して、それぞれ、お互いのせいにしないで、当然のことですね。親と情報共有をしていく。そして、お互いにできることをやっていくというのが。そして、教育委員会もしっかりと保護者や学校をバックアップしていく、支援していくというスタンスで取り組んでいくところであります。以上です。

○7番（永井しずの議員） 親はですね、やっぱり自分よりも子供を大切に、自分もそうでした、し、親が子供を心配するのは当然であります。例えば、ちょっと学校を非難したりとか、そういうこともたまにあるとおもうんですね。しかし、この町の宝である子供たちを守っていくためには、私たち大人が、その喧嘩に気付くとか、変わっていかねばいけないと思うんですね。つい2日前、この議会の始まる1日前でしたが、私の知っている専門学校に通っている子が、ちょっとクラスでいじめにあって、教室に入ると心臓がドキドキする。入れないということを言ったので、名瀬に通っていますが、一応、家に呼んで、話をずっと聞いて落ち着かせました。結局、泊めて、うちから学校に行かせましたけれどもね。そうやって、大人が、おかしいな、元気がないな、そういうことに気付いてあげて、声を掛けてあげる。それが必要だと思うんですね。私が何を言いたいかというと、未来のある子供たちが、この瀬戸内の子供、もちろん、全国そうですけれども、見守らなければいけない。子供が自ら自分で命を絶つようなことが絶対あってはならないと思うんですね。ですから、この話をしました。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（向野 忍議員） これで、永井しずの議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日、6月19日木曜日は午前9時30分から本会議を開きます。

日程は、一般質問及び追加議案であります。

本日は、これで散会します。

散会 午後 4時16分

令和7年第2回瀬戸内町定例会

第 3 日

令和7年6月19日

令和7年第2回瀬戸内町議会定例会

令和7年6月19日（木曜日）午前9時30分開議

1. 議事日程（第2号）

○開議の宣告

○日程第 1 一般質問(通告順)

6 栄克人議員

7 元井直志議員

8 泰山祐一議員

○日程第 2 議案第55号 加計呂麻港(俵地区)改修工事(1工区)請負契約の締結について

○日程第 3 議案第56号 加計呂麻港(俵地区)改修工事(2工区)請負契約の締結について

○日程第 4 議案第57号 令和6年度(繰越)防災行政無線(同報系)親局・中継局改修工事請負契約の締結について

○日程第 5 議案第58号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

○日程第 6 議案第59号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○日程第 7 議案第60号 旧久慈小中学校を活用した農泊推進型施設の管理に関する条例の制定について

○日程第 8 議案第61号 加計呂麻ターミナルの設置及び管理に関する条例の制定について

【議員派遣の件】

○日程第 9 議員派遣の件

【閉会中の継続審査・調査申し出】

○日程第10 防衛事業と地域共生調査特別委員会(特別委員会)

○日程第11 所管事務調査 第三セクターの運営についての調査(総務経済常任委員会)

○日程第12 所管事務調査 こども育成環境整備に関する調査(文教厚生常任委員会)

○日程第13 本会議の会期日程等議会の運営に関する事項(議会運営委員会)

※ 散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

令和7年第2回瀬戸内町議会定例会 6月19日(木)

○出席議員は、次のとおりである。(10名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	栄 克 人 議員	2 番	里 山 正 樹 議員
3 番	伊 東 さおり 議員	5 番	中 村 洋 康 議員
6 番	泰 山 祐 一 議員	7 番	永 井 しずの 議員
8 番	柳 谷 昌 臣 議員	9 番	元 井 直 志 議員
10 番	池 田 啓 一 議員	11 番	向 野 忍 議員

○欠席議員は、次のとおりである。(0名)

○職務のため会議に出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長	義 永 将 晃	事 務 局 次 長	喜屋武 純 仁
庶 務 議 事 係	宮 原 美 子		

○地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	鎌 田 愛 人	保健福祉課長	信 島 浩 司 (午後)
副 町 長	福 原 章 仁	保健福祉課長補佐	静 島 春 玲 (午前)
教 育 長	盛 島 正 行	建 設 課 長	浜 田 高 仁
総務企画課長	長 順 一	水 道 課 長	栄 順 二
総務企画課企画補佐	田 原 章 貴	商工交通課長	勇 忠 一
総務企画課財政補佐	茂 野 清 彦	水産観光課長	保 島 弘 満
総務企画課人事補佐	勝 田 忠 広	農林課長兼農委局長	永 井 健一郎
総 務 企 画 課 D X 推 進 室 長	中 島 淳 弥	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	保 岡 直 人
税 務 課 長	林 敬 郎	教 育 委 員 会 長 総 務 課 長	徳 田 義 孝 (午前)
町民生活課長	保 岡 忠 洋	教 育 委 員 会 総 務 課 長 補 佐	川 崎 弘 樹 (午後)
		社会教育課長	昇 憲 二

△ 開 会 午前 9時30分

○議長（向野 忍議員） これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付の議事日程第3号のとおりであります。

△ 日程第1 一般質問

○議長（向野 忍議員） 日程第1、一般質問を行います。

通告に従って、質問者は順次、一般質問席において発言を許可します。

通告6番、栄 克人議員に発言を許可します。

○1番（栄 克人議員） おはようございます。通告に従い、1回目の質問を行います。

ごみのポイ捨て防止条例の制定について。瀬戸内町は豊かな自然と美しい海岸線に恵まれ、観光資源としても大変重要です。しかし、近年、観光客や一部町民によるごみのポイ捨てが見受けられ、地域住民から環境への悪影響を懸念する声があがっています。環境保全と町の美観、さらには観光価値を守るため、ポイ捨てに対する明確なルールと罰則を設けるポイ捨て防止条例の制定を求めたいと考えています。

1、町として、現在ポイ捨て防止にどのような対策を講じているのか、お伺いします。

2、過去にポイ捨て条例の制定を検討したことがあるか。ある場合、その結果、理由をお伺いします。

3、町民、観光客に対するポイ捨て行為への具体的な苦情や事例は報告されているのか、お伺いします。

次の質問です。部活動等の遠征時に学校の公欠扱いについて。瀬戸内町立の学校では、部活動が地域に根差した教育活動として、生徒の心と体の健やかな成長や仲間とのつながり、競技力の向上に大切な役割を果たしています。ですが、大会や遠征が平日に行われると、授業への影響や出席の取り扱いについて、学校、保護者、生徒の間で考え方に違いがあるというお声も耳にしております。

1、瀬戸内町立の学校において、部活動等の大会、遠征時の出席扱いについて、公欠の基準はどのように定められているのか、お伺いします。また、その基準は教職員、保護者、生徒にどのように周知されているのか、併せてお示してください。

2、公欠扱いに関して、学校ごとに運用に差が生じることは、生徒の公平性に影響を及ぼす恐れがあります。町教育委員会として学校ごとの運用状況をどのように把握し、必要に応じて調整や支援などの対応をされているのか、お伺いします。

次に、せとうちフクシフェスタ開催後の総括と今後の展望について。せとうちフクシフェスタが盛況のうちに開催されたことに対し、関係者の皆様の御尽力に敬意を表します。今回のイベントは多くの町民や関係団体の参加を得て、地域福祉の啓発や交流の場として大変意義深いものとなったと考えております。

1, せとうちフクシフェスタの参加者数, 来場者の満足度, イベント全体の成果について, 町としてどのように評価されているのか, お伺いします。

2, 開催後に, 町民や関係者から寄せられた意見や要望について, 町としてどのように把握し, 整理されているのか。そして, それらの声を今後どのように生かしていくのか, お伺いします。

3, 今後の開催において, 運営面や予算面, 参加者対応, 安全管理など課題があった場合, その具体的な内容と原因について。また今後, どのような改善策を講じていくのか, 伺います。

4, 次回以降の開催に向け, より多くの町民参加を促すための取組やデジタル技術の活用, 新たな規格の導入等について, 町としてどのような方針をお持ちなのか, お伺いします。

5, せとうちフクシフェスタを通じて, 地域における福祉意識の向上やネットワーク形成にどのような効果があったと, 町として考えているのか。また, その成果を地域福祉施策にどのようにつなげていくのか, お伺いします。

1回目の質問は以上です。

○町長(鎌田愛人) おはようございます。栄 克人議員の一般質問にお答えします。

1点目のごみのポイ捨て防止条例の制定についての, 町として, 現在, ポイ捨て防止にどのような対策を講じているのかについて, お答えします。対策については, パトロール, 巡回を強化し, 広報を行ってまいります。

次に, 過去にポイ捨て条例の制定を検討したことがあるか。ある場合, その結果と理由についてお答えします。以前, 検討したが, 条例制定まで至っていません。奄美大島の5市町村では, 奄美市がポイ捨て防止条例を制定していますが, 瀬戸内町, 龍郷町, 大和村, 宇検村は制定されていない状況です。

次に, 町民, 観光客に対するポイ捨て行為への具体的な苦情や事例は報告されているかについてお答えします。町民及び観光客からポイ捨てに関する苦情や事例の報告はありません。

教育行政については, 教育長が答弁いたします。

3点目のせとうちフクシフェスタ開催後の総括と今後の展望について, お答えいたします。せとうちフクシフェスタの参加者数, 来場者の満足度, イベント全体の成果についてお答えします。当フェスタの参加者数についてですが, 5月24日の式典が150人。5月25日午前のトークショーは200人でした。25日の1日を通しての来場者は延べ800人ほどで, 来場者の満足度については, アンケートの結果ではよかった, とてもよかったを合わせた回答は8割を超えており, 参加した多くの方に満足いただけたと感じているところです。イベント全体の成果につきましては, 来場者による車イス体験や高齢者疑似体験等による対象者への配慮すべき点に気づきや学び, また, 講演会による福祉関連知識の習得など, 福祉への関心を広めることができたと評価しております。

次に, 開催後に町民や関係者から寄せられた意見や要望について, 町としてどのように把握し整理されているのか。また今後, どのように生かしていくのかについて, お答えします。イベント両日において, それぞれアンケートを実施しており, それらを集約した内容や直接いただいた意見を

まとめ、それを基に、先日、実行委員会においてさらに議論を行い、来年度以降の開催に生かしていきたいと考えております。

次に、今回の開催において、運営面や予算面、参加者対応、安全管理などで課題があった場合、今後、どのような改善策を講じていくのかについてお答えします。運営面においては、15人の実行委員のうち、半数を民間から取り入れるなど、柔軟な企画運営ができたと思います。予算面においては、限られた予算を効果的に活用できたと思います。参加者対応や安全管理については、イベント開催日に交通整理員、総合案内設置、託児所開設、救護室の設置、手話通訳の配置など、参加者が安心して楽しめるよう、適切な職員配置と施設設置に努めましたが、いろいろと課題もありましたので、次回開催時には改善し、対応したいと考えております。

次に、次回以降の開催に向け、より多くの町民参加を促すための取組や、デジタル技術の活用、新たな規格の導入等について、町としてどのような方針をもっているか、いるのかについてお答えします。多くの町民への参加を促すためには、やはりデジタル技術の活用は欠かせないと考えます。今回も町ホームページやLINEの活用を積極的に行い、大きな効果を得ることができましたので、来年度も同様に活用したいと思います。また、アンケートの結果では、新聞折込みを見てイベントの開催を知ったという声も多くありましたので、デジタルになじみのない方の対策としても併用して実施してまいりたいと考えております。新たな企画の導入については、参加事業所や町民の皆様の意見等を参考に、実行委員会で検討していきたいと考えております。

次に、せとうちフクシフェスタを通じて、地域における福祉意識の向上やネットワーク形成にどのような効果があったと、町として考えているのか。また、その成果を地域福祉施策にどのようにつなげていくのかについてお答えします。今回のイベントでは、車イスの試乗や高齢者疑似体験等により、障害者や高齢者の立場に寄り添った行動や考えができる景気づくりの場となったことで、福祉に関する意識の向上につながったと考えます。また、出店事業所間や来場者同士の交流により、ネットワーク形成のきっかけづくりになったのではと期待しているところであります。イベントの成果については、アンケート集計結果の意見なども参考にしながら、今後の地域福祉施策につなげていけるよう取り組んでまいります。

私からは以上です。

○教育長（盛島正行） おはようございます。栄 克人議員の一般質問にお答えします。

まずはじめに、部活動等の大会、遠征時における公欠の基準として、その周知について、お答えします。学校教育の一環である部活動大会の参加については、文部科学省の通知において、学校の教育活動の一環として、運動や文化などに関わる行事に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができると明示されています。町教育委員会では、部活動が学校教育の一環として合意的、効果的で、かつ、持続可能な形で指導、運用されるよう、部活動のあり方に関する方針を策定し、学校に周知していますが、各種競技大会等への参加や出席扱いについては、校長が通知の定める取り扱いに従って、教育上、有意義であるかどうかを個

別，具体的に判断し，決定しています。

2点目，学校ごとの運用状況をどのように把握し，調整や支援を行っているかについてお答えします。学校ごとに部活動の数や大会等，参加の状況は異なっており，部活動のあり方については，各学校で，部活動規定等を策定しています。教育委員会として公欠の状況等を詳細に把握し，調整するなどの対応は行っておりません。文化活動を含め，全ての部活の大会参加や出席扱いについては，教育上の意義や生徒指導者の負担，負担が過度とならないことを考慮して，各学校の実態において精選，調整されて，最終的には学校長の判断で決定されています。

○1番（栄 克人議員） 1回目の回答，ありがとうございました。

2回目の質問に移ります。ごみのポイ捨て防止条例の制定についてですが，瀬戸内町におけるごみのポイ捨てに関しての質問をさせていただきました。ポイ捨ては町の景観を損なうだけではなく，海洋プラスチック問題など，海洋，環境汚染の深刻な要因となり得るものです。また，子供たちと一緒に清掃活動等を行った際にですね，子供たちが，子供たちに対してごみを捨ててはいけない，ルールを守りましょうという指導をしながら，ごみ，一緒に清掃活動行っている中でですね，矛盾している点があつて，子供たちが拾うごみの中にですね，もちろん，空き缶，ペットボトル等あるんですけども，それともう数が一番多いのがですね，煙草の吸殻，これがすごい多く見受けられるのが現状です。子供たちに対して，私たち大人がごみを捨ててはいけませんよ，ルールを守りましょうという指導をしながらですね，拾うごみの中には私たち大人が吸ったごみの吸殻が落ちている。この現状を見てですね，本当，矛盾しているなどむなしさを感じる場面が多々あります。このごみのポイ捨て条例の制定はですね，罰則を科すことが目的ではなく，ごみを捨てる抑止力につながるといいますので，是非，このごみのポイ捨ての条例ですね，過去に検討されているという話も読まれました。大島郡ではですね，徳之島町と知名町がこのごみのポイ捨て条例を制定，設置されているということです。また，徳之島町においてはですね，犬の糞もごみの中に盛り込まれています。是非，このごみのポイ捨て条例ですね，抑止力につながるといいますので，是非，今一度検討，よろしくお願いいたします。

次の部活動等の遠征時に学校の公欠扱いについての質問です。保護者，生徒たちには周知はされていらっしゃるのでしょうか，伺います。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） 部活動のそのとり，部活動等の大会等の参加については，先ほどもありましたけれども，学校の校長の方で判断されるということです，個別にそれぞれの大会においてどういう扱いをしたというのは，そういう問い合わせ等があれば答えられてらっしゃると思いますけれども，こういう方針で，こういう場合はこうというような，そこまで具体的には，公表されているかは，こちらは把握はしていないところであります。

○1番（栄 克人議員） ある生徒のお話ですが，皆勤賞を取りたい。でも，大会にも出たい。どちらを選択すればいいのか，選択，選ぶのがつらかったと悩んだ末に，周りの同じ仲間から一緒に出ようということで，説得もあり，大会に出ることを決めたという話を聞きました。でも，本人の

気持ちとしては、両方大事に、大切にしかったという思いがあったそうです。やはりこのような子供たちの素直な気持ちに、私たちはどう応えていけるのか。やはり単に制度の話だけではなく、このような声をしっかり受け止め、出席扱いのあり方について、改めて御検討いただきたいと思います。校長判断となっていますが、また、校長先生が変わってしまうと、また、違う判断になる可能性があると思います。そのところ、教育委員会として、どこかサポートできないかどうか。引継ぎで、是非、これはこうしてほしいというような提案等できないものか、伺います。

○教育委員会総務課長（徳田義孝） 先ほどの最初の答弁、教育長の答弁もございましたけれども、基本は教育上、それが有意義かどうかというのを判断するということでもありますので、例えば、すごい過度に参加して、受けるべき授業が十分に受けられなかった。それも公欠に、公欠って、出席扱いにできるかという、そこら辺の判断は、やはり学校長がその教育課程等を見ながらですね、判断されているところだと思いますし、また、学校経営ということでは、校長の方針ということで、校長によって判断が変わってくる、こういうことを重視する、どこまで出席扱いとする、そのような判断は、やっぱり学校経営方針というところでの校長の判断になると思っておりますので。県からはですね、県内の大会には1回だけ、ブロックの大会は1回だけ、そのような基準は示されているところです。町の場合はそれ以上参加もできるような通達はしておりますので、その範囲の中で、校長がどのように判断されるかということ、最終的にはですね、最初の答弁にありましたように、学校長の判断になると思っております。

○1番（栄 克人議員） 分かりました。次の質問に移ります。せとうちフクシフェスタ開催後の総括と今後の展望について、2回目の質問をします。来場者数800人と、すごいたくさんの来場者でにぎわったと思います。この中で、アンケートを採った中で、年代層に分けて、そういうアンケートの採り方はやられたのでしょうか、伺います。

○保健福祉課長補佐（静島春玲） お答えいたします。年代別にも分けてアンケートを実施しております。以上です。

○1番（栄 克人議員） その年代分けされた人数を教えてください。各年代層の。

○保健福祉課長補佐（静島春玲） アンケートの内容はですね、人数というよりパーセンテージであげていますですけども、それでよろしいでしょうか。まず、10代にしましては、アンケートにお答えした人数に関しては、10代は0となっております。20代にしましては、20代から30代にしましては14%、40代から50代にしましては38%、60代にしましては28%、80代以上にしましては18%という結果となっております。

○1番（栄 克人議員） この結果を受けてですね、10代が0%と20代、30代が14%、低い。10代の子供たちもたくさんおられた、アンケートを気にしなかったということですかね。

○保健福祉課長補佐（静島春玲） このアンケートはですね、受付、総合案内所の方で来場者に配布をいたしまして、トークショーとか講演会を、に参加された方が主となっております、外側に設置しましたブースの体験をされた子供たちには、実際、アンケート調査というのは行っておりませ

ん。以上です。

○1番（栄 克人議員） 分かりました。私も参加させていただき、子供たちがたくさんにぎわって楽しんでいる光景を見たので、0%になっていますが、もっと高いパーセンテージになると思います。やはり次世代の介護をしないと、これからですね、介護、福祉に携わっていく若い世代の来場者数ですね、その数を増やすための何か、今後ですね、そういった、何て言うんですかね、何か講じていますかね。SNSとかやられる。若い世代に向けての広報を考えられているのか、伺います。

○保健福祉課長補佐（静島春玲） お答えいたします。今回のフクシフェスタの案内も。スポーツ少年団の方にも周知をしたり、エンタメから、エンタメからの福祉ということで、広くSNS等を活用して、若い世代への呼び掛けも行いましたが、なかなかいろんなスポーツ少年団の活動やその他の行事等を重なったこともあり、数字的には若い世代が若干少なかったかなというところは、次の課題と考えております。今後はですね、早めに地元の子供たちに教育的な取組として福祉に、小さいうちから関わっていくような仕組みづくりも考えていきたいと思っております。以上です。

○1番（栄 克人議員） 分かりました。このフクシフェスタ開催終了後ですね、何か変化は、例えば相談が増えたとかですね、そういった変化はありましたか、伺います。

○保健福祉課長補佐（静島春玲） お答えします。実際ですね、相談が直接、保健福祉課の方にフクシフェスタを機会に新たにあったかというとなると、保健福祉課については、日頃様々な分野の相談が来ている状況でありますので、フクシフェスタがきっかけで新たな相談があったというところは、今のところございません。ただ、実行委員の中で反省会、次にどういった活動をするか、今回の課題は何があったというところで、皆さん、口々に言われたことはですね、このフェスタを通して様々な福祉分野、いろいろありますが、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉、母子及び父子、寡婦の福祉、それぞれの分野で、このフクシフェスタを通して、参加者が福祉に触れることにおいて、自分に何ができるかというのをすごく考えさせられたイベントになったという声は多くいただきました。以上です。

○1番（栄 克人議員） 分かりました。私も拝見させて、舞台のステージとかですね、特に町長率いる劇団の皆さんの認知症を題材としたコント、コントじゃないですね、劇、劇ですね。あれ、ものすごい町長も自前のずらを持って来られて、自前のTシャツを持って来られてですね、おもしろおかしく構成されているのがすごい印象的で、私も義理の母を他界した、他界した義理の母をですね、が認知症で、患っていたのでですね、その劇を見て、後半はですね、胸が熱くなる思いでいっぱいでした。良かったと思います。また来年はですね、レベルアップして、是非、劇を頑張って披露していただけたらと思います。

最後にですね、このようなイベントは、やはりこの主催者側が楽しみながら取り組むことで、自然と参加者にもその雰囲気伝わり、より魅力あるイベントとなっていくものと思います。今後ですね、是非、関係者の皆様に楽しんでいただきながら、町民の皆様とともに、これからも地域福

祉の充実と誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進に向けた福祉イベントとして成長させていけるような取組を引き続きお願いしたいと思います。

私の政治の信念ですね。強く、優しく、明るく、これを基に頑張っています。やはりこういったイベント通してですね、みんなでこう楽しく、明るい場所には必ず人が集まってきます。今回のイベントもですね、すごいもう実行委員の方たちがすごい楽しんでいるように見受けられました。これを、この思いをですね、瀬戸内町に関しても、みんながこういやいややるのではなく、楽しみながらですね、やることによって、いろんな人がたくさん集まってくると思います。必ず、明るい場所には人が集まってきます。これをしっかりね、皆さんとともに頑張っていきたいと思います。

私の質問は以上です。

○町長（鎌田愛人） このせとうちフクシフェスタですね、私のマニフェストにも、幸せな暮らしとともに支え合う福祉の島ということで、福祉は大変幅広い分野であります。そういう中で、イベントを開くのが目的ではなく、イベントを通して、いかに福祉のことを知ってもらうか。自分に関わりのない福祉関係でも知ってもらうかということは大事だというふうに思います。そういう中で、子供のアンケートの件数が少なかったという点はですね、今後、子供たちも関わる、そういう場面も必要だというふうに思います。議員も舞台発表で空手を披露していただきましたし、そのことに関しては感謝しておりますし、また、ほかの内容においてもですね、子供たちが関わる中で、そういう子供たちに福祉を知ってもらうということが大事だというふうに思います。私も劇、出ましたけれども、そのハゲズラ、まいハゲズラですね。子供に貸してですね、子供がそういうこともできるんじゃないかと思いますので、そういう楽しくですね、参加者も、そして、スタッフも楽しくやれるようなイベントを通していくのが大事だというふうに、私も議員の言われるとおりだと思いますので、今後、そういうイベントを通した中で、さらに瀬戸内町の福祉が充実するように努めていきたいと思いますし、また、関係機関ですね、関係機関との連携が大事だというふうに思います。そういうことも含めて、さらに福祉に関しても力を入れていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（向野 忍議員） これで、栄 克人議員の一般質問を終わります。

休憩します。再開は10時20分とします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時20分

○議長（向野 忍議員） 再開します。

通告7番、元井直志議員に発言を許可します。

○9番（元井直志議員） 今年はですね、例年になく非常に暑く感じられます。梅雨だというのに雨はほとんど降りません。今年はですね、夏、多分、水不足になるんじゃないかと予想されます。非常に暑いので、皆さんも熱中症にならないように気を付けましょう。

それでは、通告に従い、一般質問をいたします。

まず、営農センターのあり方について、お尋ねします。現況、あと研修終了後の支援体制について伺います。

次に、防犯カメラの設置について、伺います。町内の防犯カメラの設置状況はどうか。

次に、各集落に、出入り口に、防犯カメラを設置してはどうか。

次に、農家の支援について、伺います。補助の現況を問います。

これからの支援体制はどうかについて、お尋ねします。

最後に、各集落の公衆トイレの設置についてお尋ねします。これから、どういうふうになっていくか。年々、整備していく必要があるのではないかと考えます。

以上について、一般質問をいたします。

○町長（鎌田愛人） 元井直志議員の一般質問にお答えします。

1点目の営農センターのあり方について、現況についてお答えします。毎年、4月1日から翌年6月30日までの1年間、研修生を受け入れ、研修棟1棟、ハウス10棟、農業機器格納庫、野菜ほ場10aで研修を行っています。

次に、研修終了後の支援体制について、お答えします。研修終了後の就農開始準備等のため、研修終了後、最長2年間のサポートハウスの使用を可能としており、農林課、農業委員会、大島支庁農政普及課で構成しています、新規就農担い手育成支援チームを中心に、新規就農者が円滑な経営基盤が図られるよう、サポート体制を構築しています。また、鹿児島県の農業未来創造支援事業、新規就農者育成対策を活用することで、負担軽減を図っています。

2点目の防犯カメラの設置についての、防犯カメラの町内の設置状況についてお答えします。町内への設置数は4台で、設置個所は春日公園、きゅら島交流館、大湊のiショップ、古仁屋小学校交差点となります。

次に、各集落の出入り口への設置について、お答えします。防犯カメラを設置するメリットや効果については、安全で安心な暮らしを守ることであります。トラブルや犯罪を防ぎ、迅速に対応できる点から、非常に有効な対策の一つと考えられます。町全体の治安を守るために、どこに設置することが望ましいか、今後、関係機関等と協議が必要と感じますので、各集落への設置等も含め、検討していきたいと思えます。

3点目の農家の補助についての、補助の現状、現況について、お答えします。国・県・町の補助事業として、安定した収益、PR活動、省力化を目指し、奄振を利用した農業創出緊急支援事業や加計呂麻島、請・与路に特化した特定離島ふるさとおこし推進事業により、共同利用農業機器、農地改良、飼料、敷料海上運搬費用、営農ハウス建設の助成を行っております。また、畜産農家の経営支援と生産基盤の安定を目的に、子牛運搬軽減対策事業、肉用牛贈答推進対策事業、優良種豚導入事業、家畜人工受精料の助成を行っております。

次に、これからの支援体制についてお答えします。超省力化や高品質生産等を目指すため、令和

2年度よりスマート農業に関する情報収集や生産者の理解を深めるための研修会、実演を開催してまいりました。令和6年度は共同利用のラジコン草刈り機を導入しています。これからの支援については、生産農家と話し合い、生産者が望む補助事業の導入を関係機関と進めてまいります。

4点目の各集落に公衆トイレの設置についての、これからの方向はについてお答えします。各集落への観光トイレの整備については、現時点での計画はありません。

次に、年々整備していく必要があると考えるかどうかについて、お答えします。観光地におけるトイレ・シャワー施設整備につきましては、町全体の財政状況や社会情勢、諸計画に沿って整備してまいります。以上です。

○9番（元井直志議員） それでは、第2回目の質問をいたします。

まず、トイレの方からいきたいと思います。トイレの設置についてはですね、各議員がいろいろな質問をしております。私もいたします。それだけですね、関心が高いということではないかと思っております。これからですね、各集落に1カ所は常時使える公衆トイレの設置は必要であると考えています。古仁屋地区にはですね、公園もあり、トイレも何カ所かあります。古仁屋市街地以外にはですね、ほとんど公園はないです。公園につきもののトイレも、多分ないです。是非、お願いしたいところであります。そのところ、どうなんでしょう。どう思っていますか。

○水産観光課長（保島弘満） 観光課としての見解なんですけれども、観光地におけるトイレ・シャワー施設の整備に関しましては、結論から言いますと、足りていると、充実しているというふうに認識しております。ちなみに、トイレの数なんですけれども、東方地区におきましては、九つ。公園以外ですね、トイレ・シャワー施設があります。また、西方地区についても、7地区、7個整備しております。実久、加計呂麻の実久地区に関しましては、6施設。鎮西地区の10施設、鎮西地区につきましても10施設のトイレ・シャワー施設を整備しております。観光地におけるトイレ・シャワー施設については、最初にも言いましたけれども、充実しているというふうに認識しております。

○9番（元井直志議員） 観光地、トイレですね、シャワーまで必要だと言っていないけれども、トイレは必要じゃないか。世界的に見てですね、日本にいらっしゃる外国人ですね、日本のトイレは世界中から来る観光客にとっては非常に好評です。世界に類を見ないすばらしさだと言われています。そのような観点からもですね、トイレというのは、やっぱり必要だと思います。各集落、ないところはあるんですよ。観光地以外のところは。ないところからの要望が結構あるんです。公衆トイレ、必要じゃないかと。この間の議会でも、トイレを借りに来たりとか、その辺でしてしまったりとかいう例もありましたので。世界自然遺産の町としてはですね、トイレというのは非常に重要だと思うんです。ちなみにですね、阿木名の隣のちょっとした集落は芝というんですけれども、そこにシーバーというところがありまして、今、ちょっとした休憩所みたいな、キャンプ場みたいな感じを作っていますけれども、そこは自前でトイレを設置しました。コンテナを利用して、約300万かかったということです。誰でも使っていいと。非常にこう立派なトイレです。ああいうトイレをですね、造れるもんじゃ、造れないかと考えています。あとの管理はですね、集落に任せ

て、町は造るだけでいいです。年々そういう施設を増やしていったらいいんじゃないかと思うんですけれども。どうでしょうかね。シャワーなしのトイレってそんなに高くないと思います。2,000万とか3,000万かかるわけじゃないんですから。是非ね、その辺を、参考にしてですね、是非。そうじゃなければですね、各公民館のトイレ。大体、集落には公民館がありますよね。各集落の公民館のトイレをちょっと改良して、外からも使えるように、いつでも使えるような体制にですね、できないものかと考えます。そうすれば、公民館には必ずトイレがあるということ、皆さん、分かりますので、看板設置したりですね。その辺、どうでしょうか。

○社会教育課長（昇 憲二） お答えします。各集落にある集会所につきましては、集落の方で管理されておりますので、鍵の方の開け閉めも区長さんの方で行っております。今、議員が御指摘の外からの出入りできるような改造ができないかということですが、集会場によっては、中の奥まった場所に設置されているものもあり、なかなか容易にできるところもあるかもしれませんが、できないところも多いかと思えます。

○9番（元井直志議員） さらにですね、ガソリンスタンドがありますよね。ガソリンスタンドにはもう大体トイレがつきものです。ガソリンスタンドの方々と契約して、ガソリンスタンドのトイレを使えるように、いつでも使えるようにですね、幾らか補助してですね、そういう交渉をしていただきたいと思うんですが、その辺はどうですか。

○水産観光課長（保島弘満） 元井議員、ありがとうございます。昨日の永井議員の一般質問の中において、代替案を答弁したんですけれども、今、議員がおっしゃった阿木名伊須蘇刈線のその個人店舗のトイレなんですけれども、今月、委託契約をしまして、そのトイレの施設自体の維持管理に関しましては個人負担をお願いしています。また、運営に係るものは町負担、トイレトペーパーであったり、石鹸であったり、清掃洗剤であったり、人件費、清掃に係る人件費、そういったものを町負担でということで、委託契約を結んでおります。ですので、今、この国道58号の網野子トンネル出たところから古仁屋までのトイレ問題については、おっしゃるとおり、国道沿いにあるそういった店舗とですね、今後はそういった契約ができないかというふうに、話し合いをしていきたいと思っていますところです。

○9番（元井直志議員） 大変すばらしい契約だと思います。一步前進したと考えています。ただ、ここで一步前進だけで終わるんじゃなくて、もっと、2歩、3歩前進していくようにです、是非、強かに推し進めていただきたいと思います。それが観光瀬戸内の始まりだと思っていますので。

それでは。

○議長（向野 忍議員） 元井議員、総務課長から。

○総務企画課長（長 順一） ただいまの元井議員の質問の中で、やはり集会所、公民館を活用した利用方法であったり、ガソリンスタンドを活用した利用方法であったり、町内に数多く設置できれば、やはり利便性も上がりますし、これは町の観光面からもプラスになると思われますが、やはりそういうのには建設費であったり、その管理をするための維持管理費であったり、ここにもお

金がかかってまいりますので、やはりこの設置場所と、また、必要なこと。どこまで必要なのか、数的にも、この辺をやはり調査、研究を進めた上で、検討してまいりたいと思いますので、やはり数多くあれば、観光、そして、利便性を高まると思いますので、そのためには、やはり皆さんの、集落の方々にも協力をもらいながら、スタンドの方々にも協力もらいながら、ここは調整をしてまいりたいと思います。以上です。

○9番（元井直志議員） ちなみにですね、阿木名地区はいつでもできるように土地は準備してありますので、よろしくお願いします。

それでは、営農センターの件について。研修終了後の支援体制ですね。これ、嘉鉄の支援センターでは終了後もハウスを活用しているということなんですが、終了後も通ってというのはなかなか大変なのではないかと考えますが、その辺、どうですかね。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） あくまでも研修ですんで、通ってもらうのが基本だと思っています。

○9番（元井直志議員） やはり終了してですね、負担を軽減するためにはですね、加計呂麻・請・与路・西方、あるいは東方ありますので、山郷地区にもですね、支援センターの分所を設けですね、ハウスも設置して活用してもらえば、なお農業の振興に役に立つんじゃないかと思います。それが支援体制の充実だと考えますが、どうでしょうか。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） 支援センターにですね、毎年平均ですね、2人から3名ですね、入ってきております。その2人から3名のためにですね、各箇所には、地区にですね、サポートハウスを建てるというのはですね、経費的に無理があると思います。また、維持管理にしてもですね、とても農林課の職員では、だけでは足りませんし、研修する方でも維持管理ができないと思っています。

○9番（元井直志議員） 畑がなければですね、別でありますけれども、畑は余っていますので、是非、これから前向きにですね、そのようなところも検討していただきたいと思います。そこまでやればですね、瀬戸内町は農業に理解があるということで、Iターン、Uターン、農業を目指す希望者がどんどん集まってくるんじゃないかと考えます。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） 農地に、貸し借りについてはですね、農地中間管理機構、農地バンクですね、そういった機構がありますので、そこにですね、是非、登録してもらってですね、借り手、貸し手、借り手がですね、上手い具合にマッチングできるようにですね、町としてもサポートしていきますんで、農業委員会を通してですね、斡旋するように伝えてもらえればと思います。

○9番（元井直志議員） 防犯カメラの設置についてはですね、前向きに検討していただくということで、ありがたいことだとは思っております。最近ですね、いろんな事件が多いです。声掛けとか、朝早く、何かその辺を通りかかってとかですね、そういう方々、悪気があってかどうか分かりませんけれども、そういうところ、チェックするためにはですね、やっぱり各集落に1台はカメラ

を設置する必要があると思います。警察の方もですね、こうなんせ範囲が広いので、なかなか手が回らないと思いますので、やはり防犯上、是非、必要だと思いますので、徐々にですね、各集落にも防犯カメラを設置していただければ。また、古仁屋市街地もですね、やはりもっと増やしていただければいいかと思います。是非、前向きに検討してってください。

次に、農家の補助なんですけれども、現況は分かりました。確か、肥料の補助もやっていたと思うんですが、これはどうなんですかね。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） 肥料のあれについては、補助金についてはですね、加計呂麻・請・与路ですね、に運搬費の補助をやっております。

○9番（元井直志議員） 肥料を買いに行ったら、町からの補助があつて、なんぼか安くなるということが去年あったように思うんですけれども、その辺、どうですか。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） 交付金事業としてですね、令和5年ですね、5年度にやっております。ただ今回、令和6年度、令和7年度についてはですね、やっておりません。

○9番（元井直志議員） 年々ですね、物価も高くなって、農業もなんか非常にお金がかかるということで、大変な時代になりました。是非ですね、あらゆる交付金を活用してですね、農家に対する補助、前向きに検討していただきたいと思います。町長、その辺、どうですか。

○町長（鎌田愛人） 努力したいと思います。

[発言する者あり]

○議長（向野 忍議員） ちょっと待ってください。農林課長が答えます。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） 農業についての交付金とか補助事業ですね、生産者、必ず受益者負担がかかってきます。その中でですね、やはり生産者とですね、申請する方と話し合つてですね、なるべくですね、受益者の負担がかからない、そういった形でですね、進めていきたいと思っています。

○9番（元井直志議員） 大変だとは思いますが、いろんな交付金も大いに活用してですね、さらに離島の中の離島もあります。離島はですね、こう交通費とか輸送量もかかって、さらに、それに消費税がかかるわけですから、消費税がもう日本一高いと考えています。都会の人々と比べたらね。その辺からもですね、離島についてはですね、消費税がタダにしていぐらいの感覚です。ただ、そういうわけにもいかないでしょうから、その分をですね、是非、なんとか交付金で賄っていただきたいと思います。是非、役場側もですね、努力していただきたいと思います。

以上で終わります。

○農林課長兼農委局長（永井健一郎） 令和6年度からですね、加計呂麻・請・与路に対してはですね、肥料、敷料の助成を特定離島を活用してやっています。

○9番（元井直志議員） 是非、本島側も、ある意味、助成をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（向野 忍議員） これで、元井直志議員の一般質問を終わります。

休憩します。再開は、午後1時30分とします。

休憩 午前10時45分

再開 午後 1時30分

○議長（向野 忍議員） 再開します。

通告8番，泰山祐一議員に発言を許可します。

○6番（泰山祐一議員） 町民の皆様，議場の皆様，ケーブルテレビやY o u t u b eを御視聴の皆様，こんにちは。一般質問に先立ち，一言，御挨拶させていただきます。

2025年，鎌田町長が初当選されてから10年が経ちました。10年前の選挙時に掲げられた人口1万人の復活，覚えていらっしゃいますか。当時，9,000人を超す町の人口も，自衛隊誘致もありましたが，広報誌によるともう8,000人を割り込もうとしております。現在の加計呂麻の島民がいなくなるほどの数の人口減少です。この現実，課題を前にして，全国的な流れだから仕方がない。このように政治家や地方公務員がこの姿勢を持っていたのであれば，町はどうなっていくのか。80年前の戦後を想像してみてください。敗戦後，さらには米軍統治を経験されたふるさとの先人が，もう仕方がない，もう駄目だ，もしそう思っていたのであれば，今の私たちの暮らしはどうなっていたのか。私は瀬戸内町だからこそ，今，できることがある。いや，やらねばならない。この政治姿勢こそ，今，求められていると考えます。今回の一般質問では，この10年間の町の政治を振り返り，改めて鎌田町政の施政について聞いてみたいと思います。

それでは，令和7年度第2回定例会において，通告に従い，一般質問を行います。

まず，財政について。現在の財政運営が続いた場合の財政調整基金の推移及び経常収支比率の将来見通しについて，町としての現時点の認識を伺うとともに，個別施設計画等を踏まえて，今後10年間程度の財政収支シミュレーションを作成，公表し，町民や議会と共有していく必要性について，町の見解をお尋ねいたします。

次に，ドローンについて。

1，令和7年度第1回定例会で提出された監査報告書には，地方自治法等に抵触する恐れのある行為について，複数の指摘がありましたが，町としての法的見解をお示してください。また，当件において，関係職員に対する処分の有無と，その考え方について，お尋ねします。

2，奄美アイランドドローン株式会社でドローンを飛行させる1回当たりの経費は幾らになるのか，お尋ねします。

3，奄美アイランドドローン株式会社の代表取締役，役員などの役員体制をお尋ねします。

次に，集会所についてです。

1，瀬戸内町集落集会所施設等整備事業分担金徴収条例に基づき，現在の集会所新築事業における，集落側の負担率と，昨今の物価高騰等を踏まえて，今後，集落負担率を見直されるお考えがあるか，お尋ねします。

2, 現在, 公共施設である各集落の集会所の窓口が教育委員会の社会教育課となっているが, 昨今の情勢を踏まえると, 総務企画課が担うべきと思いますが, 考えをお尋ねいたします。

次に, 人口対策と脱炭素事業について。

1, 令和5年2月付けの瀬戸内町ゼロカーボンシティ実現に向けた再エネ導入目標策定業務報告書によれば, 脱炭素シナリオに基づく町の将来人口は, 2030年に9,000人, 2050年に1万人を目指すとして記されています。現在, 5か年計画の重点施策11事業のロードマップ3年目となりましたが, 2030年及び2050年の脱炭素シナリオの人口目標達成に向けて, 自然動態, 社会動態別の年間当たりの人口目標値について, お尋ねいたします。

2, 温暖化対策や脱炭素事業の担当課が総務企画課と町民生活課の二つの課かと思いますが, 総務企画課に集約し, 事業の指揮をとられた方がいいと考えますが, 見解をお尋ねします。

次に, ラジオについてです。令和7年度3月定例会において, 議会から提出した意見書や, 令和7年度の施政方針に記されているラジオについて, 再開に向けての進捗について, お尋ねいたします。

最後に, 高齢者支援についてです。瀬戸内町のちょこっとボランティア事業について, 埼玉県和光市の高齢者版ファミリーサポートセンター事業のように, 専用の事務局を設け, 高齢者からの依頼を受け, 協力会員へ仲介, マッチングする体制の導入を検討するお考えがあるか, お尋ねします。

以上となります。

○町長(鎌田愛人) 泰山祐一議員の一般質問にお答えします。

1点目の財政についての, 今後の財政調整基金の推移についてお答えします。三つの動向が作用すると考えています。賃金増や物価高騰に対する地方交付税の動向と, 今後の大型事業の動向。そして, 本町の自助努力による動向です。今後, 数年は古仁屋小学校などの大型事業の影響で, 実質的には減少していくと考えています。その間に, 自助努力による行政のスリム化やDX化が進み, 組織としての持続可能性が高まり, 回復していくことを目指しています。

次に, 経常収支比率の将来見通しについて, お答えします。今後もインフレの流れは続くと思われる, 賃金増と物価高騰の影響で比率は上昇し, その後は高止まりが一定期間続くと考えています。今後の財政収支シミュレーションを作成, 公表し, 町民や議会と共有していく必要性についてお答えします。本年度より, 組織のスリム化を図る機構改革を行っています。さらに, 先駆けてDX化も進んでいます。次のステップとして, それらの動きと連動して, 各種事業について現状の分析, そして, 再構築を社会の変化に調和した形で進めていきたいと考えています。それらに関連する財政収支シミュレーションは状況に応じて共有を検討していきたいと考えています。

2点目のドローン事業についての, ドローン事業において監査報告書で指摘されました法に抵触する恐れのある行為について, 法的見解をお答えします。監査報告書では法令に関して3点指摘がありました。地方公務員法第38条の営利企業等の従事に関する件。地方自治法第214条の債務負担

行為の件。町財務規則に基づく備品登録の件です。これらについて、一部の内容で不適切な対応があったことを認めます。現在、これらの指摘案件について、改善を図っている段階です。また、関係職員については、町職員分限及び懲戒の基準等に関する規定により、対応したところでありますが、公表はしないこととしております。

次に、ドローンの飛行の1回当たりの経費について、お答えします。直近1か月の計算で、飛行1時間当たりの経費としては、約14万5千円です。なお、与路島往復は1時間弱の運航時間となっています。今後は運航ケースを広げることで、運行時間を拡張させ、時間当たりの経費が漸減される、されていくことが想定されますので、現在の経費は先行投資であるという理解をいただければと思います。さらに、御理解いただきたいことは、飛行当たりの経費に対する、対応する価値は、せとなみの代替としての便の運航ではなく、せとなみの補完という価値であります。さらには、災害時にタイムリーな情報把握と緊急輸送が可能となるスキームを担保するものであり、運行単体では計れない価値があることを御理解いただきたいと思います。

次に、奄美アイランドドローン株式会社の役員体制について、お答えします。6月12日に開催した第2回定時株主総会、その後の取締役会で代表取締役に福原副町長が就任し、2名の取締役に長総務企画課長とJALの職員、監査役には同じくJALの職員が就いています。

集会所について。一つ目については、教育長が答弁いたします。

公共施設である各集落の集会所の窓口が教育委員会の社会教育課となっているが、昨今の情勢を踏まえると、総務企画課が担うべきについて、町長部局としてお答えします。集会所の窓口については、集落住民が集う場として活用することが多く、管理においても、集落で行っています。また、社会教育活動としても使用することから、社会教育課で対応することとしています。

4点目の人口対策と脱炭素事業についての、2030年及び2050年の脱炭素シナリオにおける将来人口目標についてお答えします。瀬戸内町ゼロカーボンシティ実現に向けた再エネ導入目標策定業務報告書は、町が脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギー導入の方向性を検討するための支援事業として実施したものであり、町の正式な人口計画を定めたものではありません。報告書の中で2030年に9,000人、2050年に1万人との記載がございますが、これは将来ビジョンを描くために町の若者を含めた意見交換の中で、2050年には人口1万人にしていきたいとの意向が示されたものとなっております。従いまして、自然動態、社会動態別の年間当たりの人口目標比に、目標値についても、定量的な人口目標値の設定は行っておりませんが、長期振興計画の中で、2060年の将来目標人口を設定しておりますので、これに向け、定住、移住の促進や子育て環境の充実、地域産業の振興など、各種施策の実施を含め、取り組んでまいります。

次に、温暖化対策や脱炭素事業の担当課についてお答えします。地球温暖化対策については、町民生活課。再生可能エネルギーの導入等については総務企画課が取り組んでおります。引き続き、自然的、社会的状況に応じた温室効果ガスの排出抑制に向けた取組については、町民生活課。ゼロカーボンシティ実現に向けた再生可能エネルギーを活用した取組については、総務企画課として推

進し、それぞれが連携し取り組んでいきたいと考えています。

5点目の瀬戸内町ラジオ放送業務の現況についてお答えします。昨日の永井しずの議員の一般質問へも、への答弁と同じとなりますが、現在、令和7年6月末まで休止期間としております、おります、コミュニティFM放送業務につきましては、放送再開を含めた今後の対応に向けて、一般社団法人せとうちラジオ放送や島内の関係事業者等と本町において協議、調整を重ねてまいりました。そうした中で、令和7年5月30日付で一般社団法人せとうちラジオ放送から、本町に対し、同日をもって法人解散の手続きを進めるとの報告がございました。今後、当該法人からの正式な届け出が提出された場合には、本町としてこれまでの経緯や町民への情報発信手段のあり方も踏まえ、総合的に判断し、適切に対応してまいります。

6点目の高齢者支援について。本町のちょこっとボランティア事業について、埼玉県和光市の高齢者版ファミリーサポートセンター事業のように、専用の事務局を設け、高齢者からの依頼を協会員へ仲介、マッチングする体制の導入を検討する考えがあるかについて、お答えします。本町が実施しているちょこっとボランティア事業につきましては、高齢者等の困り事に登録している支援者が無償で支援を行い、その行為にポイントを付与するものであります。高齢者への支援につきましては、有償ボランティアを実施している団体もありますが、最前線で活動し、状況を把握しているケアマネジャーやヘルパー等の所属する事業所において、本事業を受け入れ可能であれば検討したいと考えます。

私からは以上です。

○教育長（盛島正行） 泰山祐一議員の一般質問について、お答えいたします。集会所新築事業における集落側の負担率と、今後の見直しの考えがあるかについてお答えします。まず、負担率ですが、事業費の8分の1以内となっています。今後の見直しについてであります。現在、物価高騰などによる建設費の増額により、今後の集落の負担額は以前と比べると増加傾向にあります。今後の人口減少を考えますと、現状維持は難しく、考える時期に来ていると思います。しかしながら、これまで負担している集落もありますので、それらの集落のことも考慮しながら、町長部局も交えて協議中であります。

○6番（泰山祐一議員） それでは、2回目の質疑に入ります。

まず、ドローン事業の件からお話させていただきたいと思います。こちらの方なんですけれども、最初の答弁で、まず、この監査報告書をですね、3月の定例会で監査の方から御報告をいただきました。それを受けて、3点の指摘があったということでございますが、その上で、町の答弁としましては、一部内容で不適切な対応があったことを認めますという御答弁いただきました。この点について確認したいと思います。まず地方公務員法、さらに地方自治法、町財務規則、こちらの部分に関して、法令違反であるという認識でよいのかどうかという点、確認させていただいてよろしいですか。

○総務企画課長（長 順一） ただいまの質問にお答えいたします。法令違反となると、私どもが判

断するものではなく、裁判所なりが判断するものだと思っておりますので、私たちの方では判断をしかねます。

○6番（泰山祐一議員） であればですけども、第3者調査委員会などを立ち上げて、その中で専門家の法的見解を求める、こちらの件に関しては、もう既に動いているのか、これから動く予定があるのかという点、確認してよろしいですか。

○総務企画課長（長 順一） 現段階では、そのようなことは、まだ実施もしておりませんので、今後、上司と話した上で考えたいと思っています。

○6番（泰山祐一議員） では、上司がこちら、2人、いらっしゃいますので、確認ですけども、この第3者調査委員会、立ち上げる御予定は、今後、ありますか。

○町長（鎌田愛人） 現段階では、考えておりません。

○6番（泰山祐一議員） なぜですか。

○総務企画課長（長 順一） 3月の議会でも非を認め、謝罪もしているところであります。その上で、そこの代者、第3者委員会を設置するか否かについて、これから協議をしなければならないかと思いますが、その含めて、今、上司と協議した上で判断したいということを申し上げている次第であります。

○6番（泰山祐一議員） なので、上司がいらっしゃいますので、確認をしているんですけども、なぜやる必要がないと思われてないですよ。私はやる必要があると思うんですけども、いかがでしょうか。

○町長（鎌田愛人） 今の段階ではですね、まだそれに対して明言は避けたいというふうに思います。

○6番（泰山祐一議員） これ、本当に町としての、やはり姿勢ですよ。私は非常に大事なことだと思っております。その中で、対応として、3月の定例会の中ではありました、お話をちょっと確認したいと思いますが、まず令和5年の2月付けでA I Dと瀬戸内町の方が運航委託契約書を令和8年の3月31日まで結ばれているということでございましたが、こちらの件を白紙にするお話が少し出ておりましたが、この件に関してはどのような対応になっているのかという点、確認したいと思います。

○総務企画課長（長 順一） その契約に関しては、6年3月31日をもって、一旦破棄とさせていただき、新たに運航契約を、本年、7年度中という形で、1年間限りという形で、再契約を結んだところでございます。

○6番（泰山祐一議員） 日付の確認をさせていただきます。今、令和6年3月31日と申し、いただいたんですけども、令和7年3月31日ではないですか。

○総務企画課長（長 順一） 訂正させていただきます。令和7年3月31日でございます。

○6番（泰山祐一議員） 承知しました。しかしながら、こちらの方は、決裁の方を令和5年度ですね、ちゃんと町長までいただいている書面の方も、私の方、いただいております。その中で、この

3役の方も、こちらの方、当時、お認めにいただいているというような事実があります。その上で、確認をしていきたいと思いますが、こちらの方、契約書を白紙にして、それで法令違反ではないというようなことはないと思うんですけども、その件に関しての見解は分かりますか。

○総務企画課長（長 順一） この契約の中に、双方の協議の上で破棄ができるという旨がありますので、双方の協議の上で、7年3月31日をもって、この契約は一旦破棄という形で、今年については、新たな契約として、また結んでおります。

○6番（泰山祐一議員） すいません、ちょっと私の伝え方が悪かったかもしれませんが、私がお伝えしたいのは、今回の契約書を白紙にしたことまでは、今のお話も含め、分かりました。ではなくて、この白紙にすることによって、この法令違反であるという指摘ですね、監査委員の方からありました。これに関しては、まっさらになるわけではないのではないのかなと思うんですけども、その点についての見解を確認したいと思います。

○総務企画課長（長 順一） 3月議会においても、私どもの非として認めて、謝罪もしているところでございますが、法令違反となると、これは先ほど申したとおり、私どもが決めるところではないかと思っておりますので、そこについては、お答えすることができないかと思えます。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。この当時、契約した、運航委託契約書。こちらに関しましては、当然ながら、こちら、瀬戸内町役場、そして、A I D、こちらの代表者同士ですね、ちゃんと押印も交わしながらですね、契約書の交わしている、法的な効果がある、当時はものだったというふうに理解しております。その部分も踏まえてですけども、こちらの方の3番目のお話にもつながりますが、こちら、処分の件に関しては、この規則等々ですね、に対してのお話があるということも理解いたしました。その上で確認ですが、こちら、当時契約書に決裁をされた町長らですね、この特別職に関しても、この規則というのが対象になるのか否かという点、確認したいと思います。

○総務企画課長（長 順一） この規則については、特別職にまで至るものではございません。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。では、確認したいと思います。こちら、当時、決裁された、上司の特別職、お二人方、現在、どのような処分になっているのかという点、確認したいと思います。

○総務企画課長（長 順一） この規則による処分というのは、特別職は該当しませんので、処分については、何もすることはございませんので、職員についての処分等は決められておりますので、それに対応したものでございます。

○6番（泰山祐一議員） 職員に関してのお話は分かりました。その上で、町長と副町長においては、こちらの部分は今回のこの職員の処分のみになっているのかどうかという点ですね、お二人方はどのようなになっているのかという点、確認してよろしいですか。

○町長（鎌田愛人） 特別職の処分についてはですね、今回の件に関しては、特別職の処分までには至らないと判断いたしました。

○6番（泰山祐一議員） 本当にそれでいいんでしょうかね。やはり職員の方々も、今回、このような形になってしまいましたが、やはり決裁をする責任というものが、上司の方々、私はあるのではないのかなと思うんですね。その中で、この現場の方々になっているのか、どなたかは分かりませんけれども、もし処分を与えられているのであれば、やはりこれは上司も同様に決裁をした責任というものが、私はあつて然るべきなのではないかなというふうに感じる場所なんですけれども、今のお話も踏まえて、いかがでしょうか、心境の方、伺いできますか。

○町長（鎌田愛人） 繰り返しになりますが、今回の件に関しましては、処分までには至らないという判断です。

○6番（泰山祐一議員） それは、第3者調査委員会はまだ立ち上げていないというようなこともあろうかと思しますので、是非、この部分ですね、しっかりと、この第3者調査委員会も立ち上げていただいた上で、今回のケースがどのような形になっていたのかということを、しっかりと、昨日、町長も申しておりましたが、やはりA I Dに関して、やはり情報のこの公開、透明性というところも重要視されているというお話もありました。その中で、やはり契約のお話でありますし、役場の職員の方の兼務のお話でもあります。また、資産関係のお話等々もありましたけれども、そうした部分をやはりしっかりと監査だけではなく、町側の方も、こういったことがあったのかというようなことを、ちゃんと町民に報告する、私は義務があるのではないかなと思いますので、そちらの件、お願いしたいと思います。再度、確認したいと思います。どうでしょう。

○総務企画課長（長 順一） まず、特別職の処分についてなんですが、契約は確かに上司の方が決裁を押しておりますが、その中で事務処理として職員が不適切な対応をしてしまったということへの、職員に対する処分でございますので、特別職に至っては、その決裁についての処分というのはないかと考えております。

○6番（泰山祐一議員） それはもう、町の責任者としての、私はお気持ちだと思いますので。そこに関しては、その上でですね、御判断をいただきたいなと思います。

その上で、確認続けたいと思います。役員の件、代表取締役の件ですね。今回、代表取締役が副町長になられていらっしゃるということで、この役員の中には、現在の総務企画課長の方が入られたということでございます。1点、確認ですが、令和7年度の3月定例会において、町長の方が、御自身が奄美アイランドドローン株式会社の社長に就任されるという、この意気込みのお話、ございましたが、この件から、なぜ変わったんでしょうか。

○総務企画課長（長 順一） お答えいたします。その3月の議会では、町長の方から、株式会社の代表取締役に就くという発言がございましたが、その後、やはり庁内で、やはり協議した結果、やはり町長が代表になると、町とA I Dの代表者が同一人物となる、同一案件になってしまいますので、それも避けなければならないかと考えた上で、やはり業務上、町長の方が出張が多かったりしますので、在庁率が高い副長の方が適任かと考えて。それとまた、事業の方針等を、速やかな決定をするためにも、副長の方がよいという判断の下に、代表取締役を副長としたものでございます。

○6番（泰山祐一議員） 理由は分かりました。そして、3月ですね、これは本会議ではなく、3月10日に、こちら、A I Dの方からですね、当時の総務課長の方も同席した上で、議員の方も任意の参加で、説明会の方、開いていただきました。その中で、この確認の質疑をした際にですね、この社長の人事に関して、鎌田町長がああ発言されていましたが、これは役員会然り、この株主総会で決まった話なんではないかということをお聞かせいただいたんですけども、いや、そういった話は正式にはとっていないということをおっしゃられておりました。その上で、やはりこのA I Dという会社は、この日本でもやはり優良な日本航空さん、J A Lさんが一緒に共同出資をしていらっしゃる会社でもございます。その中で、やはりそういった発言が、正式な株式会社の共同出資のパートナーがいる中で、本会議でやはりああいった発言をされるのはどうなのかなというふうに、改めて感じたところなんですけれども、この部分に関して、町長、今後、こういった部分に関して、やはり丁寧に確認をされた方がいいのではないのかなと思いましたが、いかがでしょう。

○町長（鎌田愛人） 最後の部分が聞き取れなかったんですけども、もう一度お願いします。

○6番（泰山祐一議員） この部分ですね、丁寧に町長自身が、その株式会社のルールに則った形で、ちゃんと確認作業をして、それで同意を得たものを、ちゃんと本会議で発言をするというような手順を踏まれた方がいいのではないのかと思ったんですが、その関係に関しての見解をお尋ねしたいと思います。

○町長（鎌田愛人） 議会で発言する前にですね、J A L側と話をする中で、体制強化を図る上でですね、私がやりますという話を、そのときはしました。また、それを踏まえて、議会でそういう発言をしましたけれども、その後ですね、J A L側との含めて、話の中で、やはり先ほど総務企画課長が申し上げたとおり、様々な問題が、課題が発生しますので、やはりここは副町長に代表取締役を就任させた方が、今後の事業の運営がスムーズにいくという判断で、その後、方針を見直して、今に至ったということでございます。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。是非、このA I Dと瀬戸内町ですね、この監査のお話なども踏まえて、今一度、瀬戸内町側の方の対応ですね、期待したいなと思いますので、こちら、承知いたしました。

次、財政の話に移ります。こちら、まずですね、経常収支比率に関してのお話ですけども、今後、高止まりして、一定期間続くと考えていますというお話でしたが、経常収支比率、やはり町民の方もなかなか分かりにくいかなと思いますので、ちょっと見解も確認したいんですが、町が毎年使っている予算、お金、こちらの人件費や借金などの返済等々ありますね。こちらの固定的な支出というものが、どれだけこの元から入ってくる歳入に対しての占めているかというこの割合、比率というものを表しているという認識でいるんですけども、この部分に関して、何か補足等がありましたら、財政の方に見解をお尋ねしたいと思います。いかがでしょうか。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） すいません、ちょっと今、公債費という話が出てきたんですけども、ちょっと計上収支比率との関係性で、ちょっと説明が難しいかなと思います。公債費

の、実際の全体の事業費の割合としましては、100億としたら、実際、13億程度なので、13%程度の状況にまで来ていると考えております。

○6番（泰山祐一議員） この経常収支比率の部分ですね、ちょっと話がかみ合わなかったですが、本来、70%、80%辺りが、やはり健全であるというふうに言われていますが、本町は令和4年度、91.3%、そして令和5年度92%ということで、かなり厳しい状況になってきているというところも分かると思いますけれども、その上で、町民にどういった影響が出てくるのであろうかというところ、気になるかと思いますが、例えば、町の方が何か、この柔軟に使える予算というものがだんだんだんだん減ってくることによって、新たな事業というものを、多くやっていくことが難しくなってきたり、また予算を、逆に今度、固定費を削っていこうというような動きになっていったりすることによって、住民のサービスというものも、もしかすると住民に影響が出てくるかもしれないというような可能性が増してくるのかなと認識しているところだと思いますけれども、この件に関して、この経常収支比率が高いことによって、町民にどのような影響があるのかという点、確認したいと思います。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 現在、先ほど、今議員がおっしゃった内容の、ほぼそのとおりでございます。あと経常収支比率の全国平均として、理想的なものは80%台というふうに言われておりますけれども、現在、全国的にはやはり90に近い状況に、今、動いている状況があるのが現状でございます。

○6番（泰山祐一議員） 承知しました。その上でですね、財政調整基金、こちらの見通しに関しても、お尋ねを、具体的にしたいところですが、やはりこのまま行ったら、そう遠くはない年にですね、この財政調整基金が枯渇する可能性があるのではないのかなということを懸念しているところなんですけれども、財政として、これ、何年ぐらいを目途にですね、財政調整基金が底が見えてきそうだなというような見解、あれば、お尋ねしたいと思います。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 現在、6年度の決算の方を進めているところですが、現状で6年度末の現在高としましては、約13億円台になるかと見込んでおります。今後、毎年、今後の大型事業、古仁屋小学校等ありますが、それが進む中で、毎年、例えば最大3億円の減少幅とすると、やはり4過年度、7年から10年度の間、そのまんま変わらず3億程度減っていくとなると、やはり10年度、11年度には約1億円台の残高まで来てしまうかと思います。ただ、プラス要因としましては、今年度の当初予算で組みました、これは本当に運のいい状況というか、退職手当組合の方から7億円の歳入があります。あと、公共施設維持管理基金の方も、現在、13億円ありますので、まだもう少しは町が改善していく時間として、あるかなと思っております。決してこのような状況にはならないように、今後、力を尽くしていきたいと考えております。

○6番（泰山祐一議員） 是非、その部分ですね、財政の方に切り仕切りの方ですね、お願いしたいなと思います。やはり急にですね、歳入というものが臨時的に増えてくるというようなことは、なかなか難しいと思います。その中で、今、お話ありました、3億ほどですかね、というものを、今

後、抑えていくに当たって、億を超えるお金をどこから削減していくのかというような際に、やはり一つ話として、12月の議会でもありましたが、やはり人件費の部分に多分目を付けられるのではないのかなと思うんですよね。そうやってきた際に、やはり今度、人の、職員の部分で、仕事が進んだんだんだん、1人当たりのお仕事というものも、創意工夫も図られると思いますけれども、やはり職員数がある程度考えていかなければならないというような時期を迎えるかと思います。是非、そういった部分を踏まえて、今後、瀬戸内町のやはりリーダーでございます、鎌田町長のこの政治的な判断というものが、この4年間の中で非常に重要視されるかと思いますので、是非、その部分ですね、財政の面に含めても、今後、しっかりと話し合いの方、進めていただいて、強固な財政をですね、新たに確立していただきたいなと思います。また、一つ、お願いしたいなと思いますのは、やはり、今、言われていた、今後やってくるであろう、このままいくと財政状況がどうなっていくのかというようなものを、やはり主権は国民にあります。日本国憲法にも記されておりますけれども、その中で、町民の方にも、そして、当然、だから議会の方にも、今後の財政の収支のシミュレーションというものを、皆様にお示ししていくことが非常に必要ではないのかなと思うんですけれども、その件に関して、共有、検討していきたいというお話、ございましたが、どうでしょうか、7年度、そして、8年度に向けて、準備の方、進めて行くお気持ち、町長自身はどうでしょうか、ございますか。

○総務企画課財政補佐（茂野清彦） 今回、シミュレーションについて、実際はつくっていく方針として考えております。その中で、やはり具体的な数字等も出てくる状況です。具体的な事業も出てくる状況です。膨大な情報になるかと思います。その件に関しまして、やはり町民全体に出すのか、町民の代表である議会の皆さんに聞いていただくのかということも含めて、今後、考えていきたいと思っております。

○6番（泰山祐一議員） 是非、前向きにお願いいたします。ほかの自治体で安芸高田市の元石丸市長、そして、彦根の元市長ありました、和田市長ですね。こちらの方も財政の説明会というものを行って、やはり非常にいい取組だなと、私自身は感じました。瀬戸内町も瀬戸内未来展望2050というものも策定いたしました。そういったものも踏まえながら、瀬戸内版の、今後、財政の報告会というようなものもですね、是非、今後、町長もいろいろ語る会の方もですね、企画しているというものも新聞の方で見ましたので、是非、そういった部分も、創意工夫を図っていただきたいなと思っています。御期待しています。

次、人口対策と脱炭素事業の方に、先、お話移らせていただきます。こちらの方なんですけれども、このゼロカーボンシティの再エネ導入目標策定業務報告書ですけれども、この部分ですけれども、この報告書は国へ提出されたものなんでしょうか。

○総務企画課長（長 順一） これは、この報告書は町内のその委員、町外も含めて、策定委員会が作成しまして、町の方に報告という形で提出されたものでございます。

○6番（泰山祐一議員） その報告を受けて、脱炭素シナリオというもののの中に、町の人口1万人と

いうものを、若者などから含めた意見交換で出てきたという御答弁いただきました。やはりそれを目指していくことが非常に大事だと思っています。これは幾度もなく私の方が話をさせていただいておりますが、やはり目標設定をしっかりとまずは町が持つ。2030年、いつぐらいまでにこれだけの人口、毎年増やしていかないといけないのか。転入者数、転出者数、どうしていくのかというもの、やはり数字というものを、長期振興計画はもう右肩下がりになっていく、今、計画になっていますよね。そうではない計画を、町長は平成27年にやっていきたいということで、選挙、臨まれてらっしゃいました。是非、その初心を私は思い出していただきたいと強く思っているところでして、この部分に関して、改めてお伺いしますが、このまち・ひと・しごとや長期振興計画等々に関しては、もう今は分かりました。ではなく、その役場内として、しっかりとこの毎年の人口を増やしていくための計画というものをどのようにするのかという目標設定、持っていただけないでしょうか。いかがでしょうか。

○総務企画課長（長 順一） この脱炭素に向けた策定委員会が提示した報告書には、2050年に1万人をしたいという想定目標が掲げられておりますが、この報告を受けて、町としても、脱炭素に向けた、いろんな業務をしながら、この中には11項目ございました。こういうのを全て達成していくと、2050年には1万人がという報告書がなされておりますけれども、やはりこれを、事業を一つ一つ実施していくためには、町の財政であったり、そういうのを考えながら、ほかの事業もございませう。この脱炭素だけではなく、町としては様々な事業をこなしていかなければなりません。この脱炭素に向けた報告書では、やはりこの脱炭素に向けた視点に立って、目標というのが定められているかと思いますが、町としても、やはり将来的には人口増というもの、やはり全て目指しております。そのためにも、各種事業をしながら、それぞれがこの人口増に結びついていくものだと思いますので、決してこのままではいけない、人口が増えていかなければいけない思いは一緒だと思います。ですが、現実的には少しずつ減っているのが現状ですので、この減っていく中を、少しでも町として歯止めをかけたり、中には、逆に増える手立てがないか、そういうのを考慮しながら、考えながら、事業を進めておりますので、全ての事業が、やはり町の発展のためにつながっていくものだと思います。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。その上でですね、この今の脱炭素関係の再エネ計画の報告書によりますと、この11項目のこの事業のですね、御提案、ロードマップの方が引かれていました。2023年から2027年、現在が折り返し地点の3年目です。その中で、先日、資料要求させていただいたところ、西古見のキャンプ場の件、そして、ブルーカーボンの件、およそ四つぐらいでしたかね、の事業に取り掛かっていらっしゃるということで、それ以外の部分に関しては、恐らく、今のところ難しいのか、これから準備をされるのかというようなところかと思っています。その中で、是非、御検討いただきたいと思うのが、こちら、この総務企画課に集約する体制の話をさせていただきましたが、各市町村の方で、やはりこのゼロカーボンシティの実現に向けて、ゼロカーボン推進係、室ですね、そういったのをつくったりもしております。その中で、やはり責任の所在地とい

うものをしっかりと、今後、そこの室がどのような形で計画を執行していくのかということも、今後、瀬戸内町としても、やはり宣言をした町でもありますので、前向きに考えてみてもどうかと思いますが、8年度以降、この辺りの人事の編成等ですね、いかがかなと思いましたが、どうでしょうか。

○総務企画課長（長 順一） ただいま、現在は地球温暖化対策に向けては、町民生活課の方で対応しております。今回の脱炭素に向けた取組については、総務企画課の方でやっております。また、藻場造成、マングローブの、への植林については、水産観光課という形で、現在、対応しておりますが、今、取り組んでいる財政状況も踏まえて、機構改革というものに取り組んでおります。やはりその中でも、これは協議していかなければならないことだと思いますので、やはり機構改革の、改革する中で、やはりこれも含めて、協議してまいりたいと思っております。

○6番（泰山祐一議員） 承知しました。いろいろ御検討の方、よろしくお願いします。

次、集会場の方に移ります。こちら、御回答の方で、8分の1以内ということで、負担率ありましたが、まず確認です。こちら、直近の部分で集会所を建てたですね、集落負担という比率、11%とお伺いしておりましたが、間違いはないかという点、確認してよろしいでしょうか。

○社会教育課長（昇 憲二） お答えします。条例上は平成24年度に条例を制定しまして、8分の1以内となっておりますが、それ以前に、条例制定前にもですね、慣習としまして、12%の受益者負担をいただいております。それを文字起こしして条例化したときに、そこに近似値である8分の1以内というふうにしたというふうに聞いておりますが、それ以後に、解体費用も含めるというふうに変わりましたので、負担額が増えるということで、8分の1以内である11%を、それ以後は運用条件として行っております。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。今、町長部局とも交えて協議中であるという御答弁もいただきましたので、一つ、御参考程度に、もう御承知かと思いますが、やはり近隣の龍郷町で申しますと、撤去、建築の部分で、集落負担が1万5,000円であると。奄美市の方に関しては、直近で言いますと、ほかの事業とも掛け合わせて、市の方が負担されていて、宇検村の方に関しても、村が事業の方を発足してですね、こちら、村の方が負担をされていたというような経緯もございます。その部分で、やはりこの御答弁、1回目、ありましたが、これまでの集落負担をしていた地域のことを考える。これも非常に大事なことだと思います。しかしながら、これからの地域を、今後、どう考えていくのかということも、非常に大事なところで、今、いろいろと精査しているところなのかなとお見受けいたしますけれども、今、この人口は減って、高齢化社会となり、限界集落も増え、さらには豊年祭を行うのもやっとであると。そういった中、定住人口も0になった集落も出てきました。さらには、この現在の出身の、集落の出身者である、この郷友会、出身者会の方ですね、こちらの方も、だんだんだんだん、若い人たちが入らない。そういった課題も出てきております。そういった中で、集落の中においては人が減っていき、墓じまいをしていく家庭も出てくる。そういった部分で、様々な関係人口が減ってきている。ここの部分、これは町長部局としても、非常に大

きな課題として、今、向き合っているところかと思いますが、是非、ここの部分も踏まえながらですね、集落の今後の地域のあり方、まちづくりとは何なのかというものをですね、教育委員会の方と、今後、協議の方を続けていただきたいと思います。こちらに関しては以上となります。

次、ラジオの件、少しお話させていただきたいと思いますが、まず、同僚の議員の方からもお話ございましたが、内容に関しては分かりました。そこで、確認ですが、気になるのがやはりこのコロナ禍の時期にですね、海の駅の方にスタジオ移転、改修工事や開局業務委託というものを、令和3年度ですかね、行い、1,200万円ほどの予算を付けて、現在の海の駅のスタジオができております。そのことも踏まえながら、やはりコロナ禍で非常に町民の方、事業者の方も疲弊している中で、あの予算を活用して造ったわけですけれども、今後、この海の駅にあるスタジオがどうなっていくのかという点、確認してみたいと思います。

○総務企画課DX推進室長（中島淳弥） 答弁いたします。町としての方向性が決まってからの話にはなりますが、海の駅に設置されていますとラジの放送ブースにつきましては、今後、町の情報発信や地域交流の場としての再活用を図る方向で検討を進めているところです。具体的には、観光案内や町政情報、防災情報など、そういったものをタッチパネルやモニターで分かりやすく伝える情報発信拠点としての機能や、地元の、地元の学校や子供たちと連携し、映像や音声を使った地域メディア体験の場としての活用する可能性なども想定しております。さらに、地元産業のPRや小規模な地域イベント、ワークショップの会場としての利活用も視野に入れており、海の駅という立地を生かした多機能な地域拠点として活用できるよう、関係機関と継続して検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○6番（泰山祐一議員） 承知しました。あと、今後ですね、このせとラジさんが閉じられるお話もございました。その部分を踏まえて、今後、いわゆる3回目ですね、FMラジオの放送免許を取得するところをですね、事業者の方も出てきて、町の方もやっていこうというような意気込みになってきた際に、やはりこの免許取得に当たってのハードルというものがどの程度になっているんであろうかという点、気になる場所なんですけれども、何かハードルの部分に関しては、2回目よりも厳しくなるのか、そうではないのかという点、分かる範囲で御教授いただきたいと思います。

○総務企画課DX推進室長（中島淳弥） 以前、九州総合通信局の方に確認したところ、確かにですね、回数としての制限、制限はないようなんですが、2回目よりも、なんかこう活動計画とか収支計画とか、そういったところの確認が厳しくなるというふうなことの確認はしております。以上です。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。この部分で、令和7年度3月に定例会で、施政方針にはこのコミュニティラジオ、この件が書いている中、もうこれはせとラジさんの御判断もありつつなんですけれども、この6月の定例会、もう3カ月ですね、このような状況になってしまっているというようなことは、やはりラジオを楽しみにしていた方々、我慢していた方々からすると、今日の報道

を見て、こうなってしまったかというふうに落胆されていらっしゃる方もいらっしゃいます。是非、この部分、踏まえながらですね、今後の、ラジオに拘らないですけども、やはり情報発信のあり方というものをですね、是非、考えていただいて、この年齢の幅もですね、若い方もいらっしゃれば、やはり先輩方もいらっしゃいます。その方々に行き届く情報発信の方法、コミュニティの関係の構築の仕方というものも、継続して考えていただけたらと思います。

○総務企画課DX推進室長（中島淳弥） FMラジオ放送が廃局となった場合の代替手段ですね、そういったところにつきましても、今現在、検討しているところです。緊急時の情報発信であったり、後、日常的な町政、地域情報の発信、あるいは住民参加型の番組や地域文化の情報発信についても、今、ラジオ放送の役割をいろいろ分担してですね、町民の方にできる限り届けるような体制を構築する、そういったことを検討しております。以上です。

○6番（泰山祐一議員） 是非、その辺りも御検討続けていただきたいと思います。

最後に、少しお時間ありますので、お話しますと、まだ言っていませんでした、社会教育課の方に、今、集会所の方の担当がきているということで、今、やはり社会教育課が続けていった方がいいという1回目の御答弁ありましたが、私が近隣の市町村にヒアリングする際には、やはり教育委員会が窓口になって、この集会所、公民館を見ているというようなところ、ちょっと見当たらなかったんですね。その部分で、やはり防災の面で、各国の事業等々に申請したりしながら、やはり総務課なりがですね、対応しているというようなケースが多かったのかなという印象でした。是非、この辺りについても、このような1回目の御答弁でありましたが、また、再度ですね、この人事の組織改革の中で、8年度以降ですね、御検討いただきたいと思います。以上です。

○議長（向野 忍議員） これで、泰山祐一議員の一般質問を終わります。

休憩します。再開は2時45分とします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時45分

○議長（向野 忍議員） 再開します。

△ 日程第2 議案第55号 加計呂麻港（俵地区）改修工事（1工区）請負契約の締結について

○議長（向野 忍議員） 日程第2、議案第55号、加計呂麻港（俵地区）改修工事（1工区）請負契約の締結についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第55号、加計呂麻港（俵地区）改修工事（1工区）請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、令和7年5月30日、丸福建設株式会社、株式会社伊東組、株式会社勇建設、株式会社泰江組、奄美興発株式会社、株式会社里山興業、株式会社藤田建設の7社による指名競争入札の結

果、丸福建設株式会社が1金8,359万4,236円で落札決定し、令和7年6月3日付で仮契約を締結しております。工事内容は岸壁施設の舗装工367㎡、用地護岸施設の上部工66㎡、舗装工195㎡、港湾施設工事の埋土工3,885㎡を実施するものであります。

参考資料として、図面を添付しております。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（泰山祐一議員） こちらの方の契約に関してですが、工期はいつからいつまでの予定なのかという点、確認してよろしいですか。

○建設課長（浜田高仁） お答えいたします。本日、議会で議決が通りましたら、本日、契約、本契約になります。工期が明日からですね、6月20日から1月の5日、約200日ですね、の工期を予定しております。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第55号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、議案第55号、加計呂麻港（俵地区）改修工事（1工区）請負契約の締結については、可決されました。

△日程第3 議案第56号 加計呂麻港（俵地区）改修工事（2工区）請負契約の締結について

○議長（向野 忍議員） 日程第3、議案第56号、加計呂麻港（俵地区）改修工事（2工区）請負契約の締結についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第56号、加計呂麻港（俵地区）改修工事（2工区）請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、令和7年5月30日、丸福建設株式会社、株式会社伊東組、株式会社勇建設、株式会社泰

江組、奄美興発株式会社、株式会社里山興業、株式会社藤田建設の7社による指名競争入札の結果、株式会社勇建設が1金7,611万9,604円で落札決定し、令和7年6月3日付で仮契約を締結しております。工事内容は岸壁施設の舗装工871㎡、用地護岸施設の一部工30㎡、舗装工127㎡、港湾施設工事の埋め土工1万7,143㎡を実施するものであります。

参考資料として、図面を添付しております。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（泰山祐一議員） こちらの方に関しても、工期の方が同様なのかどうかという点、確認してよろしいですか。

○建設課長（浜田高仁） お答えいたします。1工区同様ですね、令和7年6月20日から令和8年1月5日、200日でございます。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

○10番（池田啓一議員） 一つだけ。今、その加計呂麻港の埋め立て工事入るんですけども、もう接続の道路はできているんですか、完成しているんですか。

○建設課長（浜田高仁） お答えいたします。路床まで仕上がりをしています。今回、7年度実施においてですね、ちょっと敷材が高騰しておりまして、舗装が路盤の舗装までの仕上げしかないもので、令和8年度に上部のアスファルト舗装ですね、を施工する予定でございます。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第56号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、議案第56号、加計呂麻港（俵地区）改修工事（2工区）請負契約の締結については、可決されました。

△ 日程第4 議案第57号 令和6年度（繰越）防災行政無線（同報系）親局・中継局改

修工事請負契約の提携について

○議長（向野 忍議員） 日程第4, 議案第57号, 令和6年度（繰越）防災行政無線（同報系）親局・中継局改修工事請負契約の締結についてを議題とし, 町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第57号, 令和6年度（繰越）防災行政無線（同報系）親局・中継局改修工事請負, 請負契約の締結について, 提案理由の説明を申し上げます。

本議案は, 令和7年5月30日, 株式会社奄美通信システム, 有限会社南西通信システム, 富士電通株式会社の3社による指名競争入札の結果, 株式会社奄美通信システムが1金7, 959万9, 300円で落札決定し, 令和7年6月3日付で仮契約を締結しております。主な工事内容は, 親局設備改修, 中継局設備改修し, 施工するものであります。

御審議の上, 議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから, 質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（泰山祐一議員） 2点, お伺いしたいと思います。まず1点が, 先ほども何度か聞いておりますが, こちら, 工期に関して, いつからいつまでの予定なのかという点, 確認したいと思います。

○総務企画課長（長 順一） お答えいたします。今議会で可決された, 明日からの6月20日から来年2月16日までの242日間となっております。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。あと1点, こちらの改修工事によって, 何か町民の方々に, 何かこの放送関係で影響があるのかどうかという点, 特になければいけないという御回答いただきたいと思いますが, いかがでしょうか。

○総務企画課長（長 順一） これは, 経年劣化で不具合が生じないためにも, 今回, 改修をいたしまして, その間は古いもので対応してまいりますので, 町民にとっての負担はないかと思っております。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから, 討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから, 議案第57号を採決します。

採決は, 起立によって行います。

本案は, 決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、議案第57号、令和6年度（繰越）防災行政無線（同報系）親局・中継局改修工事請負契約の締結については、可決されました。

△ 日程第5 議案第58号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

○議長（向野 忍議員） 日程第5、議案第58号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第58号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する者であります。

主な改正点は、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充。仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取、配慮等を加えたことです。

その他、法改正に伴い、引用条文の一部を改正するものです。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第58号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、議案第58号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正については、原案のとおり、可決されました。

△ 日程第6 議案第59号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（向野 忍議員） 日程第6、議案第59号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第59号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案理由

の説明を申し上げます。

本議案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、必要な事項の改正を行うものです。

主な内容は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を踏まえ、投票管理者等の報酬額について増額を行う、行おうとするものです。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第59号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、議案第59号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり、可決されました。

△ 日程第7 議案第60号 旧久慈小中学校を活用した農泊推進型施設の管理に関する条例の制定について

○議長（向野 忍議員） 日程第7、議案第60号、旧久慈小中学校を活用した農泊推進型施設の管理に関する条例の制定についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第60号、旧久慈小中学校を活用した農泊推進型施設の設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、旧久慈小中学校を活用した農泊推進型施設の設置及び管理に関し、地方自治法第244条の2、第1項の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的に、条例制定を行うものです。

なお、この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し、必要な事項は、別に規則で定めるとします。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（中村洋康議員） 2・3、質問をしたいと思います。

この条例はですね、地方自治法の244の2に基づくということで、瀬戸内町の公の施設の設置、管理に関する条例ということでありましてけれども、この、ということはですね、この中のですね、条文の中で、指定管理者の部分もありますけれども、これは瀬戸内町が本来であれば設置、管理をしなければならないという基本的な条文でですね、なければいけないのかなと思うものですから、少し質問いたしますけれども、第5条ですね。云々、本施設管理に関する業務を行わせるものとする。行わせることができるというようなことで、の方がいいんじゃないかと思ったんですね。いわゆる、この、先ほども申しましたように、これは公の施設、設置者である瀬戸内町が管理する公の施設なんですよ。ですから、ここで指定管理者で行わせるものとするとなると、指定管理者しか行えない。本来であれば、244の2の方でもですね、指定管理者に行わせることができると、管理についてはですね、そういうような規定、条文があるんですけども、そことですね、併せてなんですよけれども、11条ですね。町長は本施設の使用にかかる料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。ここもですね、本来、できる規定。収受させることができるものとするというですね、そういう規定が、なんですかね、本来の町の設置管理のですね、条文ではないかなということですね、考えるところであります。いわゆる、本施設については、指定管理者をもう想定した中でのことである、ありましようが、しかしながら、今後のこの設置に、設置管理においてですね、将来的にどうなるかも分かりません。11条の条文の中でもですね、指定管理者については、公の施設の管理についてはですね、できる規定。ですから、できる規定という形にあるのかなというふうなことをですね、私はそういうふうに理解しているんですけども、いかがでしょうか。

○総務企画課長（長 順一） ただいまの御質問にお答えいたします。この行わせるものとするという、やはり将来的に考えた場合、やはり町が公の施設として、基本的には運営しないといけないという観点から考えますと、御指摘のとおり、やはりできるとした方が、今後、もし指定管理者がいなくなった場合、町が運営しないといけないというふうな、なった場合には、これがするものとする、町が行うこともできなくなってしまうので、できるという形で修正をしていきたいと思って、思います。

○5番（中村洋康議員） そういうことも併せてですけども、この公の施設は瀬戸内町が設置と管理をするということですね、いわゆるこの使用料の別表なんですよけれども、この施設自体はですね、ここにもありますけれども、簡易宿泊施設、食事処、雑貨施設、いわゆる公の施設、公共施設にはいろいろな種目というか、種別があるわけですよ。そうすると、そこは公共的な利用があるわけですから、それぞれが使用料というもの、発生するんだろうと思うんですね。例えば、指定管理者であった場合に、その幾つかの部分は減免するなり、専用するなりしたら、それは指定管理者との契約の名で、その辺が謳われるべきものであってですね、この施設の管理、施設を使用する部分に関する使用料というものについては、それぞれ、こういう形で出てくるのかなということをや

すね、思ったものですから、今後の検討、その辺を含めたですね、研究していただければなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○総務企画課長（長 順一） 確かに、今回、部屋の宿泊料のみが使用料として示されておりますが、今後、ほかに使用料が発生するようなことがございましたら、やはり調査、研究をして、また、修正ということになるかと思いますが、これから調査、研究を進めさせていただきます。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑ありませんか。

○7番（永井しずの議員） 7条の利用時間。食事処が午前7時半から午後7時までとなっております。もちろん、素泊まりでしょうから、朝食の場合、ほかに雑貨店以外にお店がないので、この雑貨店というのは、独自でこの朝食を準備できるほどのものを置いてあるという理解でよろしいでしょうか。

○総務企画課長（長 順一） この雑貨店の利用時間について、7時から、朝7時から夜7時までというふうになっておりますので、その内容については、今後、指定管理者等が決まりましたら、その中で協議するべきものかと思います。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

○6番（泰山祐一議員） 先ほど、同僚議員からお話が合った点で、まず、確認したいんですけども、修正をされる御意向があるというふうに受け止めたんですけども、これ、今、我々は議決で、賛成、反対を、今、しなければいけない状況に、今、来ているんですけども、その件に関しては、取り下げるとかっていう判断はされないのか、どうなんでしょうか。

○総務企画課長（長 順一） ただいま、議員の方から御指摘がありました、とする旨、できるというような形で修正をかけた上で、議決という方向で考えていただければ、最終的には議長の判断になろうかと思いますが、その内容について、議長の方で、ここ、修正の上でということが可能であれば、お願い、採決をしていただきたいと思います。

○議長（向野 忍議員） ちょっと休憩します。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時13分

○議長（向野 忍議員） 審議の途中ですけれども、当局の方から。

○総務企画課長（長 順一） ただいま、審議していただいております議案60号に対して、修正の申し入れをさせていただきます。先ほど、議員の方からも指摘があられました、条例、条例の第5条の最後の方なんです、本施設の管理に関する業務を行わせるものとするところを、行わせることができるというふうに修正をしていただきたいと思います。あと、第11条、ここに指定管理者の収入として、収受させるものとするがありますが、これを収受されることができるというふうに修正を申し入れたいと思います。

○議長（向野 忍議員） それでは、当局からの修正案、申し入れについて、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 質疑，ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

[発言する者あり]

○議長（向野 忍議員） ああ。だから，質疑はない。

○6番（泰山祐一議員） 次の質疑にちょっと入らせていただきます。2条，第2条ですね。こちらの部分で，現在，この名称の部分，農泊推進型施設という名称にされていらっしゃるんですが，こちらの名称でいかれるということですのでよろしいのかどうかですね。昨日，同僚議員のほうからも，一般質問で，館の名前もございましたので，念のため，確認させていただけたらと思います。

○総務企画課長（長 順一） 確かに，この施設，通称あらとんとんと呼ばれているものでございますが，町が施設を公の施設として，名称としては農泊推進型施設として，しまして，指定管理者等が整った上で，そこは指定管理者の方が名称を付けるという形で，今後においても，やはりその指定管理者がずっとするというのも，これは1年ずつの契約となりますので，変わる可能性もございます。そのたびに，この施設名称が変わってしまうと，また，条例の改正ということにつながりますので，今回，大きなまとめとして，農泊推進型施設というふうにしております。

○6番（泰山祐一議員） ちょっとこれまでの条例の中の流れもちょっと整理してお伺いしたいんですけども，例えば西古見GATEに関しては，西古見GATEの条例になっていますよね，名称が。さらには，コワーキングHUBも同じく，多分，同じ名前になっていると思うんですけども，今回，仮にですけれども，この農泊推進型施設という名称にした場合にですね，様々な例えば新聞の記事だったり，若しくはメディアのリリースに流す際に，この農泊型推進施設という名称で表に出てしまうことになりかねないんじゃないかなと思った次第で，確認をしたいなと思うんですけども，こちらに関しても訂正しなくて大丈夫ですか。

○総務企画課長（長 順一） この名称に関しては，条例上はこの名称で行きますが，指定管理者で契約した旨には，通称で，また，その名称を使いまして，PRなり，使っていただけたらいいかと思います。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。そしたら，その辺りは指定管理者等ですね，徹底していただけたらと思います。

あと，第7条の方，確認させていただきたいと思います。まず，1項のところですね。こちら4月1日から3月31日までの利用期間と，但し，町長が認めた場合は休館日を設けることができるとなっております。この部分で，特に第何曜日が例えば休みだとか，そういった部分が特に記されていない状況であるんですけども，ここについては，365日，今のところ営業される御予定になるのか。そこも，指定管理者と，今後，話し合いをした上で決めていくというような形で，何か町が今後依頼するにあたって，どういった思いがそもそもあるのか，計画があるのかというようなところ

があつての指定管理ではないのかなと思ったものでして、その点、確認してよろしいでしょうか。

○総務企画課長（長 順一） お答えいたします。これ、利用期間、1年間、休みないような形になっておりますが、指定管理者と、やはり契約を結ぶ上で、やはり休みをしないといけない日が出てきた場合は、やはりこれ、宿泊施設も絡んでおりますので、現段階では第何曜日というようなことはできませんので、その上で、町長が特に認める場合という形で、というふうな条例を整備し、ここは指定管理者と協議の上で休み等を決定していきたいと思っております。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。気にかけているのが、昨日、議決ももう既に行っておりますが、委託費の部分ですね。この辺りがこの営業日数や営業時間に合わせて算出されているんであるかというところの積算根拠がどうなっているのかなというのが気になったんですね。例えば、1日何時間、何名働く。だからこそ、この日の時給に、日の人件費がかかる。その上で、月当たり幾らの人件費になる。それが12か月で幾らになるのかというようなことを試算する委託費なのかなと思っていたものでして、当然ながら、昨日の委託費の中でやれる範囲でのこの営業のお時間等々になっているというふうに理解をしてよろしいですか。特に気になったのが、雑貨店がですね、午前7時から午後7時まで。本当にできるのかなというふうに思ったんですけども、その点も大丈夫なんですか。

○総務企画課長（長 順一） この施設が宿泊を、宿泊施設としての機能をはたしておりますので、やはりその中で、朝7時から夜7時まで、この雑貨店においても、開けていただくという形で、やはり利用者の利便性も考えまして、この時間帯を設けております。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。今、宿のお話もありましたので、関係させていただきます。利用時間のところに、この宿泊上の営業時間、利用時間、書いていませんが、ここに関してはよろしいのでしょうか。

○総務企画課長（長 順一） 宿泊に関しましては、宿泊、泊まるということで、使用料というような形でいただいておりますので、部屋を使う上で、時間というのは設けておりません。

○6番（泰山祐一議員） そうしましたら、もう24時間、自動のチェックインシステムがあつて、そこで出入りできるような仕組みになっているということになるのでしょうか。そこにスタッフは特にいらっしゃらない。そこに関与して、案内をしたいだとか。本来、宿泊業であれば、チェックインしたら、宿泊した日にちだったり、お名前とか書いていただいたりとか、そういったもので、アナログであつたりもしますので、ちょっとその部分も関係性を確認してみたいと思います。

○総務企画課長（長 順一） 宿泊がありますと、やはりそこにはどなたかスタッフが常駐していないと、言えば泊まるということは24時間体制の中で対応しなければならないかと思っておりますので、この宿泊施設は特別に謳ってありませんが、そのチェックイン、チェックアウトについては、町長が認める場合において、やはりそこは指定管理者とチェックイン、チェックアウトの時間は定めないとはいえないかと思っております。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。町長が認めればということですね。

次、第13条の方、ちょっと確認したいと思います。第13条の3項になります、4項ですね、4項になりますが、こちら、所定の場所以外の立ち入り、または、当該場所において喫煙し、飲食し、等々、書いてありますが、この施設に関しては、全部、禁煙ということになるのでしょうか。

○総務企画課長（長 順一） お答えいたします。禁煙等の場所については、やはり指定した場所では吸えるような形で、全館が禁煙ということではなく、指定を設けて、喫煙をしていただくということになるかと思います。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。あと、この辺りの行為の禁止のところも踏まえてなんですけれども、例えばなんです、鹿児島県の奄美パークの設置及び管理に関する条例、指定管理も見させていただいたんですが、罰則というものの項目として設けられておりましたが、この件に関して、この条例に関しては特に記載がありませんでしたが、今後、この辺りは整理、整頓されていく御意向があるのかどうか、という点、確認してよろしいでしょうか。

○総務企画課長（長 順一） そちら辺のことについては、条例が示されたあと、必要に応じ、町長が規則によって定めていけたらと考えております。

○6番（泰山祐一議員） 県の方は、ちゃんと条例に記されているけれども、瀬戸内町は、こういった指定管理の設置条例に関しては、規則で対応される御意向で本当によろしいですか。

○総務企画課長（長 順一） 現在、この条例については定めておりませんので、今後、このような事案が出てきましたら、規則において、まずは定めていきたいと考えております。また、それが修正が必要であれば、条例に必要であれば、しっかりと条例整備をして、また、提出したいと考えております。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。あと、最後、一つですね。第15条の部分、確認したいと思います。1項ですね。指定管理者は毎年度終了後、施設の管理運営状況について町長に報告しなければならないと記されております。こちら、具体的にどのようなものを提出していただくのか、というところ、確認したいと思います。

○総務企画課長（長 順一） これ、指定管理者となりますので、やはりその1年間の収支状況の報告。また、施設内の管理に関する報告もしていただいて、やはりしっかりとした管理運営がなされているのか、確認していきたくております。

○6番（泰山祐一議員） 是非、この辺りですね、また西古見ゲートの方でもいろいろ報告の方も適宜していただいているところかと思います。そういった部分も参考にしながら、今回のこの久慈の施設に関しても、新たな事業も行われる部分もあろうかと思いますが、是非、ちょっとその辺りもですね、一つ、この標準化を図っていただいた方がいいのかなと思ったところでした。是非、この部分で、やはり年間に1回とかという報告では無くですね、この辺り、毎月なのか、そのほか、さらに短い形で聞いていただくのか、その辺りも含めてですね、まず事業の方をスタートしていくに当たって、この報告の共有というもの、非常に大事なところかと思いますが、是非、その点、

御留意いただきたいというふうに思います。以上となります。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第60号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、修正案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、議案第60号、旧久慈小・中学校を活用した農泊推進型施設の管理に関する条例の制定については、修正案のとおり、可決されました。

△ 日程第8 議案第61号 加計呂麻ターミナルの設置及び管理に課する条例の制定について

○議長（向野 忍議員） 日程第8、議案第61号、加計呂麻ターミナルの設置及び管理に課する条例の制定についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第60号、加計呂麻ターミナルの設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、本年度、新たに運用を開始する加計呂麻ターミナルについて、その設置及び管理等に関し、必要な事項を定めることを目的に、条例制定を行うものです。

なお、この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し、必要な事項は、別の規則で定めるとします。

御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（泰山祐一議員） 確認させていただきたいと思います。

まず、第16条のところからお願いします。館長ということが出ておりますが、これはどの方を指してらっしゃるのかということを確認したいと思います。

○商工交通課長（勇 忠一） ちょっと、何のこと。第5条ですかね。加計呂麻ターミナルには館長。館長は町営定期船を管理する主管課長が管理する、兼務するという形で、商工交通課長が館長

という形になります。

○6番（泰山祐一議員） 承知しました。あと1点、確認したいんですけども、昨日の議決で確かあったと思うんですが、電気料金の件ですね。こちらに関して、すいません、この条例の中に、ちょっと私が見落としているのか分かりませんが、明記、あるかどうかかなと思ひまして、その点は現状どうなっているのかという点、確認してよろしいでしょうか。

○商工交通課長（勇 忠一） 電気料金についての契約は、郵便局の方とまだ済んでおりませんけれども、この条例には電気料金の料金については記載しておりません。別途、契約で定める予定であります。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。
質疑なしと。

○5番（中村洋康議員） 条例というの、少し関連的なものですけども、課長が館長ということで、この施設の、何と言いますかね、実質的な管理のそういう体制ですかね、職員体制というものを、どのような感に考えていらっしゃるのかですね。これ、設置管理条例ですので、その辺、少しお聞かせください。

○商工交通課長（勇 忠一） 実際、加計呂麻島の方にありますんで、私の方がそちらに常駐するわけではございません。代理で行わせるという形になるんですけども、船舶交通組合、現在のチケット販売されている方が瀬相待合所におりますので、そちらの方に管理の方を依頼したいというふうに考えております。

○5番（中村洋康議員） ターミナルビル、箱物の大きな、大きなというか、施設ですよ。業務が、何と言いますかね、セキュリティの問題であるとかですね、何かこう施設のなんか緊急時、何かあった場合とかですね、そのようなことも含めて、その方をお願いするというような、そういうことなんでしょうか。

○商工交通課長（勇 忠一） 施設の管理において、海の駅もそうなんですけれども、非常連絡表という形で、その管理者から、まず、こう役場、所管の方へ連絡が来て、その先、いろいろ警察から消防、そういった連絡網を整えて、それによって管理していく予定としております。

○5番（中村洋康議員） 管理、実際の管理としても万全の体制ということだろうと思いますので、やはり、課長もそうですけれども、新たにそういう業務が増えるわけですので、それぞれの職員ですね、負担にですね、大きな負担とならないような形でですね、町としても、その辺の配慮をですね、是非、お願いしたいなというふうに思います。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第61号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、議案第61号、加計呂麻ターミナルの設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり、可決されました。

△ 日程第9 議員派遣の件

○議長（向野 忍議員） 日程第9、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

△ 閉会中の継続審査、調査申し出の件

○議長（向野 忍議員） これから、閉会中の継続審査、調査申し出の件を議題とします。

お諮りします。

日程第10の1件は防衛事業と地域共生調査特別委員長から、日程第11の1件は総務経済常任委員長から、日程第12の1件は、文教厚生常任委員長から、日程第13の1件は、議会運営委員長から、目下、各委員会において、審査、調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続審査、調査の申し出がありましたので、そのように決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定しました。

休憩します。

休憩 午後 3時37分

再開 午後 3時40分

○議長（向野 忍議員） 再開します。

これで、今期定例会に提出されました議案等は全て終了いたしました。
会議を閉じます。

閉会 午後 3時40分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

瀬戸内町議会議長 向 野 忍

瀬戸内町議会議員 柳 谷 昌 臣

瀬戸内町議会議員 元 井 直 志

令和7年第2回瀬戸内町臨時会

会 期 日 程

令和7年第2回瀬戸内町議会臨時会会期日程(案)

令和7年7月8日開会～8日閉会、会期1日間

月	日	曜日	会議別	会 議 の 内 容	備 考
7	8	火	本会議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○議案上程 ○閉会	

令和7年第2回瀬戸内町議会臨時会

令和7年7月8日（火曜日）午前9時30分開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣告

○開議の宣告

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 会期の決定

○日程第 3 議案第62号 瀬戸内分屯地周辺道路改修等(補助金)工事(R6節子1工区)請負変更契約の締結について

○日程第 4 議案第63号 瀬戸内分屯地周辺道路改修等(補助金)工事(R6節子2工区)請負変更契約の締結について

○日程第 5 議案第64号 農泊推進型施設における指定管理者の指定について

○日程第 6 同意第 2号 監査委員の選任について

※ 閉 会

令和7年第2回瀬戸内町議会臨時会 7月8日(火)

○出席議員は、次のとおりである。(9名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	栄 克 人 議員	2 番	里 山 正 樹 議員
3 番	伊 東 さおり 議員	5 番	中 村 洋 康 議員
6 番	泰 山 祐 一 議員	7 番	永 井 しずの 議員
8 番	柳 谷 昌 臣 議員	9 番	元 井 直 志 議員
1 1 番	向 野 忍 議員		

○欠席議員は、次のとおりである。(1名)

1 0 番 池 田 啓 一 議員

○職務のため会議に出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長	義 永 将 晃	事 務 局 次 長	喜屋武 純 仁
庶 務 議 事 係	宮 原 美 子		

○地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	鎌 田 愛 人	保健福祉課長	信 島 浩 司
副 町 長	福 原 章 仁	水 道 課 長	栄 順 二
総務企画課長	長 順 一	商工交通課長	勇 忠 一
総務企画課企画補佐	田 原 章 貴	水産観光課長	保 島 弘 満
総務企画課財政補佐	茂 野 清 彦	農林課長兼農委局長	永 井 健一郎
総務企画課人事補佐	勝 田 忠 広	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	保 岡 直 人
総 務 企 画 課 D X 推 進 室 長	中 島 淳 弥	教 育 委 員 会 総 務 課 長	徳 田 義 孝
税 務 課 長	林 敬 郎	社会教育課長	昇 憲 二
町民生活課長	保 岡 忠 洋		

△ 開 会 午前 9時30分

○議長（向野 忍議員） ただいまから、令和7年第2回瀬戸内町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布の議事日程のうち、日程第5、議案第64号、農泊推進型施設における指定管理者の指定についての撤回申出を許可し、この議案については、日程番号を欠番とすることとします。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（向野 忍議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

議席1番、栄 克人議員並びに議席2番、里山正樹議員を指名します。

△ 会期の決定

○議長（向野 忍議員） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日の1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（向野 忍議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日の1日間に決定しました。

△ 日程第3 議案第62号 瀬戸内分屯地周辺道路改修等（補助金）工事（令和6年節子1工区）請負変更契約の締結について

○議長（向野 忍議員） 日程第3、議案第62号、瀬戸内分屯地周辺道路改修等（補助金）工事（令和6年節子1工区）請負変更契約の締結についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） おはようございます。議案第62号、瀬戸内分屯地周辺道路改修等（補助金）工事（令和6年節子1工区）請負変更契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、町道嘉徳支線の道路改良事業に係るものであり、令和6年9月13日、丸福建設株式会社と一金、5,746万746円で契約し、現在整備を進めておりますが、今回、請負契約金額の変更を行うものであります。

主な変更内容は、準備工の伐木及び集積処理の増、盛土工の増、残土処理工の増によるもので、変更後の請負金額は773万9,254円の増額の6,520万円となります。参考資料として図面を添付しております。

御審議のうえ議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（泰山祐一議員） 1点確認させていただきたいと思います。こちらの一番最後のページの概要書のところですね、残土処理工のところになります。こちらの290から1,210への変更となっておりますが、この分、ちょっと0が一桁増えているというようなところで、その詳細な理由、教えていただいてよろしいでしょうか。

○建設課長（浜田高仁） お答えいたします。当初設計ではですね、現道に残土を仮置きする予定でございましたが、現道にマンホール、いわゆる電気の配線等がありまして、そちらの現道に盛土を仮置きをいたしますと管理ができなくなるということで処分をするということで残土処分が増えたということでございます。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第62号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、議案第62号、瀬戸内分屯地周辺道路改修等（補助金）工事（令和6年節子1工区）請負変更契約の締結については、可決されました。

△ 日程第4 議案第63号 瀬戸内分屯地周辺道路改修等（補助金）工事（令和6年節子2工区）請負変更契約の締結について

○議長（向野 忍議員） 日程第4、議案第63号、瀬戸内分屯地周辺道路改修等（補助金）工事（令和6年節子2工区）請負変更契約の締結についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 議案第63号、瀬戸内分屯地周辺道路改修等（補助金）工事（令和6年節子2工区）請負変更契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、町道嘉徳支線の道路改良に係るものであり、令和6年9月13日、株式会社勇建設と一金、7,349万5,095円で契約し、現在整備を進めておりますが、今回請負契約金額の変更を行うものであります。主な変更内容は、土砂運搬整地の増、鉄筋挿入工の増によるもので、変更請負金額は110万4,905円増額の7,460万円となります。参考資料として図面を添付しております。

御審議のうえ議決くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第63号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、議案第63号、瀬戸内分屯地周辺道路改修等（補助金）工事（令和6年節子2工区）請負変更契約の締結については、可決されました。

△ 日程第6 同意第2号 監査委員の選任について

○議長（向野 忍議員） 日程第6、同意第2号、監査委員の選任についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（鎌田愛人） 同意第2号、監査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、監査委員の選任についての議案であります。地方自治法第196条第1項の規定により、識見を有するものとして、新たに川畑輝芳氏を選任したいと思います。

御審議のうえ同意くださいますようお願いいたします。

○議長（向野 忍議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○8番（柳谷昌臣議員） お尋ねします。監査委員の選定ですが、3月議会で前任の方、同意されて、今、4、5、6、7月、3カ月ちょいなっております。その中で、短いというふうに思いますが、先日の6月議会におきまして、同僚議員の方からですね、監査の選任問題がなかったのかというようなやりとりがありました。今回の人事のこの案件に上がったということは、何か問題があったということなののでしょうか。それも踏まえて今回に至った経緯のほうを伺います。

○町長（鎌田愛人） まず、問題がなかったのかについて申し上げます。この評価については、普通公共団体に対する請負が業務の主要部分でどれぐらい示せるかということもありまして、評価については、その請負をほとんど受けておらないということと、補助団体ではないということで、問題

はないということでございます。

それと、経緯について申し上げたいと思います。これは前任の永井氏の名誉のためにも申し上げますが、永井氏は監査委員として3カ月でしたが、財政援助団体監査、伝票監査、月例監査等についての的確に業務遂行に努めていました。また、人望も厚く、人間性においても申し分ない人材で、後輩からも信頼があり、そして面倒見の良い先輩でもありました。当局としても信頼がおける人材として監査委員に3月議会において、議会においても全会一致で承認されたものと思っています。しかしながら、6月30日をもって退任の願いがありましたので、本人に確認しましたところ、役場退職後、建設業協会より事務局長への選任依頼があり、これまで行ってきました。いつかは退職するつもりでいたところ、役場の監査委員というお話をいただき、役場OBでもある私にとって、とても光栄なお話をいただいたところでありました。そのタイミングで建設業協会を退職し、後任を探しておりましたが、なかなか手がおらず、協会の仕事と監査委員の仕事を兼ねなくてはならないことになりました。6月に入り、ようやく後任が見つかり、監査委員に専念する意志であった矢先に、議員の発言がきっかけに、監査委員を続ける意欲がなくなりました。私としては、役場に少しでも貢献できるよう、委員を快く承認しましたが、3月の議会で全会一致で可決されたにも関わらず、あのような発言をされますと、共に町を盛り上げていく気持ちがなくなりました。また、共にお仕事をしていく気持ちにもなりません。そのようなことから、永井氏は監査委員を辞任することを決意したとのことでした。このことを踏まえ、現在、永井氏は建設業協会を退職、監査委員も辞任し、職を失っているとのことでした。現に私も、この議場における公の場で発言する立場として、個人や企業に対し迷惑や不快な思いを抱かせるような発言には、気をつけなければなりません。私たち当局職員も含め、議員の皆様においても議場での発言はそれだけの重みや責任がありますので、発言には慎重かつ丁寧や、そして調査、確認することが必要であると思います。永井氏には辛い思いをさせてしまい、誠に申し訳なく思っているところであります。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

○6番（泰山祐一議員） また、今のは議事進行として、ちょっと僕はこの選任に関しての話なのですが、この川畑さんという新しい方の質疑に関しての答弁で、今町長、わざわざ原稿まで御用意して読み上げているというような状況だったので、ちょっとそこはどうかなと思ったところでした。ちょっと川畑さんの質疑にさせていただきますが、今回、新しく監査のほうが変わられますということで、同意のほうをこちら議決のほうをいただいておりますけれども、この部分で、これまで役場の出身の方が代表監査になられるケースが多かったのかなという印象だったんですけれども、今回、民間の経験のあられる方をお選びになられたということで、その部分に関して、今回、どういったお気持ちでこの川畑さんをお選びになられたのかいうところをお伺いしてもよろしいでしょうか。

○総務企画課長（長 順一） お答えいたします。これまで、確かに役場のOBの方々が監査委員として選任されておりましたが、今回、急きょ退任ということもございまして、なかなかこれまでも

監査委員への選任という、私たちからしても適材である人材を探すということは、大変苦勞もしてきたところでした。それで今回、この川畑さんを指名した理由については、この方のこれまでの郵便局での勤めの中で、やはりその中でも管理職も勤め、そして九州支社、金融業務部の監査もやられたというところから、やはり監査についても精通しているところがあるものと思い、今回、御本人に確認をしたところ、快く引き受けてくださいましたので、今回選任にあたっては、やはりこれまでの川畑さんの業績を踏まえて、選任させていただきたいと思って、今回提案させていただいているところでございます。

○6番（泰山祐一議員） 分かりました。そうしましたら、今後の方針としては行政の経験者だけではなくて、民間の経験者の方も広くですね、今後更新される際にはお声掛けをしていこうというような御意向になったというような理解でよろしいでしょうか。

○総務企画課長（長 順一） やはりこの監査委員としても、人材として適材適所である方を選任していかなければいけないと思っておりますので、そこはやはり行政出身者であったり、やはり今回のような形で民間の方、適材の方がいらっしゃいましたら、またこれは協議して選考していきたいと考えております。

○6番（泰山祐一議員） はい、分かりました。今回のこのような形で御承諾をいただいて、この同意案件を上げていただいていたので、その分に関しては川畑さんがこれからの3年間ですね、まず行っていただくというようなことで期待をしたいところです。その上で、今後の部分で一つ御検討していただけたらと思うのが、やはりその監査委員の成り手不足というようなところのお話も今いただきました。是非その部分の待遇のところもですね、今後、どういう形の待遇の許容面なのか、報酬面かな、の部分なのかとかですね、そういったところなども踏まえながら、是非今後の環境整備というところも御検討いただきたいなというふうに思います。以上です。

○議長（向野 忍議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（向野 忍議員） 討論なしと認めます。

これから、同意第2号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（向野 忍議員） 起立多数であります。

よって、同意第2号、監査委員の選任については、同意することに決定しました。

これで、本日に日程は終了しました。

会議を閉じます。

以上を持ちまして令和7年第2回瀬戸内町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前 9時53分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

瀬戸内町議会議長 向 野 忍

瀬戸内町議会議員 栄 克 人

瀬戸内町議会議員 里 山 正 樹

